1/87

刑政（季刊） 第55巻第1号（昭和18年）

矯正図書館所蔵

刑政（季刊）　第55巻第1号（昭和18年）

刑政

9128

第五十五巻　第一號

改編の言葉……二
常習犯人と不定期刑……正木亮……四
群集と群集犯罪……木村龜二……三五
和の精神と日本行刑（一）……東邦彦……五六

資料
一九四〇年ドイツ統一行刑法（一）……小川太郎……八六
ジーフエルツの拘禁心理の研究（二）……高橋正己……一〇八
累犯に關する調査第一（豐多摩）……枇杷田源介……一一七
昭和十六年刑政年報……一四七
刑事關係文献……一五五
行刑法規質疑應答……一五七

財法團人　刑務協會發行

昭和十六年十二月二十八日印刷納本
昭和十七年一月一日發行（一・四・七・十月各一日發行）　第五十五巻　第一號

矯正図書館所蔵

刑政

一月號

第五十五卷
第一號

十一月號目次

戰爭と刑事政策の黎明（卷頭言）……中尾文策
未決拘禁と作業……中尾文策
青年學校教育に就て（講演）……伊藤正勝
少年所長會同記
滿洲國監獄作業運營の方法……林　英雄
一九四〇年ドイツ統一行刑法
少年犯人に對する新處遇方策……ケネス・ウオーラン

十二月號目次

收容者食糧給與手續の改正に就て（卷頭言）……芥川　信
回顧と展望——昭和十六年の行刑に於ける……小川太郎
ジーフエルツの拘禁心理の研究（一）……高橋正已
青年學校教練科の教授要目に就て（講演）…陸軍中佐　山本　勇
アメリカに於ける暴力團……ボール・ロツクウツド
日滿司法事務連絡協議會開催
在京刑務所非常應援訓練

矯正図書館所蔵

改編の言葉

既報の如く本誌は茲に面目を改めることゝ成つた。其の趣旨と經緯とは既に「月刊刑政」一月號の卷頭及び卷末に詳しく述べられて居るので今は其の重複を避ける。要するに從來の二元主義の困難さから解放されて今後本誌は專ら學術雜誌としての途を進み得ることゝ成つたのである。

面目を改めるとは言ふものゝ、決してそれが創刊以來一貫し來れる本誌の性格を一變せしむることを意味しないのは言ふ迄もないことである。かつて言言せられたるが如く、本誌は「刑事學の總てを網羅し」て之を其の視野に入れんとするものではあるが、然し元來本誌がわれわれのものである以上、何處迄も「行刑の充實を計るの目的を」持ち且つ之に重點を置くものなること、まさに當時の編輯者の言葉の如くである。されば、本誌はもとより眞摯なる學問的研究を志すものではあるが、同時に實證を無視し實踐より游離せるが如き概念的遊戲を金科玉條とするものでは斷じてないのである。

思へば本誌創刊の當時は、我が朝野は擧げて不當暴戾なる治外法權の桎梏を打破す可く血の汗を絞つて居たのであり、本誌も之に協力することが當時の重大使命の一つであつた。爾來五十有五年、今や其の我國が大東亞の盟主として、舊き秩序に據る米英の不正を清々破摧しつゝあるの現狀を見て、誰か無量の感慨に浸らぬ者があらう。而して我に最初の西歐的行刑制度を輸出した香港と星港とは、前者既に陷ち後者

亦目前に最後を控えて居るのである。恰もわれわれの領域に於てより雄大なる新構圖の展開が要求され約束されて居るかの如くに。

世界史一大轉換の此の秋、本誌の裝を新たにすることの意義深きを感じつゝ茲に改編の辭を述べる次第である。

（中尾生）

矯正図書館所蔵

刑政（季刊） 第55巻第1号（昭和18年）

常習犯人と不定期刑

正木亮

研究項目

一 累犯
二 累犯の發生原因
三 累犯中の常習犯
四 常習犯の概念と種類
五 常習犯人の改善の能否
六 常習犯人に對する取扱論
七 常習犯人對策立法
八 常習犯人對策の種類
イ 長期刑主義
ロ 刑と保安處分併用主義
ハ 不定期刑主義
九 不定期刑の運用
イ 特殊の監獄設備
ロ 犯人の個性審査
ハ 放肆・嬉勞・放浪性の除去
ニ 行刑保護と釋放後の保護
一〇 不定期刑審査會

一 累犯

累犯とは一度罪を犯したる者が、その刑の執行終了後、罪を重ねることを謂ふ。而して累犯の觀念には廣狹の二義がある。廣義の累犯とは一度罪を犯したる以上、次の犯罪の種類及び適用すべき刑罰が異るも總て累犯の觀念を以て律する場合であつて、狹義の累犯とは、わが刑法典に於て規定さるるが如く、懲役に處せられたる者が、その執行終了後一定期間内に再び有期懲役に處せらるべき場合をいふ。(一)

累犯の觀念は時に刑罰加重の原因として重視せられる。何となれば、犯罪人が一度罪を犯して刑に服し乍ら、猶改めざるが如きはそこに改善不可能にして公共危險性の認むべきものあるが故に、刑罰を加重する必要が認められるのである。されば、その意味に於て罰金・拘留及科料に當るが如き輕き犯罪に對する累犯がわが刑法典の外に置かれて居る所以である。(二)しかし、公共の危險性はひとり懲役刑に當る犯罪のみに限定すべきではなく、内亂罪・騷擾罪等禁錮に當る罪に付ても之を認める必要がある。その點より最近に於ては累犯の適用範圍を擴大する必要があるとさへされて居る。(三)

累犯の觀念は決して近代刑法に用ゐられた問題ではなく、極めて古くはモーゼの法律に於て既にそのことが認められて居たといはれるが、ローマ法に於てはその點明確なる規定がなかつた。(四)累犯に關する刑法上の明文が制定されたのはカノン法典であつた。イタリヤに於ては早くより常習犯の觀念が認められ、二度目の犯行は即ち犯罪的慣習eine verbrecherische Gewohnheit であるとされ、而して三犯より常習犯として取扱はれた。かくの如くにして(五)西曆十二世紀より十六世紀に於けるイタリヤ市民法 italienische Stadtrechte には累犯規定が擧げられて居た。古

矯正図書館所蔵

代ゲルマン法に於ては右イタリヤ市民法以前に於て二度目の犯罪は最初のものよりも重く處罰する規定を置き、フランスに於ては革命時代の法律に於て既に累犯を規定し、一八一〇年のナポレオン法典に之を移して居る。(六)

此等諸國の刑法典に於て、古くより累犯の認められた點を考證すると、要するに社會敵對行爲に對する國民の正義觀 Gerechtigkeitsgefühl der Völker の具現である。古代に於ての刑罰加重はそれによつて犯人を敎化する充分なる期間としようなぞといふ考ではなく、只正義觀を完ふすれば足りるものであるから、そこには罰金の加重、體刑の加重等さへ用ゐられたのである。(七)

此等の點より今日の累犯刑を觀察すれば、その懲役刑のみに限られたること、刑期の倍加されたること等何れも自由刑によつて犯人を改化遷善することに大きな目標を置いたものであると見るに難くない。

一 牧野博士「日本刑法」上卷（第六一版）五四九頁。花村美樹氏「累犯」（法律學辭典、IV 二七五七頁）。

二 Goldschmidt, Strafen (Vergleichende Darstellung des deutschen u. ausländ. Strafrechts. Allg. Teil Bd. VI, S. 463 ff.).

三 我改正刑法假案第七十五條「懲役又ハ禁錮ノ執行ヲ終リ又ハ死刑、懲役若ハ禁錮ノ執行免除ヲ得タル後五年內ニ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ之ヲ累犯トス」として累犯の範圍を非常に廣めた。

四 花村敎授の前揭論文にはローマ法に於て累犯の規定が認め得るとされて居るが、Josef Effertz, Die strafrechtliche Behandlung des Rückfalls, 1927, S. 4 ff. にはローマ法には明文がないと論ぜられて居る。

五 Josef Effertz, a. a. O. S. 6 ff.

六 Josef Effertz, a. a. O. S. 11.

七 Josef Effertz, a. a. O. S. 7.

二 累犯の發生原因

累犯は如何なる原因によつて發生するかといふことは刑事學上の一大問題であつて、にはかに斷定を見るを得ない。ロムブローゾ及びその一派の主張した生來犯人 angeborene Verbrecher 論によれば、累犯の多くは隔世遺傳等による形而下學的の原因に由來することになるが、之によれば、累犯者は結局改善不能者と斷定されることになるが故に、一八九〇年のベルンの國際刑事協會に於てはプリンス Prins が之に反對し、フオン・リストも亦極力之に反對して竟にロンブローゾの生來犯人類型をも否定して居る。(一) 生來性の犯罪の存在は最近の刑事學界に於ては比較的共鳴が少い。しかし乍ら生物學及び遺傳學の進歩は精神薄弱、遺傳性舞踏病等の遺傳を明かにし、殊に學者によつては「尠くとも常習犯人の大部分は精神的に異常あることは一般に認められるところである。而もその基礎となる異常には種々なものがあつて、夫々遺傳生物學的に制約されて居る」(二)とさへ斷定して居る。醫學者のこの斷定が正當なりとすれば、かやうな內的原因に基いて生ずる犯罪に對して定期刑を科するとも、それによつて改過遷善を期待することは出來ない。吉益博士が常習犯人の大部分が遺傳生物學的に制約される異常であるとされたことは、累犯原因の一面を明かにされたものとして極めて意義が深い。

然し、累犯の原因はかくの如く形而下學的にのみ斷定し得ざる場合が尠くない。例へば、行刑統計によれば刑餘の不信用といふ事實が累犯の大きな部分として擧げられ、そしてそれが原因となつて犯を重ねたる相當多數が示されて居る。(三) この刑餘の不信用といふ事實は所謂犯罪の外的原因である。今日のわが統計に於ては累犯原因としての社會現象の影響に付て特に明かにされたものはないが、犯罪全般に亙つて示されたところによると、酒色、色慾、貧困、酒惰、娛樂及誘惑等の如き社會的諸條件が犯罪原因となつて居る場合が非常に多い。(四) その點は同時に累犯の原因として

矯正図書館所蔵

も考へらるべきこと勿論である。矢張り、累犯の原因も從來刑事學上の通說として認められたる通り、內的原因と外的原因との結合によるものであるといふことは到底否定することが出來ない。

只累犯の一の特殊原因として看過することの出來ぬ事實は、累犯の孵卵期といふ問題の考へられることである。累犯の孵卵期とは犯人が監獄を出て後、最も誘惑にかかり易く、又最も自暴自棄に陷り易い期間を指すものである。此の期間は學者によつて異論があるが、通常一月より二年の間とされて居る。(五)眞に累犯を防止しようとするならば、この期間に十分なる警戒をなす必要がある。わが刑法の如く累犯の期間を五年の長きに定め乍ら、而も何ら警戒の制度を認めないことは、それ自體に於て既に累犯の原因を作りつつあるのである。

最後に累犯の原因は監獄拘禁そのものの中に之を見出すことが出來る。獨房論者の監獄學者クローネは特にその點に主眼を置いて居る。(六)卽ち、囚人を雜居拘禁に付するときは刑罰の執行によつて益々惡風の感染を受け犯罪先輩者に追隨するに至るといふのである。かくてクローネは五年の獨居主義をさへ主張するに至つたのである。

一 v. Liszt, Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge, Bd. I, 1905, S. 89 それには「今日では犯人型 Verbrechertypus の夢を見終つて居る、そこでわれわれは眞面目な活動に歸つて行くべきである」といつて居る。

二 吉益修夫博士「優生學の理論と實際」（昭和十五年）第一四三頁。

三 第四一行刑統計年報（昭和十四年）第一四三頁、刑餘ノ不信用百二件擧げられて居る。

四 同上統計年報によれば犯罪原因の第一位は利慾六、九〇五、第二位は懶惰六、七〇〇、第三位酒色二、六六八、第四位色慾二、〇五四、第五位酒慾一、五五三、第六位射倖一、六二七、となつて居る。

五 Vergl. Darst. d. deutschen und ausländ. Strafrechts. Allg. Teil. Bd. IV, S. 565, 拙著「行刑上の諸問題」（三版）第二四頁。

六 K. Krohne, Lehrbuch der Gefängniskunde unter Berücksichtigung der Kriminalstatistik und Kriminalpolitik, 1889, S. 249 ff.

三 累犯中の常習犯

わが刑法第五十六條に規定せられて居る累犯は、既に述べた如く、懲役の執行を終り又は執行の免除ありたる日より五年內に更に罪を犯し有期懲役に處すべき場合であつて、累犯である限り、其の罪に付き定めたる懲役の長期の二倍まで刑を加重することが出來る（刑法第五七・五九條）。換言すれば、累犯とは刑罰加重の原由として認められるべき犯罪の態樣である。しかし、累犯に付て更に詳細なる研究を遂ぐるに於ては、そこに自ら二つの犯罪態樣の存することを看過することを得ない。卽ち、その一は、單に罪は重ぬるも、その犯罪の動機が或は激情に因り、或は偶發的の事情に基くが如き場合であつて、行爲者に犯罪的慣習の認められない場合である。その二は、行爲者が犯罪を重ぬることは既にその者の犯罪慣習に基くが如き場合である。兩者共に罪を重ぬることは同じであるけれども、法規に違反する動機の惡性に付ては之を同日に見ることが出來ない。わが刑法に於ける累犯は今日のこの二つの場合を抱括して立法されて居る。

晩近に於ける刑事政策の發達は累犯に關するこの傳統を打破せしめんとするに至つた。一九〇九年のドイツ刑法準備草案は從來の累犯を二つに分けて、重罪又は故意の輕罪を犯すにことにより自由刑に服する場合を以て累犯 Rückfall とし（第八七條）、少くとも五度重罪又は故意の輕罪により自由刑に服し殊に、中、少くとも一度は重懲役 Zuchthaus に處せられ且最終の前刑が三年以內なる場合

矯正図書館所蔵

に於て再び重罪又は故意の輕罪を犯したるときは、ここに職業的・常習的犯人 gewerbs-oder gewohnheitsmässigen Verbrecher の觀念を認めて、二年より十年迄の重懲役を認むべきことを規定した（第八九條）。その刑たるや必しも妥當ではないけれども、少くとも五度も繰返し犯罪をなすが如きものに對して職業的・常習的犯罪人としての觀念を設け、かかる者に對する刑罰を普通累犯よりも異つた意味に於て加重せしめたといふことは劃期的の立法であつた。

爾來、ドイツの刑法草案は、何れも普通累犯と常習累犯とを區別した。即ち一九二一年の對案 Gegenentwurf に於ては累犯孵卵期を一九〇九年よりも短縮して三年としたが、常習累犯は準備草案と同じ條件とし、自由刑と豫防拘禁とを併用することとなした（第九五、九八條）。一九一三年のドイツ刑法委員會草案、一九一九年草案までは常習累犯は何れも五度の前科を有することを以て常習の要件と定めたが、一九二五年案に於ては前科の回數を除いて普通累犯と常習累犯との區別を公安に對する危險性の有無にかからしめた（第七七條）。

かくの如く今日の見方に於ては累犯の中には公共危險の大なる常習犯人が含まれて居ることが明かにされることとなつた。わが刑法に於てこの觀念が見出されたのは早くは賭博罪に於てであつたが、その他の罪に付ては昭和五年の「盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律」であつた。同法に於ては常習として竊盜、强盜、準强盜、昏醉强盜及其の未遂罪を犯したる者に對して竊盜を以て論ずべきときは三年以上、强盜を以て論ずべきときは七年以上の有期懲役に處することとなした（第二條）。

とにかく、內外の刑事立法の趨勢として累犯といふ莫然たる觀念に滿足することなく、更にそれを刑事政策的に分解して累犯の中に或は改善の困難に非ざるもの、改善不能なるもの、常習的なるもの等に區別する必要が認められたことは一の進歩であり、刑事政策が自らそれによつて更に研究の領野を廣めたことになるのである。

四　常習犯の概念と種類

常習犯の概念は區々であつて未だ一定の標準が定められて居ない。形式的なる見解に從へば、前科の數にその標準を求めて居る。例へば上述のドイツに於ける一九〇九年案一九一一年案一九一三年及び一九一九年案は何れも前科五犯即ち六度犯罪を繰返すことを以て常習犯認定の基礎として居る。(一)

イギリスの一九〇八年の犯罪豫防法 the Prevention of Crime Act によれば、少くとも三犯以上の前科者たることを常習犯の標準として居る。(二)

しかし、常習といふ觀念は必しも前科數のみによつて斷定すべきものではない。たとひ前科はなくとも長年月の犯罪の反覆によつて習性となるに於ては之れ即ち常習犯罪の概念を確立し得べきである。わが大審院が前科の事實あることを度外視して只反覆累行の事實のみを以て常習を認定したるはその理由をこの點に置くのである。(三) ドイツの一九二五年案が前科回數を除き又わが「盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律が」單に「常習として」とのみ規定して居るのは常習を實質的に認定せしめようとして居るに外ならない。

常習觀念の認定に付て特に說明を與へて居るのは、ドイツ大審院判例であるとされて居る。曰く「犯罪の實行上修練によつて發達する性癖をあらはす場合にはその犯行は常習的に行はれる gewohnheitsmässig verübt ものである」と。(四) 而して、この種の犯罪概念はワールベルヒ Wahlberg の支持の下にリスト一派によつて確立されたもので

矯正図書館所蔵

あつて、リスト自身は常習的性癖は之を累犯者の中に見出し得ると說明して居る。(五)

要するに、常習の觀念が犯罪の反覆實行を基礎とするものであることに異論はない。只如何なる程度の反覆實行を以て常習とすべきやに付て問題が殘るのであるが、この點は前科數よりも犯人の性向によつて定むることが妥當である。犯人の性向に既に常習性が認められるるに於てはそれは單なる累犯に非ずして、常習犯と認定すべきことは輓近刑事立法の結論であると見ることが出來る。(六)

偖かくの如き常習的犯罪は如何なる罪名に最も多く表はれるかに付て見るに、それが同種の犯罪、例へば竊盜の反覆による常習であるか、刑法犯全般に亙つての反覆常習であるかに付ては明かでないが、とにかく犯罪常習と見るべきものに付昭和十四年の行刑統計によれば竊盜・强盜・賭博・詐欺及恐喝・橫領・賍物に關する罪・文書有價證券僞造・猥褻姦淫・傷害・殺人・放火及住居侵入である。殊にそれ等の罪がイギリスの犯罪豫防法に認められて居る如く、三犯以上卽ち常習犯人と認めらるる數は左の通りである。(七)

竊盜	一、八一七人
强盜	二八人
賭博及富籤	二八七人
詐欺及恐喝	五〇三人
橫領	一三三人
賍物ニ關ス	四〇人
文書有價證券僞造	三〇人
猥褻姦淫	一七人
傷害	七六人
殺人	二一人
放火	七人
住居侵入	二九人
略取及誘拐	一二人

又ドイツの一九一三年までの諸草案に認められたる如く五犯以上卽ち右草案に所謂常習犯に當るものは左の通りである。(八)

竊盜	二、四一九人
强盜	四九人
賭博	二二九人
詐欺及恐喝	六三六人
橫領	九〇人
賍物ニ關ス	三七人
文書有價證券僞造	一六人
猥褻姦淫	八人

矯正図書館所蔵

傷害　四六人
殺人　一一人
放火　三九人
住居侵入　一六七人
略取誘拐　七七人

少くとも以上の犯罪が反覆性があり、常習性を認め得らるる點に付ては異論のなかるべき筈である。此の點は後に不定期刑を認むべき犯罪の種類を定むるに必要であるから此處に特に記載して置く。

一 Josef Effertz, a. a. O. S. 76, 85, 91.

二 English Prisons To-day, 1921, p. 441.

三 此の點に付て二つの判例ある。その一は昭和十一年大審院判例集第三三四頁に「犯人が同一場所ニ於テ約半歳ノ間ニ二十數回ニ亙リ賭博行爲ヲ反覆累行シタル場合之ヲ常習賭博者ナリト認定スルニ妨ケナシ」と。その二は同年判例集第一八八頁に「賭博ノ事實ヲ證明スルニ當リテハ必シモ本案ノ賭博行爲以前ノ事實ニ依ルコトヲ要セズ現ニ公訴ニ係ル事案ニ於ケル賭博行爲ガ反覆累行サレタル事情ヲ資料ト爲シ得ルモノトス」と。

四 Alexander Elster und Heinrich Lingemann, Handwörterbuch der Kriminologie, 1933, S. 621.

五 v. Lisst-Schmidt, Lehrbuch des Deutschen Strafrechts, Bd. I. Allg. Teil, Aufl. 26. S. 355.

六 v. Lisst-Schmidt, a. a. O. S. 428.

七、八 昭和十四年第四十一行刑統計年報第一〇〇、一〇一頁。

四 常習犯人の改善の能否

常習犯人とは上述の如く犯罪慣習が犯人の性向となれる場合を謂ふ。從てかやうな性向が刑罰又はその他の處分を以て改善 Besserung され得るか否かといふことは刑事學上の一の課題である。國際刑事學協會 Internationale Kriminalistische Vereinigung 國際刑法並監獄會議及ドイツ法曹大會 Juristentag 等で屢々此の問題が取扱はれて居るのは、此の問題が如何に刑事學上の重大問題であるかを物語つて餘りがある。先づ私は玆に刑事學者が改善不能と認めた點に付て擧げて見よう。

(a) ゲンナート Gennat は犯罪行爲をなすべき、根絶し難き性向 die unausrottbare Neigung を持つて居る人人のあることを認めた。(一一)

(b) デュボイス Dubois はセントピータースブルグに於ける第二回國際監獄會議に於て犯罪を第二の性質 zweite Natur となした人人のあることを認めて居る。

(c) シュワンドナー Schwandner は人間の測定を以てしては正しき軌道にひき戻すことの出來ぬ人人のあることを認めた。(一二)

(d) アシャッフエンブルグ Aschaffenburg はその性格上今日の狀態の下に於ては直ちに累犯に陷るが如き改善不能の人間 unverbesserliche Menschen のあることを認めた。(一三)

(e) ミッテルマイヤー Mittermaier は利己的動機を呼び起すことにより最早威嚇されないところの成年は改善不能であるといつて居る。(一四)

(f) エクスナー Exner は刑罰によつても亦法律によつて定めた改善手段によつても共に社會の要求に適合しない人人のあることを認めて居る。(一五)

かやうに多くの學者は改善不能者のあることを認めて居る。今日一般に改善不能者のあることが主張される論據

矯正図書館所蔵

は必ず上述の何れかにあてはまり得るのである。之に對しかの有名なドイツのカール教授 Kahl は次のやうに改善不能を否定して居るのである。(七)即ち「人が屢々の處罰にも拘らず、直に犯罪の路に踏み入るといふ事實は彼が未だ改善されて居ないといふことのみを證明し、適用すべき手段が十分でないといふことを證明し且彼を合法的なる路に引きもどすことが出來ないといふことのみを證明するものである。彼が全く改善し能はぬか否かといふこと、彼の從來の反社會的生活を引き戻すべく國家に爲すべき手段が最早ないか否かといふことに付ては、何ら承さるるものがないのである」と。カール教授の所論は、要するに常習犯人の改善不能論といふことは未だXの問題であるといふことになるのである。プリンス Prins レヴェイユ Léveillé 等の社會學派は一八九〇年のベルン國際刑事學大會に於て同樣の主張をなして居る。又大場茂馬博士はドイツに於けるその著「改善不能犯人とその處遇」に於て絶對的改善不能のないことを主張して居るのである。(八)私も亦此の種の主張を續けて來たものであるが、しかし、常習犯人の改善の能否問題は今日のところは水掛論に他ならない。けれども、それが水掛論の狀態にある丈け常習犯人の改善といふことが非常に困難であるといふこと丈けは何人も否定することの出來ぬ問題である。

一 此の問題は特に一九二七年のカールスルーエのI・K・V・及一九三一年のエッセンI・K・V・に於て盛に論議せられて居る。

二 Gennat, Das Strafensystem und seine Reform, 1905, S. 40.

三 Schwandner, Mitteilungen d. I. K. V., 1922, S. 135.

四 Aschaffenburg, Mitteilungen d. I. K. V., 1922, S. 136.

五 Mittermaier, Vergl. Darst. d. deutschen u. ausl. Strafrechts, Allg. Teil, ■. S. 324.

六 Exner, Die Theorie der Sicherungsmittel, 1914, S. 74.

七 カール教授は第二十八回のドイツ・ユリステン・タッハに於て此の主張をなして居る。

八 Oba, Unverbesserliche Verbrecher und ihre Behandlung, 1908, S. 26 ff. 尙改善不能の概念論及その種犯人の處遇論には W. Mittermaier, Die Behandlung unverbesserlicher Verbrecher (Vergl. D. d. deutsch. u. ausländ. Strafrechts, Allg. T. Bd. ■. S. 321 ff.) 參照。

六 常習犯人に對する取扱論

改善の能否に關しては、上述の如き理論の對立があるが、しかし、その何れの理論によるも最早犯罪の常習性が認められて居る。かやうな犯罪常習性を如何に取扱ふべきかといふことは刑事政策上の重要問題である。玆に於て、私は、先づ既存の刑罰制度が此の種犯罪に有效適切であるか否かに付て檢討をして置く必要がある。

今日の刑罰に於て、最も重要なる地位を占むる自由刑が、常習犯人に對して妥當なる刑罰であるか否かが此の場合先決されねばならぬ。之に付て、讀者は本論四に擧げたる三犯以上の累犯者の數と五犯以上の累犯者の數とが如何に多數であるかといふことに認識を深めて置く必要がある。累犯者が、しかく多數であるといふことは、一面に於ては犯人の性格に歸すべきことが主張せられるが、他面又カール教授の言ふが如く、適當なる手段が用ゐられないからでもあるのである。適當なる手段が用ゐられないといふことは、要するに今日適用して居る自由刑が不滿足であるといふことになるのである。

然らば、今日の自由刑に於て不滿足とされる點は何か。それ卽ち短期刑の濫用と定期刑の不合理といふことに歸著されるのである。養にも述べたやうにミッテルマイヤーは「利己的動機 egoistisches Motiv を呼び起すことにより最早威嚇されない人間のある」ことを認めたが、さやうな人間は三犯以上の人人に多いのである。威嚇されない人間

矯正図書館所蔵

に短時日の自由刑を科し又は一定期間の自由刑を科することは裁判官の形式的職責を完ふするのみであつて、犯罪防遏とは全く無縁であることを認めねばならぬのである。

改善不能といふ觀念が認められなくとも、少くとも改善の困難といふ事實が認められる以上、改善可能を前提とする刑罰制度に必然的に改良されねばならぬことになつて來るのである。そこでこの問題を解決する前提として先づ取り上げらるることは、定期刑制度である。

定期刑制度は所謂道義的責任論の上よりすれば、避くべからざる制度ではあるが、しかし、他面犯罪防遏といふ現實を無視して今日の刑法を考へるわけには行かないのである。この責任論と現實とのギヤツプを調整すべく發案されたのが定期刑と保安處分との結合であつた。定期刑と保安處分との結合は實にかのカ：ル・ストースの偉業であつた(一)が、爾來此の制度は漸く諸國の認むるところとなり、實際に適用されることとなつた。しかし、この制度の結果に就ては早くもイギリスの政府當局から、保安監置が十分の效果を收めて居ないといふ事實、釋放後再び罪を犯した者の比例數が甚だ高いことが發表され、その結果として保安監置も更に期間を永くする必要があるとされるに至つたのである。(二)

常習犯罪は、犯罪中、世人に對し最も危險多き犯罪たることは今更論ずるまでもない。而もかやうな犯罪を如何に取扱ふべきかが一定しないことは現代刑事學の恥辱でもあるのである。その意味よりI・K・Vに於ては一九二二年のゲツチンゲン大會以來、一九二七年のカールスルーヘ及一九三一年のエツセン等に於て常習犯人の處遇問題が熱心に討議せらるるに至つたのである。而して、その最後のエツセン會議に於ては常習犯人に對する處遇の二大目標が決

定さるるに至つたのである。卽ち

一　常習犯人に對する不定期刑の是認

二　不定期行刑の敎化的運用

是であつた。(三)そこでは絕對的改善不能といふ觀念が避けられて此等の者と雖萬一の改善が期待せられ、それに對する敎化的取扱が要望されたのである。同時にかかる危險犯人を社會に放置することなからしめようといふ隔離の徹底化が求めらるることになつたのである。

一　Wolfgang Mittermaier, Ueber die Entwicklung der Strafgesetzgebung seit dem Entwurf Stooss vom 1893 (Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht, 43 jahrgang).

二　牧野英一博士「刑法に於ける重點の變遷」（昭和四年）第三四九頁、尙木村龜二敎授「刑事政策の諸問題」（昭和八年）第二八九頁以下に於てイギリス豫防拘禁の成績を詳細に論じて結局不定期刑を理想であるとして居られる。

三　Mitteilungen d. I. K. V., 1931, Neue Folge Bd. 5.

要するに、常習犯人の取扱に付ては定期刑制度より定期刑と保安處分との結合へ、そして更に不定期刑へ移行しつつあるが、之に關する詳細は拙著「新監獄學」に揭げてあるからそれに讓ることとする。(四)

四　拙著「新監獄學」（昭和一六年）第三三頁以下。

七　常習犯人對策立法

十九世紀末葉以來、常習犯人の概念が確立せられたることは既に之を述べた。從つて之に對する刑事立法が試みられるに至つたことは當然のことである。而して、その立法は上述したやうに、刑罰の本質に關する事を避け、而も常習

矯正図書館所蔵

犯防遏の現實に則すべく刑罰の執行終了の後に於て、更に豫防拘禁といふ保安處分を附加することが試みられるに至つたのである。今各國の常習犯人に對する豫防拘禁立法を擧ぐれば左の通りである。（一）

一　ドイツ
イ　一九〇九年準備草案
ロ　一九一一年の對案
ハ　一九一三年刑法委員會草案
ニ　一九一九年案
ホ　一九二五年案
ヘ　一九二七年案
ト　一九三〇年案
チ　一九三三年常習犯人法

二　ベルギーの一九三〇年常習犯人監置法

三　デンマークの一九三〇年職業犯人並常習犯人に關する法律

四　イギリスの一九〇八年の常習犯人に關する法律

五　フランスの一九三二年の刑法草案及び既に行はれて居る一八八五年の累犯者に關する法律

六　イタリヤの一九三〇年刑法の中の常習犯人處罰規定

七　オランダの一九二九年の職業犯人並常習犯人に關する法律

八　ポーランドの一九三二年の累犯・職業犯人及常習犯人に關する法律

九　スペインの限定責任犯人並累犯者に關する法律

一〇　一九〇五年のニュー・サウス・ウエールス州の常習犯人に關する法律

一一　一九一四年のクウイーンスランド州の同上法律

一二　一九〇七年の南部濠洲に於ける同上法律

一三　一九〇八年及一九一〇年のニュージーランドの常習犯人並一般犯人に關する法律

一四　スウイスに於ける一八九三年より一九〇三年の諸草案の累犯に關する規定、一九〇八年、一九一六年及一九一八年の各草案の常習犯人に關する規定

わが刑事立法に於ても亦常習犯に關する點に付ては深甚なる考慮が拂はれて居る。しかし、わが國に於ては、常習犯人に對する豫防拘禁といふ問題が取り上げられて居ないことを特記して置かねばならぬ。卽ち、常習犯人に對するわが國の刑事法としては昭和五年の「盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律」と昭和十五年の改正刑法假案とを擧げねばならぬが、而も前者は定期刑の刑罰を加重するに止め、後者は保安處分よりも一歩進んで相對不定期刑を採用するに至つて居る。

如斯多數の國々に於て常習犯人對策の法律として保安處分を用ゐて居るに拘らず、わが國のみが敢然として不定期刑を採用したことに付て、私としては玆に些かその立法理由を考察して置く必要がある。

前述外國の諸立法の中に於て最もよく、經驗を積まれたものとして、私は此處にイギリスの豫防拘禁所とドイツの豫防拘禁所とを觀察して置く必要がある。

先づイギリスの豫防拘禁所に付て見るに、その設備は前述の如く一九〇八年の犯罪豫防法 The Prevention of Crime Act に基き、一九一二年アイル・オブ・ワイトのキヤムプ・ヒル（Camp Hill）に完成實施せられ、一九一五年の後漸次減少して竟に一九二〇年——一九二一年には僅

かに七十五人に降つた。このキヤムプ・ヒルの豫防拘禁に付ては屢々學者によつて詳細なる報告がなされて居る(二)が、結局成功と認めて居らない。既に述べたやうに、政府當局もその失敗を認めて一九三一年には之を廢止して僅かにレーウェス監獄に移轉して餘喘を保ちつつあるのである。而して事玆に至つた最大の理由は、豫防拘禁が定期刑による自由刑と異ることのないこと、從て裁判官が豫防拘禁の言渡を避くるに至つたことである。又私が一九二八年其地に至つて特に不合理を感じたることは、前拘禁所たるパークハースト監獄に反して、キヤムプ・ヒル豫防拘禁所は餘生安樂を與へることを最大目的とし、犯罪性の樸滅に付て熱心なる考慮の拂はれて居なかつたことである。そして、その原因は、實に前者が刑で後者が保安處分であるといふ觀念論が重きをなして居たからである。その點に於て、私は特に刑と保安處分とが同一體として繼續實施せらるべきを痛感したのであつた。

次にドイツに於ては一九三三年十一月二十四日常習犯人法 Gewohnheitsverbrechergesetz が公布され(三)、その結果としてブランデンブルグ、ドレスデン、イエーナ、ナウムブルグ等に常習犯人豫防拘禁所が出來た。そして、一九三四年より一九三七年一月迄にドレスデンに於て總計百二十三人、イエーナに於て總計百三人、ナウムブルグに於て總計二十七人の豫防拘禁者を見ることが出來た。その成績に付ては未だ發表されたるものがない。しかし、プランデンブルグのフランツ・ウェーバー Franz Weber の經驗記錄及び同所のヒルデブラント Hildebrandt の意見を綜合して考覆するに、むしろ刑と保安處分とが一貫して執行し得らるるならば、常習犯對策としてよりよきであつたであらうと思はれる(四)。

かやうな先例に徴するに於ては、わが改正刑法假案が常習犯人に對して特に不定期刑を選んだ趣旨を肯定することが出來る。卽ち

累犯者ニシテ一年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タル後長期十年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シ更ニ累犯トシテ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處スヘキ者常習トシテ其ノ罪ヲ犯シタルモノナルトキハ不定期刑ノ言渡ヲ爲ス（第九十一條）

と規定し、相對不定期刑を採用することを明かにするが爲に次の規定を置いた。

不定期刑ノ長期ハ二十年トス其ノ短期ハ其ノ罪ニ付定メタル刑ノ範圍ニ於テ之ヲ定ム（第九十三條）

卽ちわが常習犯人對策の立法は不定期刑を採用すべきものなることが斷定されたといふべきである。

一 Josef Schafheutle & Fritz Hauptvogel, Sicherungsverwahrung (Handwörterbuch der Kriminologie, 14. Lieferung, S. 601).

二 Hauptvogel, Die Sicherungsverwahrung in England und ihr Vollzug (Zeitschrift d. gesamte Strafrechtswissenschaft, 51. Bd., 1931, S. 480 ff.; Aufzeichnungen über das Gefängniswesen Englands (Blätter für Gefängniskunde, Bd., 62, Sonderheft, S. 34 ff.); Edger M. Foltin, Die chronisch erhöht Gefährlichen mit besonderer Berücksichtigung ihrer Behandlung im englischen Recht, 1927, S. 24 ff. わが國のものとしては牧野博士「刑事學の新思潮と新刑法」第二一三頁、木村敎授「刑事政策の諸問題」第二八九頁以下、豐島博士「保安處分斷片」（行刑論集—昭和五年—第一〇九頁以下）。

三 此の法律の運用上特に詳細なる手續その他の說明が試みられたものとして Walter Meinecke, Das Nachverfahren nach den Gewohnheitsverbrechergesetz vom 24 November 1933, 1933, があり、尙 Verordnung über den Vollzug von Freiheitsstrafen und von Massregeln der Sicherung und Besserung die mit Freiheitsentziehung verbunden sind. vom 14. Mai 1934., §§ 16—23 は豫防拘禁に關する規定であるが之に付 Blätter für Gefängniskunde, Bd. 65. Erstes Sonderheft.

四 Sonderheft über die Sicherungsverwahrung (Blatter für Gefängniskunde, 68. Bd. 6 Hft., 1934).

矯正図書館所蔵

八 常習犯人對策の種類

常習犯人に對し、その犯罪性を抑壓撲滅する方法としては今日三つの種類が用ゐられて居る。その一は長期刑主義である。その二は刑と保安處分の併用主義であつて、その三は不定期刑主義である。左に項を分ちて說明して見よう。

1 長期刑主義

常習犯とは、實質的意義によれば、慣習に基く犯罪であつて、形式的意義によれば三犯以上或は五犯以上の犯罪を謂ふ。しかく慣習を基礎とする犯罪は定まりたる期間の科刑を以てしては到底之を防遏することは出來ない。殊にかかる犯罪は今日の刑罰輕きが故に生ずるものであるから、寧ろ刑罰を加重し法の威嚇力を以て彈壓するの外はないといふ理由より刑罰の加重主義が行はれる。

常習犯人に對して刑罰加重主義を斷行した最近の立法はわが國の「盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律」と一九二六年のアメリカのボームス Baumes Laws であつた。前者は昭和五年當時說敎强盜の橫行した當時の社會思想が生んだ法律であつて、かかる犯罪の發生は要するに刑罰輕きが故であるとして、常習竊盜の短期一月を三年以上に引き上げ、强盜を以て論ずべき罪の短期五年以上を七年以上に引き上げて居る。後者も亦常習犯人橫行の世相に鑑み、上院議員カレブ・エツチ・ボームス Senator Caleb H. Baumes を委員長とするニユヨーク犯罪調査委員會は結局刑罰を加重することにより救世し得るものとなし、再犯者は初犯の長期二倍以下の禁錮、四犯以後の犯罪者には無期禁錮を言渡すこととなしたのであつた。(二)

この二つの長期主義法律が如何なる良結果をもたらしたかといふ點に付ては不幸にして示されたるものがない。しかし、わが「盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律」が統計上決して累犯防遏上役立つて居ないことの示されて居ることは非常に注意すべき現象であると思ふ。この現象は一には裁判官がこの法律を十二分に活用しないところにも歸因するであらうが、尠くとも刑の加重といふことが常習犯人に大して重く感ぜられて居ないと見ることが出來ると思ふ。今「盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律」の實施前年よりその實施後三年間の竊盜及强盜の三犯以上を擧ぐれば左の通りである。(三)

年別	罪名	三犯以上	六犯以上	計
昭和四年	竊盜 男	三、三三三	一、一四七	四、五二四
	女	二六	一八	
	强盜 男	一〇〇	二一	一二一
	女	—	—	
	小計 男	三、四三三	一、一六八	四六四五
	女	二六	一八	
昭和五年（昭和五年五月二十二日法律公布）	竊盜 男	三、八三四	一、三二九	五、二〇七
	女	二七	一七	
	强盜 男	一〇一	二四	一二五
	女	—	—	
	小計 男	三、九三五	一、三五三	五、三三二
	女	二七	一七	

矯正図書館所蔵

之によれば昭和四年即ち「盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律」の實施なかりし一年よりも年半にして之を實施した
る一年に於て三犯以上の盜犯の犯罪が多く行はれ、更にその翌年、翌々年と順次その數を增加して居ることを示して
居る。此の點は立法者等も刑政家も總てが再考三思すべきであると思ふ。

	昭和六年			昭和七年			昭和八年		
	竊盜	强盜	小計	竊盜	强盜	小計	竊盜	强盜	小計
男	四、一八九			四、六一二			四、九八五		
女	三〇	九二		二七	一一五		三〇	一〇〇	
男	四、二五一			四、七二七			五、〇八五		
女	三〇	二六		二七	一一五		三〇	一一	
男	一、一七〇			一、二八九			一、九二二		
女	一三	二六		一〇	二六		一三	三三	
男	五、三七二			五、九三八			六、九五〇		
女	九	一一八		七	一四一		七	一三三	
男	一、一九六			一、三一五			一、九五五		
女	一三	二六		一〇	二六		一三	三三	
男	**五、四九〇**			**六、〇七九**			**七、〇八三**		
女									

一　第五十八回帝國議會貴族院盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律案特別委員會議事速記錄第一號第二頁渡邊國務大臣の說明中
「ソレカラ第二條以下ハ現在ノ强盜、竊盜……殊ニ竊盜ノ方ニ行フノデアリマスケレドモ是等ハ殆ド累犯ヲ爲サヌモノハナイ
ト言ツテモ宜イ位ニ、刑務所カラ出テ來レバ又直グニ刑務所ニ這入ルト云フヤウニ、今日ノ刑法ノ規定ダケデハ其ノ懲罰ガ
マダ十分デナイト云フノデ常習犯ニ限ツテ重モニ之ヲ罰スル、サウ云フ精神ヲ以テ此二條ガ出來テ居ルノデアリマス」同
上速記錄第二號第七頁山岡萬之助氏「前回ノ御說明ニナツタ所ニ依ツテ此前科ノアリマス者ナドニ付テ刑期ガ如何ニモ低イ
モノガアリ釋放後忽チ戻ツテ來ルコトニナツテ居ルカラ刑ヲ强メナケレバナラヌ、此事ハ私モ頗ル同感デアリマシテ、今
日斯ノ如キ重キ刑罰ヲ以テ臨マナケレバナラヌヤウニ竊盜、强盜、財產罪ニ對スル關係ガナリマシタコトハ、社會ノ色々ナ
關係モアリマセウガ、カクナリマシタ以上ハ行刑ニ依ツテ或ハ其他ノ方法ニ依ツテ行ク必要ガアルコトデアリマス、唯此
少年法ニ於テハ不定期刑ヲ認メテ居リマスガ、此二條以下ノ常習者ニ對シテ不定期刑ヲ以テ臨ムコトガ適當デハナイデアラ
ウカ、斯ノ如キ定期刑ヲ以テ裁判スルト云フコトヨリモ、其方ガユトリガアツテ非常ニ本人ニ對シテモ其他ノ方面ニ對シテ
モ好イ結果ニナラウト思フノデアリマス」同第八頁泉二政府委員「御質問ハ一層御尤ノ御質問デアリマシテ、此立案ノ經過
ニ於キマシテハ不定期刑ノ案ガ出來タノデアリマス、唯不定期刑ニ致シマスト云フト、ドウシテモ敎化的ノ制度ヲ執ラナケ
レバナラヌト云フコトニナツテ來マス、今日デモ是ハ行刑上御承知ノヤウニ敎化的ノ文書ヲ出來得ル限リ入レテ居リマスケ
レドモ、不定期刑ノ制度ニナリマスト一層其必要ヲ感ズル、今日ノ設備ヲ十分改メテ行カナケレバ間ニ合ハヌト云フヤウナ
狀況ニアルノデアリマスカラ、ソレガ爲ニハ餘程今日ノ財政上カラ申シマシテ、大キナ豫算ヲ必要トスルヤウナコトニナル
ノデ、チヨツト此際適當デナカラウ、何レ刑法改正事業ノ完成スル際ニハ此案ノヤウナ事實ヲ加味致シマシテ、一般的ニ不
定期刑ノ制度ヲ認メルコトニナル筈デアリマス、其時マデ我慢シテ、今日マデノ狀況デハ此程度ニ止メテ置クコトガ適當デア
ル、斯ウ云フコトヲ考ヘマシテ、不定期刑ト云フコトニハシナカツタノデアリマス」、花井卓藏氏「只今山岡君ノ御尋ニナ
ツタ點ニ付テ、將來ノ立法ノ基準ヲ殘ス爲ニ、司法大臣ニ御尋ネ致シテ置キマス、不定期刑ノ制度ヲ採用スルト云フコトニ
反對ハナイノデスカ、如何デスカ」渡邊國務大臣「反對ハアリマセン」、尙第九頁ニ於テ渡邊國務大臣は「無論財政ニ餘裕

矯正図書館所蔵

ガアレバ不定期刑トイフモノノ制度ヲ設クルト云フコトニ、私ハ少シモ異存ノナイノミナラズ、其實行ヲ見ル爲ニハ力ヲ盡シテ見タイト考ヘテ居リマス」と。

二 Fred E. Haynes, Criminology, 1930, p. 137 et seq.

三 第三一乃至第三五行刑統計年報參照。

㈡ 刑と保安處分併用主義

定期刑は屢々述べたるやうに、惡性の除去せられざる者と雖、滿期の到來によつて之を釋放し、社會を是等惡性者の前に戰慄せしめねばならぬ不合理を持つ。しかし定期刑は犯罪の性質と量とに對して最も妥當なる反動であるが故に、所謂因果應報の理念の上から支持せられて居る。

犯罪の危險に關する現實の問題と刑罰に對する世界觀とを考慮して犯罪對策を考慮されたのが定期刑滿了後に刑罰に非ざる保安處分を附加することであつた。しかし、此の對策にも本論第七に於て既に述べたやうな欠陷はある。定期刑主義に比すれば數段の長所があり、且犯罪對策として刑事政策的價値を認めることは出來るけれども、更に一歩を進めてそこに存する欠陷を補正するには不定期刑主義に歸る以外に方法はない。尙この問題に就ては拙著「新監獄學」(一)に讓る。

一 拙著「新監獄學」第五五頁以下。

㈢ 不定期刑主義

盜犯防止法が長期刑主義を以て臨み乍ら何等の效果をもたらさなかつたやうに、刑に併用されたところの保安處分にも亦欠陷がありとすれば、最後に試むべきものは不定期刑主義である。この主義によれば犯罪人を改善に至るまで

拘禁することが出來る。卽ち、改善の程度に至らざる間は之を拘禁し得るが故に、社會防衞の實を徹底し得ると共に、その間十分なる改善教化を行ふことも出來る。改善と隔離との兩面に付て使命を果し得るのが此の制度である。

此の制度は刑罰の本質論からは相當なる反對を受ける。又裁判官が裁判をするといふ原則に對して、疑問が殘るといふ反對論も存するけれども、實際問題として犯罪防遏に徹底するにはこれ以上の方法は考へられない。

わが德川時代に於て人足寄場に早くもそのことを見、又十九世紀の初頭に於てオーバーマイヤーがミュンヒ監獄に試みた不定期制度も實にこの必要から自然的に試みられたものといふことも出來るのである。

不定期刑に關する法律上の性質論、不定期刑の二つの種類卽ち相對不定期刑と絶對不定期刑との問題、不定期刑の目的及びその實例等に付ては紙面が制限されて居るので之を拙著「新監獄學」(一)に讓る。

一 拙著前揭第三三頁以下。

しかし、不定期刑を採用するに當り、絶對及相對の何れによるべきかに付ては議論容易に一致し難いが、少くとも、われわれはそれに關する先例、世界觀等に十分なる參酌を拂ふ必要がある。學者の報ずるところによれば、今日世界に於て絶對不定期刑を採用して居る國はニュージーランドのみであると。(二) しかく絶對不定期刑の採用の稀なる所以は、一には此の制度が絶對不定期刑によつて行はるるならば人民の不安を招來するといふこと、二には不定期刑そのものが世人に誤解せられて居ること、三には絶對不定期刑の採用は裁判權の侵害になり罪刑法定主義の違反になるといふ强い反對のあること等が原因となつて居る。

矯正図書館所蔵

わが少年法が相對不定期刑を採用し又刑法假案が相對不定期刑を採つて居るのも結局の理由はそこに由來して居る。その意味に於て、常習犯人の對策として考へらるる不定期刑も亦相對不定期刑を採用することが今日の問題として最も妥當であることになるのである。そしてその制度の採用されるといふことを前提として、以下その制度の運用に付四・五の點を述べて不定期刑理解の參考となして置き度い。

二 M. Hamblin Smith, Prisons and a changing civilisation, 1934, p. 126.

九 不定期刑の運用

不定期刑を運用するには本論第八(イ)の註に於て紹介したやうに、十分なる設備の必要なること、當時政府當局が明かにして居るところである。しかし、それは今日の行刑設備に於ては實行不可能であるといふ意味ではない。例へば常習犯人と目すべき大多數を有して居る府中刑務所を以て之に充てるに於ては、收容設備としては滿足すべき狀態であるといひ得る。只府中刑務所以外の刑務所を之に充てんとするならば、之に相當する施設を考慮する必要が生じて來るが、此等に付て如何なる點を考慮して置けばよいか、以下不定期刑實施の曉に對處せんとする私の所信である。

(イ) 特殊の監獄設備

常習犯人は慣習に基く犯罪であり且感染性のあることを銘記して置かねばならない。之に適用せんとする不定期刑は改善せざる者に對しては極めて長期であり、之を短期間の刑罰執行と同斷にするときは、その刑、自ら肉體刑と化する虞れのあることを知つて置く必要がある。又不定期刑施行の方法をとにもかくにも敎化といふことに置く以上、

その犯罪人の個性の審査であるとか、敎化場の施設であるとか乃至は勞働の施設等に關して在來の監獄設備を更に充足する必要がある。

故に、常習犯の對策としては先づその犯罪の性質の上より特設監獄を設けるか、少くとも分界せられたる常習犯人用の一劃の刑務所を設ける必要がある。少年法第九條に「懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタル少年ニ對シテハ特ニ設ケタル監獄又ハ監獄内ノ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ於テ其ノ刑ヲ執行ス」と規定せられて居る行刑上の分類原則は直に以て常習犯人にも適用すべきである。現に府中刑務所が累犯者のみに充てられて居る理由も亦そこにある。

(ロ) 犯人の個性審査

常習犯人は概ね改善不能か乃至は改善困難なるものである。しかし、大場博士の主張されたやうに、絕對不能といふことが否定されねばならぬ以上、その行刑の目標は彼等を改過遷善することにあらねばならない。そして、その目標に從ふとき、其づ第一に明かにせねばならぬことは犯人その人の人格・個性である。之を明かにすることなくして改過遷善を云ふことは机上の空論である。故に、常習犯人の行刑を單なる隔離行刑に墮せしむることなく、眞に此等犯人を犯罪常習性より救はんとするならば、その者の個性を十二分に審査し得る機關を設ける必要がある。

個性の審査は如何なる手段によるべきか。從來主張されたところによると精神病學的審査と心理學的審査とが適當であるとされる。少くともこの兩面より審査することに於て個性探及の結論に近づくことが出來よう。

(ハ) 放肆・嫌勞・放浪性の除去

常習犯の重要なる發生條件として放肆・嫌勞及放浪性が考へられることは各方面一致するところの見解である。

矯正図書館所蔵

一九一八年のスウイス刑法草案及ドイツの刑法諸草案に於て放肆・嬉勞性を除去する爲に勞役所制度が規定されて居るのも理由は此の點にある。

常習犯人に對して不定期刑を適用せんとする場合に於て、此の點を看過することは出來ない。然らば、如何なる行刑處置を以て之を解決すべきか。私はそれに對して特に作業制度の活用を期待せねばならぬのである。惟ふに、從來の行刑作業は業種の選擇に於て、科程の點に於て、熱意の點に於て、趣味の點に於て何れも社會に於ける生活の基礎となるべき勞働に比し遙に遜色がある。その點を完然にすることに於て始めて生活の基本を與へ得ることになるのである。

私は常習犯人に對する不定期刑の運用に於ては特にその點に力をそそぐ必要があると思ふ。

一　スイス一九一八年草案第四〇條ノ一に「犯罪ノ爲自由刑ニ處セラルル者既ニ幾多ノ自由刑ニ服シ且犯罪、放肆、嬉勞ノ傾向ヲ示ストキハ裁判官ハ之ヲ勞役所ニ收容スルコトヲ得」と。

（二）行刑保護と釋放後の保護

常習犯人を改過遷善せしめるには特に行刑上の保護を加へる必要がある。何となれば、常習犯人は初犯者に比し一層自尊心を失つて居る。又向上心を喪失して居る。又家庭と離れて居る。總ての條件が孤獨的であつて延ひて自暴自棄に陷るのである。故に、之を眞に犯罪より救ふ爲には行刑上の保護を今日よりも一層加へねばならない。行刑上の保護とは何か。精神的向上慰安を活潑にすること、自尊心を養成すること、家庭との連絡を緊密ならしめること等である。そして、その行刑上の保護が釋放後にまで及び得る必要がある。

私は最近作業賞與金制度に代へて更生資金制度を主張して居る。更生資金制度とは刑務作業に從事する者に對して

は、その生産高、出來榮等によつて賞與金を計算することが從來の行刑慣習であるけれども、それに代へて本人の更生の爲の資金として一定の金額を計算しようとするのである。本人の更生は只本人丈けの成績によつて決定さるべきものではない。加ふるに彼の養ふべき家族の員數、生活程度等に非常なる影響を持つものである。行刑の最後の目的が再犯の防止にあるならば、此等の點に十分考慮を拂つて作業成績に加ふるに此等の點を加味して資金を與へようといふ計劃である。監獄保護と釋放後の保護との一貫を之に見出さうとするのであり、又この一貫なくして常習犯人の改善はいふべくして行はるべきものではない。

一〇　不定期刑審査會

不定期刑の本質は隔離と改善とである。しかし、その目的が改善敎化にあるにせよ、改善せられざる者は拘禁が自然に延長せられる。そこに世人は不定期刑に對して不安を抱くに至るのである。殊に、その運用をひとり刑務官のみに委ぬるときは、時に刑務官がその專恣なる心より不定期刑の運用を誤り或は濫用して竟に拘禁を最長期までひき延す虞れが生ずるのである。かくては刑事政策上最も有效適切なるべき制度が反つて最も有害なる制度と化し了るに至るのである。その點より、不定期刑に於ては特に假釋放その他の行刑運用に付て不定期刑審査會が必要となるのである。

論者時に委員會制度は民主主義的なる機構であるとして反對するものがある。しかし、如斯き理論はわが國史に徹せざる人の議論である。試みに十七條憲法を見よ。大事は獨り斷ず可らず、少事は衆とすべからずとある。千四百年前のわが國に於ては大事を獨斷專行すべからずとせられて居たのである。今その人生を刑務所の中に送らしむべきや

矯正図書館所蔵

否やを定むること、之即ち人生の大事であるのである。之を各方面の識者相倚り相議すること果して民主主議的な機構と謂ひ得ようか。

私が、不定期刑の運用上刑務委員會制度を主張し、刑務委員會の委員たる資格として

一　典獄・矯正院長及び教護院長
二　刑事專門の判事及檢事
三　刑事專門の辯護士にして特に辯護士會の保證する者
四　釋放者保護事業に從事する者及び之に經驗を有する者
五　刑事學殊に刑法・刑事政策及び監獄學を專攻する者
六　犯罪心理學・社會學・精神病學・教育學・人類學等犯罪人の個性審査に必要なる科學を專攻する者
七　其の他特に行刑の改良及び釋放者保護に趣味を有し又は關心を持つ人

を提案して、衆知を求めようとした理由はそこにあつたのである。(一)

一　拙著前掲第八五頁以下。

群集と群集犯罪

——刑事政策的考察——

木村龜二

一　群集の發見と研究
二　群集及び群集犯罪
三　刑事政策的考察

一

群集について語るとき誰でもが想ひ起すのはモーパッサンである。モーパッサンの日記體的紀行文「水の上」(Sur l'eau)の四月十一日サン・ラファエルの部分には、「群集に對する恐怖」が述べられて居る。そこに、モーパッサンは次の如く書いて居るのである。

「屢々私は、人が唯だ獨り生活して居るときにはその知性が擴大し向上するものであるが、再び彼が他の人々と混るや否や彼の知性は縮小し低下するといふ事實を認める。……總ての孤立的な人間の持つて居る知的獨創力・自由意思・賢明なる反省は、そして洞察力までも、その人間が多數の他の人間に混るとその瞬間から消滅してしまふのであ

矯正図書館所蔵

る」。

モーパッサンは、かかる現象は、多數人が集合するとそこに「一つの特殊な生物」（un être spécial）が形成せられるからだとする。「多數の人間が集まると……。相集まつた各獨立の、精神も知性も感情も教育も信仰も偏見もこれを異にするところのこれ等の總ての人間は、彼等が集合するといふ單にそれだけの事實に因つて、突然に、一つの特殊な生物を形成するに至る。その生物は、固有の精神を持ち、個々の個人の意見の平均から成る不可分的合成力たるところの一の新しい共同の思惟方法を具有して居るのである。それが群集であり、そして、その群集は何者か（quelqu'un）であり、一の大なる集合的個人（un vaste individu collectif）であつて、それは、一人の人間が他の人間と區別せられるやうに、他の群集と區別せられる」。

「諺にも群集には理性がない（la foule ne raisonne pas）といふのがある」。その群集に於ける個人の行爲について、モーパッサンは更に言葉を續けて曰く、「誰かが一聲叫ぶ、すると一種の狂亂が全體を支配する。全體は、何人もが抵抗を試みようとしない一種の情熱を以て、階級・意見・信仰・風習の相違を無視して卽座に共通のものとなる一つの思想に動かされて、一人の人間に殺倒し、これを虐殺し水中に投げこむ。そこには、何等の理由もなければ、口實もない。若しこの全體の中の個々の人が唯だ獨りであつたならば、彼が殺した人を救ふ爲めには自己の生命を犧牲にしても身を躍らせたであらうと考へられるやうな場合に於ても。

「そこで夕方が來る、各人は自分の家に歸る、そして反問するであらう。何といふ激情が又は狂氣が彼を摑み、彼を突如としてその日頃の性質と性格との外に投げ出したのだらう、どうしてこの狂暴なる衝動に身を委ねたのであらうかと。それは、彼が、群集の一つの部分と成る爲めに、一人の獨立の人間でなくなつたからである。彼の意思は、一滴の水が一つの流れの中に溶け込むが如く、共同の意思の中に混入してしまつたからである。彼の人格は、一つの廣大なそして不思議な人格卽ち群集のそれの中の極微の分子となつて消滅したからである」。

モーパッサンは、かかる群集現象は、社會全體についても亦存すると謂はれるとまで述べて居る（一）。

（一） モーパッサンの「水の上」は、一八八七年の春、彼が爲した地中海巡遊の記錄で、四月六日から十四日までの日記體の紀行的感想文から成る作品である。それ故、安平判事がこの表題を譯して「水について」とせられたのは適切でないと同時に、モーパッサンには、この外に、「他の作 Zola など」があるとせられて居るに至つては奇怪である（安平判事團體主義の刑法理論第二八五頁註二參照）。「水の上」は、古くから我が國には譯本があり、岩波文庫にも收められて居たが今は絶版らしく手に入らない。ゾラはモーパッサンと同時代の小說家であつて、モーパッサンには「ゾラ」といふ作品などのないことは誰でもが知つて居る。

モーパッサンの「水の上」が公刊せられたのは一八八八年であつて、それは、群集の性格について最も早く明確な記述を爲したものとせられて居る。然し、モーパッサンを以つて群集の發見者なりとすることは適切でない。彼は右の私が斷片的に譯出した箇所に於て、一七五一年にチェスターフィールド卿がその息子に送つた書翰を引用して居り、その書翰の中には同樣に明確に群集の性格が叙述せられて居る。のみならず、ローマの古い格言「元老達は善良なる男子であるが、元老院は兇暴なる野獸である」（Senatores boni viri, senatus autem mala bestia）はいふに及ばず、シラーの有名な詩「總ての者は、人が彼を個々的に見る時は、可なり賢明であり、解りがよい。然し、彼等が集合するや、そこに、汝は一の愚人が出來るのを見る」は、やはり、群集の認識を表示したものとして屢々引用せられるところである。ニーチェも、その「善惡の彼岸」第一五六節に於て、「狂氣は個人に在つては稀である——然し、

矯正図書館所蔵

集團・政黨・民衆・時代に在つては原則である」といふ警句に依つて群集の特質を表現して居る。イタリヤの作家マンゾーニやフランスのゾラ等の作品の中に群集が明確なる認識を以つて描かれて居ることは、古くフェリーの指摘したところである（二）。モーパッサン以後のフランス文學に於て、第二十世紀の初頭に、デュール・ロメーンやデュ・デュアメルの所謂ユナニミスト一派の詩人がその作品の中に群集を表現したことに因つて人々の注意を惹いた事實については刑法學者ナグラーが指摘して居る（三）。然し、いづれにしても、文學的形式に於てであるが、モーパッサンほど明確に群集の特質を描き出した者は、少くとも、私は他にないと思ふ。

（二） Ferri, Les criminels dans l'art et la littérature, 1897, p. 104 et suiv.

（三） Nagler, Das Verbrechen der Menge, Gerichtssaal, Bd. 95, 1927, S. 167, 184 ff., 202.

群集及び群集犯罪が理論的研究の對象となつたのは第十九世紀の末葉であつて、イタリアのシゲーレ、フランスのタルド、ル・ボン等の著書は既にその古典となつて居る。第一次世界大戰中及びその後に至つて、イギリス・アメリカ特にドイツに於て群集の社會學的・心理學的研究が深く進められた（四）。我が國に在つても、古くから刑法學・犯罪學に於て群集及び群集犯罪の意義について注意が向けられ、最近には社會學者・政治學者に依る綜合的研究も發表せられて居る（五）。

（四） イギリス・アメリカの文献については Bernard, Crowd, Encyclopedia of social sciences, Vol. 3, 1933 p. 612 の末尾に、ドイツのそれについては Colm, Masse, Handwörterbuch der Soziologie, 3. Lief. 1931, S. 353 ff. の末尾に、比較的詳細に列擧せられて居る。

（五） 新明敎授群集社會學（昭和四年）、今井博士群衆社會學（昭和十二年）、大石敎授群衆心理學（昭和五年）、特に群集犯

罪に關しては牧野博士法律に於ける正義と公平第一五七頁以下、安平判事前掲第二七一頁以下、田村學士「キプゥリディ群集犯罪」法政研究第三巻第一號、福鴻「群集と群集犯罪」國家學會雜誌第四三巻第八號參照。

かくて、今日では、群集及び群集犯罪の問題は、もはや、新しいものではない。然し、群集及び群集犯罪の問題は新しいものではないが、なほ、そこには未だ檢討を要する幾多の問題が殘つて居る。特に、その刑事政策的意義について然りである。同時に、我々は、今日の如き社會的變動の時代が群集及び群集犯罪の發生・成立について一つの重要なる條件を成して居ることをも考へねばならぬ。かかる意味に於て、群集及び群集犯罪に關し刑事政策的考察を試みることは必ずしも意義なしとしないであらう。

二

群集及び群集犯罪の特殊性が既に刑事政策的考慮を受けて居るのは、第一に、所謂群集犯罪の處罰に於てである。即ち、刑法典の犯罪たる內亂罪及び騷擾罪に在つては、一方に於ては首魁・謀議に參與したる者・指揮率先者等の如く指導的能動的地位に於て行爲を爲した者の刑を重く規定し、これに對し他方に於ては附和隨行者即ち被指導的受動的地位に於て行動したる者の刑を輕く規定して居るのである（刑法第七七條第一〇六條參照）。同樣の見地は、又、軍刑法に於ても採用せられ、陸軍刑法第二六條及び海軍刑法第二〇條に於ては叛亂罪に關與したる首魁・謀議參與者・群衆指導者等の刑は重く、附和隨行者の刑は輕くなつて居る。かかる群集現象に於ける受動的要素と主動的要素との區別を標準として解釋論上共犯に於ける正犯と從犯との區別を爲さんとする學說の存在することも亦注意を要す

矯正図書館所蔵

る（一）。

（一） 牧野博士刑法研究（一）第三二頁、日本刑法（上）第四三五頁、群集犯罪及び群集心理と共犯との關聯を論じたものとしては Sighele, Le crime à deux, 2e éd., 1910, p. 128 et s.; Loewer, Das Wesen des Massenverbrechens, 1927, S. 46 參照。

第二に、群集及び群集犯罪が刑事政策的に考慮せられて居るのは、刑の量定に關してである。我が刑法改正豫備草案第四八條では、刑の適用について特に參酌すべき事情の一として、その第四號に於て、犯罪の動機が「群集暗示」に基くものなりや否やを考慮すべきことを規定し、同樣の規定は改正刑法假案第五七條第四號に於ても踏襲せられて居るのである。この思想は、一九二一年のイタリア刑法草案即ちフェリー案に於てその前例を見るのであつて、フェリー案第二二條では「騷擾的群集の暗示の下にその行爲を爲したること」（第五號）が輕惡性を表明する事情の一に數へられて居る。そして、この思想を既に法規化して居るのはイタリアの新刑法典（一九三一年）であつて、その第六二條は一般的減輕事由として、「騷擾的群集の暗示に因つて」（per suggestione di una folla in tumulto）行爲が爲されたることを規定して居る。然し、イタリア刑法はその場合を更に嚴密に限定し、第一に、右の場合が「法律又は當局に依つて禁止せられたる集會又は集合に非ざること」、及び、第二に、「犯人が常習犯人若は職業犯人又は傾向犯人に非ざること」を要すると爲して居るのである。我が草案とイタリア刑法との相違は、我が草案が群集暗示の下に於ける行爲については單に刑の量定に際してその事情を考慮すべきことを規定するに止め群集暗示を以て刑の加重事由とも減輕事由とも決定せず總てを裁判官の裁量に任せて居るのに對し、イタリア刑法の規定は一定の場合に於ては群集暗示の下の行爲を以つて法律上刑の減輕事由なりと規定して居る點である。

いづれにしても、群集及び群集犯罪は既に立法の領域及司法の領域に於ては重要なる刑事政策的考慮を受けて居

る。然し、その場合に於て、右の刑の量定に關する規定についても見られるが如く、我が草案は單に「群集」と謂ひ、イタリア刑法は「騷擾的群集」と爲して居る（二）。そこで、我々は、群集及び群集犯罪の刑事政策的意義を論ずるについては、先づ、豫めその概念を明白にして置く必要を感ずる。

（二） 改正刑法假案は「群集」といふ言葉を用ひ刑法及び軍刑法に於ては「群衆」の語を使用して居る。

群集（Masse, crowd, foule）といふ言葉は色々に用ひられて居る。ジーグムント・フロイドの如きは甚だ廣くこれを解し、これを構成する人間が同種類なりや否やを標準として同質的群集と然らざる群集とに分ち、その集合に際し外部的强制を要するか否かを標準として人爲的群集と自然的群集と爲し、組織の有無を標準として組織的群集と原始的群集とに區別し、更に、指導者の有無を標準として指導者を持つ群集と指導者を持たざる群集とに分けて居る（三）。然し、これでは社會的集團の總てが群集と解せられることになり群集の特殊性が認められなくなるといふ缺陷がある。

（三） Freud, Massenpsychologie und Ich-Analyse, 2. Aufl. 1923, S. 40. 同質的群集・異質的群集の區別はル・ボンなどもこれを認めて居る。尙ほ、フロイドは一時的群集・永續的群集の區別を爲して居る（Freud, ibid. S. 24）。

成る程、群集は社會集團の一つである。そして、それは、第一に、社會集團として多數の人間即ち多衆（Menschenmenge）から成ることを基本的な特徴の一と爲して居る。その多數の程度については、ドイツの學者は、或は個人の增減に因つて影響を受けぬ程度の多數たることを要するとか、或は知覺し得るが計算する爲めには長時間を必要とするが如き多數たることを要するとかと爲して居る。いづれにしても、群集は先づ多衆である。然し、單なる多

矯正図書館所蔵

衆は群集ではない。電車・汽車に乗つた多數の乘客、公園を散歩する多數の人間は未だ直ちにこれを群集といふことを得ない。多衆が群集たるには、第二に、その多衆の間に心理的なつながりが存在することを要する。かかる心理的なつながりを群集の中心的要素と考へる者がないではない。ル・ボンの群集がそれであつて、彼はこれを特に「心理的群集」(foule psychologique) と稱して居る（四）。この見地に於ては、多衆の聚合といふ要素は群集の要素を構成しないのであつて、そのことは、ル・ボンも亦これを認めて居るが、かかる群集概念が通常のそれでないことも亦彼自身の認めるとほりである。然し、我々は、聚合 (Zusammenrottung) の要素を除外することは不適當であると考へる。何となれば、かくては、群集と公衆との區別が不可能であるからである。公衆 (public) とは例へば新聞の讀者層の如く地域的に離隔して存在する多衆であるが、同時に同一新聞の讀者として精神的共通性を具有して居るところの集團である。かかる公衆と群集との區別を強調したのはタルドであつて（五）、私は、タルドの見解を妥當であると思ふ。從つて、第三に、群集は聚合したる多衆であると解すべきである。刑法が騷擾罪の要件として多衆の聚合といふことを規定して居るのは群集犯罪としての騷擾罪の性質を明白ならしめたものだと謂ふべきである。聚合といふことはその當然の條件として地域的接近といふことを意味する。多くの學者が群集を以つて「地域的集團」であるとか、又は、それが「局所的に」限定せられて居るといふのは（六）、右の聚合といふことの中に含まれた要素を眼中に置いたことから來て居る。又、かくの如く、群集構成の前提條件として地域的接近といふことが重要であるが故に、群集は自然的影響を受け易いのである。それで、タルドは謂つて居る。「群集は自然的集團であつて自然力の支配を受けることが大である。降雨や晴天、暑さや寒さが影響する。群集の成立は冬よりも夏に多い。太陽の光線がこ

れを聚合せしめ、驟雨がこれを解散せしめる」（七）と。フランス革命の當時バスチーユ陷落直後のパリ市長であつたバイーは群集の騷擾に甚だ惱まされた。それで、彼は、雨の降る日を喜び空が晴れるのを見て悲しんだといふことである。これは、よく群集に對する自然的影響の意義を物語るものである。又、聚合といふことは、同じくその當然の條件として、一時的といふ時間的制限を要素として含んで居る。かかる意味に於て、群集は、時間の長短に拘らず、一時的性質の集團たることをその一つの性格的特徴として居るのであつて、このことも亦一般に承認せられたところである。

（四） Le Bon, Psychologie des foules, 31e éd. 1925, p. 12.
（五） Tarde, L'opinion et la foule, 4e éd. 1922, p. 1 et s.
（六） Nagler, ibid. S. 213; Loewer, ibid. S., 31, 37; Kipouridy, Das Verbrechen der Masse, 1928, S. 5.
（七） Tarde, ibid. p. 13.

群集の第四の性格的特徴は組織がないといふことである。組織といふのは、集團の構成員に對して集團といふ全一體に於ける地位と職分とを指定するところの規範を意味するのであるが、群集にはかかる組織が缺けて居る。そして、この組織が缺如して居る點に於て、群集は一方に於ては公衆と共通的性質を有するのであるが、他方に於ては組織的集團たるところの團體・法人等と異るのである（八）。勿論、このことは群集が組織せられて團體となることを否定するものではなければ、又、團體の組織が消滅して群集化することを否定するものでもない。ところが、群集に組織がないといふ見解に對して反對し、群集には或る種の組織があると爲す學者がないではない。そして、かかる見解を採る學者は群集に組織が存在する理由を說明して、群集には指導者を缺くことを得ないからだと爲して居

矯正図書館所蔵

る（九）。然し、指導者は群集に必ずしも缺くことを得ないものでない。フロイドの如きは指導者のない群集を認めて居る。この意味に於て、指導者を缺くことが出來ぬといふことを根據として群集には組織があると謂ふ主張を爲すのは妥當でなからう。寧ろ群集に組織がないといふことから群集の指導及び指導者の特質が理解せられるのである。

團體に於ける指導は團體意思の執行であり、その指導者は團體意思の執行者である。如何に獨裁的な指導者といへども常に團體意思に支持せられて居るといふ點が組織的集團としての團體の指導及び指導者の特色である。然るに、群集には組織がないが故に、組織を通して表明せらるべき集團意思もそこには存在しない。從つて、群集の指導は集團意思の執行でなく、その指導者は集團意思の執行者ではない。そこには單なる群集感情の煽動とその煽動者があるに止まる。群集の指導が群集感情の煽動であり群集の指導者がその煽動者たるが故に、群集の指導には方向がなく群集指導者は群集感情の變化に支配せられて隆替・變轉常ないといふ性質が理解せられるのである。かかる意味に於て、我々は、群集の特質として組織のないことを認めねばならぬ。

（八） 群集に組織の缺如せる點を特に强調して居るのは Mcdougall, The group mind, 1921, p. 21 et seq. である。ナグラーも、組織化せられない點を强調して、群集を團體（Verband）から區別して居る（Nagler, ibid. S. 158 f.; vgl. Kipouridy, ibid. S. 5）。

（九） 新明敎授前揭第六四頁。

群集に組織がないといふことに關聯して問題となるのはその心理的つながりを意味するところの所謂群集心の性質である。群集に群集心の存在することはル・ボン以來認められて居るところである。「心理的群集に因つて示された最も顯著な事實は次のことである。即ち、群集を構成する個人が何であれ、その個人の生活種類・職業・その性格

又は知性が如何に類似のものであれ又は異るものであれ、彼等が群集化せられるといふ唯だその事實に因つて、彼等に對しては一種の群集心（âme collective）が付與せられる。そして、この群集心は、彼等の各々が單獨である場合に感じたり考へたり行爲したりする仕方と全然異る仕方で彼等をして感ぜしめ、考へしめ且つ行爲せしめるのである」（一〇）と。この群集心の特質は組織的團體の團體精神と異り、意思的要素を缺如した情操的・情緒的な單なる感情的狀態たるに止まる。何となれば、組織を缺くが故に群集は集團意思構成の方法を持たぬのであり、從つて、又、そこには單に方向を同じくしたる感情が存在するだけであるからである。かくて、更に、意思的要素を中心として謂はれる人格なるものも亦群集には全然缺如して居る。モーパッサンが、群集を以つて、「廣大なる集團的個人」（immense individu collectif）であると謂つたり、又、群集の「人格」（personalité）といふことを述べて居るのは、右に依つて理解せられるが如く、單なる文學的比喩と解すべきであらう。

（一〇） Le Bon, ibid. p. 14 et s.

私は、嘗て、群集を特色づける爲めに次の如く述べた。「私は群集を以つて一方に於ては公衆と對立し他方に於ては團體と區別せられるところの社會形象であると考へたい。……公衆とは地域的に離隔しながら精神的につながりたるもの、群集とは肉體的接觸を基礎としたもの、團體とは組織を有するものである」（一一）と。これと同一趣旨に於て、私は、以上の考察を要約して、群集を以つて群集心といふ精神的共同を基礎としたところの組織のない多衆の聚合であると定義したい。

（一一） 拙稿前揭第一三四頁。

矯正図書館所蔵

さて、以上に述べたところの群集の特質は謂はば群集の靜的狀態に於けるそれである。然るに、群集は又その動的狀態に於ても重要なる特質を有して居る。そして、その動的狀態に於ける群集の特質は二つの側面に於て表現せられる。その一は群集自體に於てであり、その二は群集を構成するところの個人に於てである。先づ第一に、群集自體について謂へば、動的狀態に於ける群集即ち行動するところの群集の特徴は、その謂はゆる群集心が常に衝動的であり、變轉極まりなきものであり且つ甚だ刺戟せられ易きものたることの中に表現せられる。その衝動は、勿論場合に依り甚だ高貴なものであつたり英雄的なものであつたりすることもあるが、又、場合に依つては甚だ殘酷であつたり卑怯なものであつたりすることもある。又、群集心の變轉的であるといふことは、そこでは、如何なることも豫め熟慮せられるといふこともなければ、又、持續的に要求を貫徹するといふ意思もなく、唯だ激情の赴くがままに動くといふが如き形態に於て表現せられる。從つて、群集は常に外部的刺戟に應じて輕信的・無批判的に行動するのである。そして、これ等の點に於て、群集は、豫め決定せられたところの意思に基いて合理的に常に熟慮をめぐらした上で行動するところの組織的團體と顯著なる對照を形成して居る。第二に、動的狀態に於ける群集の特徴は、これを形成するところの個人の性質を根本的に變形せしめるといふことの中に在るのであつて、この事實の認識が群集研究の最も重要なる成果の一であることは謂ふまでもなからう。そして、その個人の變化は、第一には群集の中に於ける個人に在つては理性的なものが後退して情緒的なものが支配的となり、第二には、從つて、思考作用が低下して專ら暗示・模倣・感情移入等に依つて行動するといふ形態を採るのである。その間の事情は、ル・ボンの言葉が最も端的にこれを表明して居ると謂ひ得るであらう。曰く、「群集の一部分を構成するといふ唯だ單にその一事に因つて、人

間は、文明の段階を數段降下する。孤立的狀態に在るときは恐らく一人の教養ある人間であつた者も、群集の中に這入るや一人の本能的人間となり、從つて一個の野蠻人と化する。彼は未開人の本能性・激情性・殘酷性を具有し、又、その情熱と英雄主義を具備して來る。更に、彼は、言葉や觀念に容易に印象づけられたり、明かに自己の利益に反するが如き行爲にでも容易に至らしめられるといふ點に於ても亦未開人に似て居る。群集の中に於ける個人は風のまにまに吹き上げられるところの砂原の一粒に外ならない」（一二）と。

（一二） Le Bon, i.id. p. 19.

一般に群集なるものの性質は概略以上の如くである。然らば、群集犯罪（Massenverbrechen, foule criminelle. Criminal mob）とは如何なるものであるか。この質問に關し豫め特に注意を要するのは、群集といへば直ちに惡いもの・犯罪的なものと考へるのが誤であるといふことである。成る程、群集が動もすると犯罪化する傾向のあることは事實である。然し、この故に群集を直ちに犯罪的なものと考へることは正當でない。このことは刑法學者のブリンスも亦認めて居るが（一三）、やはり、ル・ボンが最も正確に論じて居る。それでル・ボンは謂ふ。「群集は常に知的には孤獨的人間よりも低劣である。然し、情操及びそれに因つて惹起せられるところの行爲の見地に於ては、群集は、事情に依つては孤獨的個人よりも一層善であることもあり、又、惡であることもある。一切は、それを暗示する仕方に依繫する。このことは群集を犯罪的見地から研究した論者が看過した點である。成る程、群集は屢々確かに犯罪的である。然し、又、屢々それは英雄的でもあるのである」と（一四）。かかる意味で、我々は、群集を直ちに犯罪的なものと見ることは許されない。

矯正図書館所蔵

（一三） Prins, Science pénale et droit positif, 1899, p. 122, 368 et s.

（一四） Le Bon, iiid. p. 20.

然らば、犯罪的な群集を總て群集犯罪といふのであるか。從來に於ては、私の考へでは、犯罪的な群集が卽ち群集犯罪であり群集犯罪とは卽ち犯罪的群集であると解せられて居たと思ふ。內亂罪・騷擾罪や軍刑法上の叛亂罪が群集犯罪だといはれるのは正に右の犯罪的群集の意味に於てである。然し、私の考へでは、かくの如き犯罪的群集の外に更に別個の新しい群集犯罪のカテゴリーを認めることが必要である。それは、犯罪的でない群集卽ちそれ自體に於ては何等違法でないところの群集の中に於てその群集心理の影響を受けて爲されるところの個々の犯罪である。これは決して犯罪的群集の意味に於ける群集犯罪ではない。然し、一種の群集犯罪たることは確かである。我が改正刑法假案やイタリア新刑法がその刑の量定に際し考慮することを要する旨を規定して居るのは正しくこの後の意味に於ける群集犯罪に對する群集暗示である。私はこれを狹義の群集犯罪とでも呼ぶべきであると思ふ。それで、廣く群集犯罪といふ場合には、犯罪的群集と狹義の群集犯罪との二つに區別することが必要でめる。

そこで、次には、群集犯罪に對する刑事政策的考察に移ることにしよう。

三

群集犯罪に對する刑事政策については、犯罪的群集に對する場合と狹義の群集犯罪に對する場合とを區別して考察することが適當であらう。

先づ犯罪的群集について見る。ここで、第一に問題となるのは、犯罪的群集そのものに對し刑事責任を認めこれに對して刑罰を科するのが果して適當であるかといふことである。これは、法人に關し、法人自體に刑事責任を認むべきかといふ問題と類似して居る。そして、この刑事責任の問題と關聯して、法人についてその實在を認めない說の存するが如く、群集に關しても亦群集そのものの實在を認めない說が存して居る。その主張者はガロファロであつて、彼は、「結局、群集犯罪といふが如きものは存在しない。群集犯罪とは單に犯人の群集に外ならない」（一）と謂つて居るのである。この思想からすると初めから群集自體の刑事責任なるものは問題とならない。然し、かかる考へは稍〻極端に過ぎること明かであつて、群集は、單なる個人の多數ではなく、その多數が少くとも精神的共同に依つて一つの統一體を形成したものなることは旣に述べたとほりである。唯だ、群集に於ける精神的共同といふことは單なる感情的・情緒的要素の共同であつて意思のそれではない。そして、その點に於て、群集は、意思的單一を意味するところの團體卽ち法律的にいへば法人と異るのであつて、かく、意思的統一體に迄形成せられて居ず、從つて、人格的主體的なものとして理解せられ得ざるところに群集の特質があるのである。ところが、責任といふことは行爲を豫想し、行爲は意思主體としての人格者に於いて始めて爲され得るのであるから、かかる行爲の主體たり得ず、從つて、人格を有せざるところの群集はそれ自體に於て責任の主體と爲り得ないことは當然である。ブリンスは、「群集が犯罪に至らしめられる場合に於ても、それを以つてそれ自體に於て犯罪の主體と考へこれに對し刑を科することは確かに問題となり得ない」（二）と謂つて居るが、これは、右の如き理由に依つてであると考ふべきである。尙ほ、その他、今日の刑罰制度から見て、群集に對し適當なる刑罰が存在しないといふことも、勿論、實際上の見地から群集自體の

矯正図書館所蔵

刑事責任を認め得ざる理由の一たることは明白であるが（三）、本質的には、群集は群集自體として刑事責任の前提たる意思的・人格的要件を具有せざるが故に責任を認め得ないと解するのが妥當である。從つて、クラウスが、群集に在つても團體に於けると同樣に「犯罪能力」（Deliktsfähigkeit）があるといふのは（四）、その犯罪能力が責任の主體たり得る能力といふ意味に於ては、適當ではない。いづれにしても、群集は群集自體として責任がありこれを刑罰の對象と爲すべきかといふ質問に對しては刑事政策的には否定を以つて答へらるべきである。故に、犯罪的群集に在つては、責任の主體はその群集を構成する個々の個人であり、その個々の個人を刑罰の對象と爲すべきであつて、その點は諸國の立法に於て一致して認められて居る。

（一） Garofalo, Criminology, 1914, p. 125.

（二） Prins, ibid. p. 122; Loewer, ibid. S. 64.

（三） Vgl. Loeu. er, ibid. S. 65 f.

（四） Kraus, Masse und Strafrecht, Monatsschrift, 6. Jahrg. 1910, S. 29.

第二の問題は犯罪的群集に參加したる個人の刑事責任の問題である。この問題に關聯する有名な言葉としてはナポレオンのそれがある。卽ち、「群集犯罪は何人にも責任を負はすことがない」（Les crimes collectifs n'engagent personne）と。これと同樣の考へ方は、群集犯罪の研究者に於ても主張せられ、群集犯罪に關與したる者はその群集關與の事實のみを理由として責任能力があるに止まると爲すべしとする者もないではなかつた（五）。然し、今日ではかかる主張は殆んど見られない。ザイツェフの言葉は大體今日の思想の代表的表現であると見てよからう。曰く、「多衆の影響に因つて多衆に參加せる者はその常規的な精神的均衡を失ふに至る。然し、それに因つて責任能力が完全に消滅するに至る程度のものではない。その影響は甚だ强大である、然し、これに對し內的抵抗を爲すことは尙ほ可能である。それ故に、行爲者をして犯罪に至ることを阻止するに足るところの十分なる威嚇が必要である。何となれば、刑の重大性に因つてのみ行爲者を犯罪から轉向せしめ得るが故である」（六）と。ナグラーも亦大體同樣の見解を表明して居る。曰く、「成る程、群集に關與することから特殊の心理狀態が成立し、それに依つて群集犯罪と群集心理を混へざる個人犯罪とが嚴密に區別せられるのは確かである。然し、同樣に確實に個性も亦群集の中に於て消滅することはない。何となれば、個々の個人は多衆の成員となつてもその自我を失ふものではなく、又、假令彼が群集化に因つて心理的には本質的な變化を受けるにしても彼の自己決定力は依然として終局的には存續するから」（七）と。それ故、モーパッサンが群集の中に這入るや個人の人格は消滅して了ふと述べて居るのは一種の文學的比喩以上に出づるものとは考へられぬ。又、アシャッフェンブルクも、群集の中に這入るや個人の個性は消滅すると述べて居るが、その意味は、個人が「禮儀正しい無害な吝嗇病ですらある」その平素の個性を喪ふといふだけのことと解せられる（八）。かくて、今日の刑事立法に於ては、犯罪的群集に關與したる者について單にそれだけの事實に因り刑事責任に影響を受けるとは爲されず、唯だ群集關與の範圍內に於て積極的能動的に群集心理を利用した者と消極的受動的に群集心理に支配せられた者とを區別し前者の刑を重く後者の刑を特に輕く規定するに止めて居るのである。これは刑事政策的には妥當なる處置であると解してよいであらう。

（五） 諸種の學說の模樣については Loewer, ibid. S. 67 ff. に詳しい。

（六） Zaitzeff, Die strafrechtliche Zurechnungsfähigkeit bei Massenverbrechen, 1912, S. 58.

（七） Nagler, ibid. S. 201 f.

矯正図書館所蔵

（八） Aschaffenburg, Das Verbrechen und seine Bekämpfung, 3. Aufl., 1923, S. 135.

次に、狭義の群集犯罪について考察するに、ここで問題となるのは單に群集心理の影響の下に犯罪を爲したる個人の責任のみについてであるが、この場合に於ても犯罪的群集内に於ける個人に關すると同様に群集の影響が責任能力を排除するといふことはあり得ず、單に群集心理の影響が犯罪の動機として刑の量定に際して考慮せられ得るに止まるべきである。その意味に於て、我が改正刑法假案及びイタリヤ新刑法典が刑の量定に際し考慮せらるべき事情の一として「群集暗示」を規定せることは刑事政策的には當を得たるものと謂ふべきである。唯だ、立法技術的に見て、我が改正刑法假案が單に群集暗示とし、その群集を限定して居ないのは適當でなく、この點については、イタリア刑法に於けるが如く犯罪的群集以外の群集暗示に限らるべきであらうと思ふ。然し、又、イタリア刑法が群集暗示を以つて常に刑の減輕事由と爲したことは、その結果として常習犯人・傾向犯人・職業犯人に對し除外例を設けざるを得ざるに至り、事態を徒らに複雜ならしめて居るのに對し、我が改正刑法假案が總べてを裁判官の裁量に委せて居る點は甚だ簡明であることも亦否認し得ないであらう。

以上に述べたところは、既に爲されたる群集犯罪に對する刑事政策的考察である。換言すれば、それは鎭壓的刑事政策である。然るに、群集犯罪に對する刑事政策は、一般の犯罪に於けると同じく、單に鎭壓的なるものとして止まるのでは不十分であつて、更に豫防的なものとならねばならぬ。否、それは一般の犯罪に於ける以上に豫防的たることを必要とする。その理由は、群集犯罪に於て特に重要なる役割を持つて居るのは群集心理といふ單純なる個人心理以上のものであるにも拘はらず、今日の鎭壓的刑事政策に於ては專らその對象が個人的なものに限られるが故に、その效果が豫め限定せられて居るからである。故に、鎭壓的刑事政策以上に更にこれを補充するものとして豫防的刑事政策が必要とせられるのである。牧野博士も謂はれて居る。「刑法と謂ふ法律はただ個人のみを眼中に置いた法律である。法人といふものすらも其の範圍に屬して居ない。況んや、群集といふが如き漠然たる觀念は、其の領域に屬して居ないのである。しかし、其の法人が社會に於ける一つの實體として其の固有な社會的作用を營む以上、法人の取締乃至處罰には更に制度の進歩がなければならぬと考へられるのであるが、群集も亦同じことで、それが其の固有な一種の心理作用を有し、それに基いて又特殊な社會的作用が營まるる以上、其の取締乃至處罰に對しては、それに適應すべき特殊な方法がなくてはならない。群集の各自を個別的に處罰するといふこと、殊に之を嚴罰するといふことでは問題の解決が要點に觸れて居ないと思ふ」。「群集犯罪に對する處罰は、これを刑事政策的ならしむることに因つて、玆に、一般犯罪に對する處置と統一して考へることの出來る或るものになるのである」（九）と。これは、群集犯罪一般について豫防的刑事政策の重要性を强調せられたものに外ならない。

（九） 牧野博士前揭第一六六頁以下。

豫防的刑事政策の重點は群集犯罪の成立を不可能ならしめることに在る。その方策は各種の事情に應じて種々あり得るわけである。最も單純にして皮相的な方法は群集成立の要素たる聚合を不可能ならしめることであつて、それは或は風雨等の自然の成り行きに放任することに因つても可能であるし、又、又その他、物理的・人爲的手段に依り聚合を不可能ならしめることに因つても可能である。行刑に於ける拘禁の形式として雜居拘禁を能ふ限り避けて獨居拘禁を認めんとするのも、雜居に因る群集形成を避けんとする思想をその中に包含する政策と解せられるであらう。然

矯正図書館所蔵

しながら、多衆の聚合といふことは群集形成の重要なる一要素ではあるが、必ずしもその根本的なものではない。群集に於ける根本的な要素は群集心であつて、その群集心を形成する原因に對して向けられない限り、群集犯罪に對する刑事政策は徹底したものであるとは謂ひ得ないであらう。

然らば、この群集心形成の原因は何であらうか。多數の意識であらうか。ブリンスは、「數が惡に對してであれ善に對してであれ一層勇敢ならしめる」（一〇）と述べて居る。トゥロッターは「集合本能」（gregariousness）に（一一）、又、フロイドはリビドーに（一二）、群集の心理的原因を求めて居る。私は、これ等の思想が、群集心の原因の一面を明かにしたものたることを疑ふものではない。然し、これを以つて群集心形成の根本原因であると解することは不適當であつて、群集心形成の根本原因は、私の考へでは、不安又は不滿足といふ心理的要素であると解すべきであると思ふ（一三）。不安が人々を聚合せしめるのであり、滿足を求めて群集が形成せられるのである。安定と滿足とが存する限り、如何に多衆が聚合してもそこには群集成立の餘地はない。從つて、群集犯罪の可能もない。フロイゲルスの述べて居る小さい一つの物語が最もその間の事情を端的に傳へて居ると思ふ。卽ち彼の謂ふところに依ると、第一次ヨーロッパ大戰中及び戰後にドイツの大都市に於て屢々見られたところの情景であるとのことであるが、食料品店の前に數時間もの永い間行列を作つて待つて居つた人々が始めは相互に嫉妬と惡意の眼で監視し合つて居るのであるが、彼等がもはや品物がないといふことを知るや突如として彼等は一致團結し商店の窓を破壞してその幻滅の感情を發散せしめるの擧に出でたといふのである（一四）。これは、群集心形成の根本原因が不安又は不滿足に在ることを甚だよく說明して居ないであらうか。

（一〇） Prins, ibid. p. 122.

（一一） Trotter, Instincts of the herd in peace and war, tenth impression 1926, p. 115.

（一二） Freud, ibid. S. 39.

（一三） Vgl. Lower, ibid. S. 14; Grumplowicz, Sozialphilosophie, 1910, S. 119 ff.

（一四） Vleugels, Die Masse, 1930, S. 29.

私は、右の如く、群集形成の根本原因は不安又は不滿足の中に在ると考へる。從つて、又、群集犯罪に對する豫防的刑事政策は、この不安又は不滿足の感情を除去することに向けられねばならぬと考へる。不安又は不滿足を除去するには唯だ單にそのままこれを抑壓するといふのではなく、更に、不安・不滿足の原因たる不確定性と缺乏・缺陷とを除去し　安定・滿足を與へるの道を講ずることであられねばならぬ。その不確定性と缺乏・缺陷は日常生活の一般的なことがらから、政治・經濟・法律等社會生活のあらゆる領域に於て成立が可能である。その根本的原因にまで溯つて對策を講ずることに依つて、始めて、群集犯罪に對する刑事政策は眞に有效となると考へねばならぬのであらう。このことの認識が今日特に必要であると私は考へて居る。

矯正図書館所蔵

「和」の精神と日本行刑（一）

東邦彦

はしがき

全世界は今や有史以來未曾有の轉換期に直面してゐる。思想史的に之を觀察すれば、この轉換は實に「正」なる精神が「邪」なる精神を打倒克服しつゝある歷史的新段階であるのである。これは正しく世界人類への新しき黎明を意味するものである。「邪」なる精神とは何か。それはアングロサクソン民族に傳統された海賊ヴアイキングの精神である。「正」なる精神とは何か。それは大和民族に傳統された和の精神である。前者は弱肉強食の侵略主義的個人主義自由主義の精神であり、後者は萬邦をして各々その處を得せしめ、萬人をして皆其の堵に安んぜしめんとする「八紘爲宇」の大精神である。大和民族は今こそ奮然として蹶起すべきの秋である。神武肇國以來の大理想を世界に顯現する千載一遇の機運に際會し得たる光榮に歡喜し、愛國の血汐をたぎり立たせて蹶起すべき秋である。「御民（みたみわれ）生ける驗（しるし）あり天地（あめつち）の榮ゆる時に遇へらく念（おも）へば」と歌ひし萬葉人をして今日あらしめば、彼等はその清淨純眞なる感情を如何なる詩句に結晶せしめたことであらうか。しかも冷靜に今日の事態を正視すれば、大和民族の使命遂行は決して容易の業ではない。孟子も謂へるが如く、「天將降大任於是人也、必先苦其心志、勞其筋骨、餓其體膚、空乏其身、行拂亂其所爲、所以動心忍性、曾益其所不能」の覺悟を以て、不撓不屈百難突破所期の目的に向つて邁進せねばならぬ。

醒つて國內勢情を靜視するとき、我々は各般の事項に就き相當反省すべき幾多のものゝあるを發見する。明治維新以來我が國に流入したる自由主義個人主義の文化は、その功利主義的思想と共に、燎原の火の如く燃え廣がり、日本人の魂も、亦各般の制度文物をもアングロサクソン化したのである。かの滿洲事變以來日本人は漸くにして永年の迷夢から醒め、次第に本來の日本人に立歸りつゝあるが、尙ほ自由主義、個人主義の殘滓は隨所に殘されてゐる。祖國日本の歷史的現段階を認識すると共に神武肇國の大精神に立還り、これらの殘滓を一掃することこそ、現下國民の最大急務である。

これを行刑の世界に極限して反省するに、尙ほ考慮を要すると思はれる幾多の點を發見する。現在の我が行刑は科學主義實證主義に立脚し、歐米諸國の行刑制度の粹を吸收消化し、之を日本的なものとして建設されたものであるから、他の制度文物に比較して極めて進步的であり、諸外國の孰れの行刑制度に比較して遜色なき卓拔せるものであると信ずる。唯だ從來その運營を指導し來りし教育刑思潮が餘りにも行刑そのものを一般の形式に規範化し、分析した るが爲に、日本行刑としての特異性が揚棄せられ、爲に行刑理論としての普遍的妥當性は持つとしても、實際の適用に當つては、日本行刑の本質的要素を破壞したかの感なきを得ない。これもとより行刑制度運營の掌に當れる刑務官の罪であり、教育刑理論の誤謬では決してない。何故なれば、よしや教育刑理論に日本的性格が缺けてゐるとするも、それを行刑の實際に活用するに就ては、刑務官自身がそれを日本の本來步むべき道に立脚し、一般的理論に具體的妥當性を賦與しなければならぬこと謂ふを俟たざる處あるからである。

先般正木亮博士司法省行刑局長に着任せられ、その着任第一聲として刑務官に訓示して曰く、『日本行刑は宜しく

矯正図書館所蔵

「和」の精神を指導精神として運營せらるべし」と。これ誠に適切妥當なる訓言なりと　ふべきである。しかし「和」の精神は獨り行刑のみの道でない。日本の進むべき道であり、日本國民の歩むべき道である。故にそれは行刑なるが故に特に「和」の精神を必要とすと謂ふ意味に解すべきものでなく、行刑は實に日本行刑たらざるべからざるが故に、「和」の精神を指導精神とすべしと謂はれしものと解せらる。從てこの一言の中には過去の刑務官の行刑運營方針や考へ方に對する鋭き批判が潜められてゐるものと解して過ちなきものと信ずる。刑務官はこれを契機として自分自身の考へ方を反省すべきではないか。本稿はこの意味に於　私自身への反省である。「和」の精神とは如何なるものであるか、又それは行刑の歩むべき道とし　如何なる意義を有するものであるかを闡明せんとしたのが本稿の目的である。刑務官諸君に對し何等かの參考とならば筆者の幸福これに過ぎたるものは無い。又見解の未熟や誤謬に對しては大方諸賢の御示教を切望する次第である。

一

日本精神は潜在意識であると謂はれてゐる(一)。從つてその中心を爲す處の「和」の精神は、之を概念的に把握することの至難なものであつて、強ひて謂へば、「發しては萬衆の櫻と爲り衆芳與に儔しかたし、凝つては百錬の鐵と爲り鋭利鑒（かゞみ）を斷つべし」（二）と謂ふが如きものとなる。しかしながら、我々は悠久二千六百有餘年の我が國史を通じて、又我が國の古典や詩歌に徴して、朦げながら握み得たる概念を分析（本來から謂へば、かゝる概念の構成やその分析は避くべきものであるが）すれば、次の如きものとなる。

第一、君民の和。　今上陛下御即位の勅語に、「皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁怒ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ信上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ」と仰せられてゐる。實に我が國は君臣一體の國家、一君萬民の國家である。それは我が國が一大家族國家、即ち個人的家族制が更に國家の元首に由つて綜合統一されて、國家的に大家族と成つてゐる國家であり、君臣の關係が所謂「義乃君臣、情兼父子」（三）であるからである。故に我が國に於ては、家族の基本道德たる「孝」と國家の基本道德たる「忠」が完全に一致する。而して國民はこの中心に歸することに依り一億一心の家族的團結を鞏固にしてゐることは、唯だ「利」の關係、即ち利害共通と謂ふ點に於てのみ人と人との結合が爲されてゐる自由主義の英米や理性主義による機械的、ファッショ的團結の獨伊と異る點である（四）。我が國にはこの意味に於ける「和」がある爲に、一朝有事の際、天皇の御名の下に一億一心となり、對外的に無比の戰鬪力を發揮し得るのである。

上下和合は實に日本の眞髓である。さればこそ聖德太子は十七條憲法の第一に「以レ和爲レ貴（テアラスト）」（五）と仰せられたのである。本居宣長は『敷島の大和心を人間はゞ朝日に匂ふ山櫻花』と詠じたが、我が國體の精華たる「和」こそは、幾千幾萬の山櫻の花が、朝日に向つて一時に唉き匂ふが如くに、億兆の心が　上御一人の大御心に靡き參らせた美しい姿である。

第二、民族の使命としての「和」。　我が大和民族が世界の如何なる民族とも異つた最も大きな特殊點は、天皇及び國民が神に始まつて居り、神から授けられた使命を持つてゐると謂ふことである。この使命を遂行することが肇國以來の國家目的である。それではその使命とは何であるかと謂へば、神武建國の詔（六）に宣明せられたる『八紘爲宇』

矯正図書館所蔵

と謂ふことであり、それはとりも直さず皇道を光被し　世界人類に「和」を顯現することである。換言すれば、萬邦をして各々その處を得せしめ、萬人をして皆其の堵に安んぜしめんとする大理想の實現にある。このことは既に天孫降臨の御神勅（七）の精神であり、　神武天皇の建國の大詔はこの御精神を更に明確に宣明されたものである。世界人類を一つの道に歸せしめ、四海一家のおもひをさせんとする「八紘爲宇」の大理想こそ、神國日本の建國の精神であり、日本天皇の世界救濟の廣大極りなき御誓願である。「八紘爲宇」の大精神は、全世界人類の救濟原理たる點に於て、一切の既成宗教とその理想を一にする。唯だ異る處は後者が彼岸に於ける救濟を目指すに對し、これは此岸現實生活に於ける救濟である。（一二）　明治天皇も「親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ、遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ、國威ヲ四方ニ宣布シ、天下ヲ富岳ノ安キニ置カンコトヲ欲ス」と仰せられたが、これこそ神代より一貫せる御精神である。二千六百餘年前の天業恢弘の詔勅は二千六百餘年後の今日、滿洲帝國の建設による三千萬民衆の王道樂土となつて實現せられた。今次の大東亞戰爭が大東亞共榮圏確立の爲の聖戰たることは茲に改めて謂ふ迄もない。

第三、政治理想としての「和」。神の御子孫たる天皇、現人神におはします列聖は神の御德を德とせられ、神の御心を心とせられて、この世をしろしめすが故に、その御親政は祭政一致の神政統治であり、その理想は日本書記（卷二十五）にも『惟神我子應治政寄、是以與天地之初、二君臨之國也』とある通り、民を視ること我が子の如しとされる皇道政治、即ち德治主義の政治にあるのである。（八）德治主義の政治は「和」を精神とする政治である。支那の儒教の王道も亦德治主義を標榜する點に於て皇道に一致する（九）。儒教は孔子に初まるが、孔子の道とは『仁』である。仁は人の心の働きであつて、その現れは「和」である。孔子は春秋戰國時代に魯の國に生れ、弱肉强食の亂世を嘆じ

て、その昔和平の國たりし周、殊に周の文王武王と共に善政を施した周公を理想とし、「和」を希求して「仁」を說いたのである。孔子を祖述せる孟子も「仁義」を說き王道を鼓吹したが遂にその理想とする德治政治は何處にも實現せられなかつた。否、王道は當時實現しなかつたのである。この事實は果して何を物語るものであらうか。この點に就ては次の德治政治は遂に一度も實現しなかつたのである。

一體の精神としての「和」と謂ふ項で述るが、要するに、孔孟の說いた「仁」其他如何なる道德と雖も「力」の背景なしにはその實現は不可能であることを我々に示すものである。然るに國家の力と謂へば對外的には武であり、對內的には權力である。支那に於てかゝる國家の力が確立されなかつたのは、我が國の如き永續的な權威がなく、又國民に精神的統一が無かつたからである。然もかゝる權威の永續性と國民の精神的統一を妨げたものが、儒教の易姓革命の思想（一〇）にありとすれば、儒教の王道思想は、既にその教の中に、それが實現し得ざる宿命的破綻を持つてゐたものと謂ふことが出來やう。唯だ儒教の王道思想は、我が國の皇道を一段と發展せしめたと謂ふよりは、日本が本來持てるものに就て反省せしめられ自覺せしめられたと謂ふ點に於て、大に我國に貢獻したことを否定し得ない。

我が二千六百有餘年の歷史は、この德治主義が我が天皇政治の根本方針であつたことを物語つてゐる。天皇の王化に浴したる者はたゞに本來の大和民族のみではなく、三韓支那の歸化人にも洽く及んだことは、垂仁天皇の御代に、田道間守（たぢまもり）の如き三韓の歸化人新羅王子天日鉾の子孫が、天皇の懿德に感激して、遂に天皇に殉死したことに依つても明である（一一）。　明治天皇維新の詔にも「今般朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆　朕カ罪ナレハ今日ノ事　朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古　列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ　天

矯正図書館所蔵

職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ」と仰せられ、又「眼に見えぬ神の心に通ふこそ　人の心のまとなりけり」と仰せられたが、この神の心に通ふまことこそ、下萬民を祈らせ給ふ天皇の大御心であり、皇道政治の根本精神である。神の心に通ふまことなるが故に、それは飽く迄も謙虚であり、其處に些の私心なく民の心を心とし、至仁至慈にわたらせ給ふのである。仁徳天皇は「共れ天の君を立つるは、是れ百姓の爲なり。然らば則ち君は百姓を以て本と爲す。是を以て古の聖王は、一人も飢ゑ寒れば顧みて身を責む。今百姓貧しきは則ち朕が貧しきなり、百姓富めるは則ち朕が富めるなり。未だ百姓富みて君の貧しきこと有らず」（一三）と仰せられてゐる。列聖のこの至仁至慈の大御心の働きの現れこそ「和」である。

第三　德力一體の精神としての「和」。我が國に於ける「和」の精神は、上來述ぶる如く、國家理想としては「八紘爲宇」の大精神となり、國内政治理想としては德治主義の皇道政治となるものであつて、その希求する處は何處迄も「あめのしたをおほひていへとせむ」即ち世界一家による人類の平和、安寧、福祉と謂ふ「德」の實現である。然るにかゝる理想もこれを實現するに足るだけの「力」が無ければ、それは一の夢想でしかない。儒教の王道思想が遂に支那に於て實現されなかつたのは、上述せしが如くこれが爲である。我が國は古來尚武の國であり、既にかの天業恢弘の大事業は武を背後の力として着々と進展した。古事記に「こゝに天つ神諸の命を以ちて、伊邪那岐命、伊邪那美命二柱の神にこの漂へる國をつくり固め成せと、詔りごちて、天沼矛を賜ひて、ことよさしたまひき。」とある天沼矛（日本書紀には天瓊矛）や、素戔嗚尊の天叢雲劍は、武の象徴と解せられ、又古典に我が國名を千五百秋瑞穗之國と謂ふに竝べて、細戈千足之國即ち武力の充實した國と稱し、又天孫降臨の際供奉申し上げた神々の中で、思兼神は其の智力を

竭され、手力雄神は其の勇力を捧げられ、天兒屋命、太玉命は祭祀の事を掌られ武雷神は征伐の役にお當りになり、天忍日命、天津久米命は兵を持して先導される等それ〴〵職を奉じて以て大業を翼賛された。武力の背景なくして現實の平和を望み得ざることは、古今東西の歴史の實證する所である。「八紘爲宇」と謂ふ肇國の理想が如何に崇高なものであつても、これを實現する爲には、「服順はざる者」を斷乎としてまつろはせる爲の「力」が必要である。今日の國家に於てこの「力」とは何か。それは内に於ては國家の權力であり、外に對しては武力である。しかしこの「力」が單なる力として終始するとき、即ちその「力」が道義的理想に基礎づけられて發動せられるものでないときは、其處に何等の權威を持たざるものとなり、他を壓伏し得ても心よりまつろはしめることが出來ない。專制抑壓の權力政治や武斷侵略の帝國主義がそれである。從てかゝる「力」は力そのものとしても永續した眞の力たり得ないのである。換言すれば「德」は「力」を背景にして益々「德」を發輝し得るのであり、「力」は「德」の働きとしてのみ愈々眞の「力」たり得るのである。「德」と「力」とは本來對立した概念であるが、兩者がその對立を止揚して一體を爲す處に、我が國體の權威がある。盟邦たるナチスの獨逸やファッシズムの伊太利が今最も熱望してゐるのは、かゝる國家の「權威」（一四）である。而して兩邦は國家の權威を確立せんが爲に全體主義の理論を確立した。それは國家の權威を阻害する從來の自由主義を一掃せんが爲の理論である。

そもそも西歐近代の自由主義は、個人の自由が專制的權力の下に極端に壓迫せられてゐた時代に生れた。即ちそれは封建社會から市民社會への變革期に際し、專制的權力に反抗して、人間の人格の尊嚴を主張し、經濟上に於ては自由放任主義となり、政治上に於ては自由民權論となつて、國家權力の干渉と拘束からの解放を力強く叫んで、經濟的

矯正図書館所蔵

乃至政治的桎梏を打破し、その結果としては人々の魂に希望の光りを與へ、人々の活動を激刺たらしめ、社會及國家の發展上にも沒却すべからざる偉功を樹てた。ここに自由主義の文化史的意義がある。けれども、市民社會の確立すると共にその建設的意義を喪失し、却て國家社會の進展を阻碍するやうになつた。行き過ぎた自由主義は、個人を恣意と放縱に陷れ、自分一個の利益の爲には、國家全體の利害休戚をも顧ざるに至らしめたのである。（一五）

しかしながら、自由主義が個人の幸福を標榜しつゝ、然かも國家權力を拒否せんとすることは、大なる自己矛盾である。何故なら自由主義が權力的統制よりの人間の解放を主張し、それが如何なる方法に依るとしても（例へばそれがよしや議會政治、或は法治主義と謂ふが如き極度の發達を遂げた政治形態であつても）、それが強化せられゝば、せられる程政治力の後退となり、國家の權力的統制を次第に弱化し、その極端な場合を想像すれば、遂に國家は國家としての實力を喪失することになる。然るに人間の社會生活の秩序は人間生活の前提であり、しかもこれを維持する上に於て、國家權力による強制的秩序は不可缺のものである許りでなく、國家の本質が個人の存在を超越した連續的な生命であり、それ自身に倫理的な目的を持ち、個々人の目的に反してもそれを貫徹しなければならぬ權威ある存在であると謂ふ正當な認識が把握せられるならば、從來の自由主義に於ける「自由」の概念は著しく改訂されなければならぬことゝなる。否、從來自由主義者が考へたるが如き、他律と拘束を拒否し無規律と無統制を喜ぶ自由、全體的秩序を排斥せんとする個人的自由は眞の自由でなく、自ら進んで全體的秩序に沒入することこそ、積極的な意義に於ける眞の自由であると云ひ得る。かゝる自由の概念は、近代自由主義の惡弊が、國家の統制力を弱化し、社會を堪へ難き混亂狀態に陷れた時に、始めて世界人類が、國家的秩序を度外視しての眞の自由はあり得べからざるものであると

謂ふ眞理を自覺することに依り、見出されたものである。こゝに全體主義思想の生れざるべからざる歷史的必然性があつた譯である。それは實に人々の「權威」と「秩序」との渴望の結晶であつた。

かくして、伊太利にファッシズムが、又獨逸にナチズムが生れた。生れるべくして生れたこの實踐運動は、不世出の二人の英傑の指導の下に、「權威國家」を理想として、强力な國家を礎き上げたのである。その中心思想は有機的歷史的國家觀である。ムッソリーニは、「總てのものは國家の爲に存し、國家の外には何ものもなく、國家に反して何物もなし。我等には義務ありて權利なし」と謂つてゐる。又ヒットラーは「我が鬪爭」中に、「若し人が今日現實に於て國家を構成し又國家を維持する力は何であるかと問ふならば、それは全體のために個人の意志を犧牲にする所の意志であると云はねばならぬ」と謂ひ、又「アリアン民族は、その知的能力そのものに於てより、むしろ自己の能力のすべてを社會のために喜んで捧げる點に於て世界で最も優れた民族である」と謂ひ、又「ドイツ帝國はすべてのドイツ人を抱合せぬばならない。そしてその國民の中の最も價値ある民族の要素を集め、それを維持する仕事だけでなく、同時にそれを徐々に正確に、支配的地位に高める義務を果さねばならない。國家は一民族によつて生命のため永遠の戰ひに使用さるべき偉大にして强力な武器である。——それはまた共同の意志を表現するが故に、あらゆる者がそれに服從せねばならぬ武器である」とも謂つてゐる。かくて彼等のスローガンは「最高の國家目的と最大の國家權力」と云ふことであり、國家の目的は個人のそれに優先し、國家權力は個人のそれより優れて偉大なりとする。從來の形式的機械的な自由と平等の平面的關係を止揚して、權威と秩序と情操と敬虔との立體的關係へ轉換せんとす欲する。今や盟邦獨伊は、彼等の行動主義に依る力强き實踐によりこれ等の理想を着々と現實の上に具現しつゝある。しかし嚴密に批

矯正図書館所蔵

判すれば現實は、尙ほ理想に遠しの感なきを得ない。その政治には尙ほ覇道的色彩が濃厚であり、その憧憬せる權威國家も未だ「權力國家」の域を脫してゐないのではなからうか。

眞實の意味に於ける「權威國家」は、「萬邦の祖國」（一七）たる皇道日本あるのみ。されば盟邦諸國の「權威國家」への憧憬は、實は日本帝國への憧憬に、他ならない。ファッシストたるバーンズ曰く、「日本こそファッシズムの理想國である」と。又ヒットラーも亦「我が闘爭」中に、「もし全歷史を通じて、ドイツ國民が若干の國民が誇つてゐる如き統一を保つてゐたら、ドイツ帝國こそ今日の世界を支配してゐたであらう。」と謂つてゐる。しかし日本を「萬邦の祖國」なりとは、決して日本がそのまゝ全世界を占領し之を支配すべき國家なりと云ふ意味ではなく、神武肇國の精神たる「八紘爲宇」の精神を世界に顯現し、「惟神道」により世界人類を救濟せんとする最高の倫理目的をもつ國であると謂ふ意味である。ナチスの民族主義も亦一種の世界主義であり、世界的統一秩序への追求であるが、ドイツ民族優越若くは中心の考へ方は著しく排他的となり其處に倫理性の稀薄を見られる點我が「八紘爲宇」の精神と比較せらるべきである。又國內に於ける犯罪人に對する取扱方針が極めて彈壓的である點も、我が皇道に於ては、國民の最後の一人に至る迄も其處を得せしめんとせられ、又毎年六月三十日十二月三十一日の宮中に於ける大祓の御儀に於て、畏れ多くも上御一人が全國民の罪を獨りでお背ひ遊ばされ神に祈らせ給ふ大御心の有難さと比較せらるべきである。

之を要するに我が國に於ける武は總て「神武」であり、唯武力を振ふための武ではなくして、平和をもたらす爲の武、「和」を根本とし萬物を生成發展せしむる爲の武であると共に、國家權力も亦「和」を根本とし萬民をしてその處を得せしむる爲の權力であることに注意が拂はれなければならぬ。まつろはざる者を征つは天皇の御稜威である。しかしそれはまつろはざるものをまつろはしめ、その者をしてその處を得せしめんとされる處に御稜威の御稜威たる所以があるのである。國家刑罰權も亦この大御心を心として行使されるときに自らを權威あるものとする許りでなく、我が國を「權威國家」たらしむる三要請卽ち第一、權威の永遠性、第二、國民精神の統一性、第三、國家權力の倫理性の三要請中の第三の要請に添ふことゝなり、國威を中外に宣揚することゝなるのである。

一、五來欣造博士「滅共讀本」十二頁以下に曰く「日本精神の何たるかは、日本人たるものは、誰でもこれを知らないものはない。之を知つて居り、之を感じて居て、然かも其性質に就て說明を求めると、誰でもこれに答へることが出來ない。誰でも知つてゐて、而も之を說明することの出來ないのは何故であるか。それは一つの潛在意識であるからである。（中略）民族の心理は明かに二つの要素から成つてゐる。一つは民族の性格をなすところのもの他の一つは民族の理智を成すところのもの是である。（中略）殊に第一の要素卽ち民族の性格が重きをなすものである。そして此の性格をなすところのものは、感情と意志とから出來てゐる部分であり、之は潛在意識として存在する。この情意から國民の固勢とか、決斷力とか、自制力とか、意力といふものが發輝される。殊にこの情意の複雜なる綜合物として、國民の道德力が成立するのである。この道德力とは、一つの社會の存在を可能ならしめる法則の傳統的尊敬を意味するものであつて、國民が道德を持つとは、行爲の一定したる法則をもち、それより遠ざからないといふことである。この道德は、國民性格の產物であつて、決して理知の產物ではなく、それが遺傳されるに從つて、潛在意識的のものとなり、この道德性の水準の高低によつて、國民の偉大なると否とが決定される、これと反對に理智的性質は敎育によつて、變化されるものであつて、性格とは全く別個のものである。知識上の發明や發見は、一民族から他民族に移植されるものであり、從つて常に變動を免れない。然るに性格は決してこれを移植することが出來ない。故に高等民族の心理的構成を特徵づけるものは、この根本的にして且不變なる性格的要素である。かの發明、發見と同じく、宗敎上の信仰の如き、みな人類共通の遺產であつて、變遷極りなき知的性質のものである。ひとり此の性格の特長と缺點は、各民族の固有の傳統的精神であつて、知識の波が如何に之に打寄せても、頑として動かない一つの斷崖の巖の如きものである。此

矯正図書館所蔵

の理論は切つて嵌めたやうに、日本精神に當て嵌まる。日本精神は確かに潜在意識であつて、我等の國民性格の根柢をなすものであり、それは一種の國民感情である。この國民感情は、我等がこれを意識することは出來ないが、我等の國民の歴史を構成する不變なる根本要素である。」と。又曰く、「然らば此の日本精神なるものゝ具體的内容は何であるか。支那は哲學國であつて、日本は神の國である。（中略）支那人は知識的であり、日本人は實行的である。この知識的と實行的な二民族の對立は、到る處に發見される。希臘人は知識的であつて、羅馬人は實行的であつた。佛蘭西人は理知的であつて、英國人は實際的である。支那人は思索的であつて、日本人は實踐的である。この實行的な國民は、その國民性格が優秀であり、そこに其政治的な國民、支配力のある國民となる原因がある。かうした意味で日本が神の國だといふ時には、そこに感情の力、意志の力の傑出して居る事を示すのである。それが日本精神である」。（前掲、十五、十六頁）

二　藤田東湖、正氣歌に曰く、「天地正大氣、粹然鐘ニ神州、一秀爲ニ不二嶽、一巍々聳ニ千秋、一注爲ニ大瀛水、一洋々環ニ八洲、一發ニ爲萬朶櫻、一衆芳難ニ與儔、一凝爲ニ百鍊鐵、一鋭利可レ斷レ鍪、藎臣皆熊羆、武夫盡好仇、云々」

三　日本書紀、卷之十四に曰く、『方今區宇一家烟火萬里百姓艾安四夷賓服此又天意欲レ寧ニ區夏一所以小レ心勵レ己日愼ニ一日一蓋爲ニ百姓一故也臣連伴造每日朝參國司郡司隨レ時朝集何不下罄ニ竭心府一誡勅慇懃上義乃君臣情兼父子庶籍ニ臣連智力内外歡心一慾レ令下普天之下永保安樂上』と。

四　藤澤親雄、「近代政治思想と皇道」、五五頁に曰く、『ファッシズムに於いては國民の精神的統一を遠い「ローマ帝國」への追想に求める外はない。彼等は言ふ「イタリー人はイタリー統一及びローマを王國の首都と定めると宣言した時に續く數十年を忘れてはならない。當時イタリー人の國民的自覺は過去の歴史に照されて成熟したのである。過去の歴史即ちローマの軍事的攻略、ローマ法の尊嚴、過去數代の國民的勞作と遺業こそこれである。ローマの追憶はイタリー國民主義の中心である。」と。斯くの如く單なる古代への追想と感激による國民の精神的統一は皇道に於ける現實的統一に比して遙に弱い事は言ふまでもない。』と、又曰く、『ナチスに於ては血族國家に對する要求が極めて熾烈である。ヒットラーは人種混合の結果は第一に優良人種の水準が低下し、第二に其精神力並に體力が退化するが故に、純血を尊重せねばならないと主張してゐる。所が現在の獨逸國

民はゲルマン人種、スラヴ人種、ケルト人種、ラテン人種等々によつて混成されてゐる。然るに我が國に於ては「國家は家でなければならない」と言ふナチスの理想が具體的に實現されてゐる。元來日本民族は天孫民族より發祥せるものであつて、其共同祖先の直系の御子孫が皇室に當らせられ我々子孫は皆その分家別家で末孫である。日本はかくして現實に於て血と血を以て繋がれたる一大家族國家である。ドイツに於てはナチスの望むが如き純粹なる血族國家を建設する事は殆んど不可能である。故にナチスはドイツを精神的に統一せしむる必要上、極端なる國粹主義を鼓吹せざるを得ない。ヒットラーは言ふ「我々は一個の統一體であり、我々はドイツ民族の新しい國民運動の輝しい未來を確信してゐる。民族愛に依つて結成せられたる國民運動の爲に我々は死守を誓ふ」と。ナチスが綱領に、政策に、言論に機會ある毎に強く國粹主義を主張してゐるのは、彼等が人爲的にドイツ人の精神的統一を完成せしめんとしつゝあるが爲である。然るに我が國に於ては國民間の團結は忠孝と言ふ先天的な道德精神によつて鞏固にされてゐる』と。（同、九五、九六頁）

五　十七條憲法、一ニ曰ク。以レ和爲レ貴。无レ忤爲レ宗。人皆有レ黨。亦少ニ達者。一是以或不レ順ニ君父一。乍違ニ干隣里。一然上和下睦。諧ニ於論レ事。則事理自通。何事不レ成。

六　日本書紀、卷之三に掲げられた神武建國の大詔には、「當披ニ拂山林一經ニ營宮室一而恭臨ニ寶位一以鎭ニ元元一上則荅ニ乾靈授レ國之德一下則弘ニ皇孫養レ正之心一然後兼ニ六合一以開レ都掩ニ八紘一而爲レ宇不ニ亦可一乎」と仰せられてゐる。即ち山林を伐り開いて宮殿を經營し、謹んで皇位に即いて萬民を治め、上は天照大神が國を授けられた御精神を體して「しらす」（「うしはく」の霸道に對し王道を指す）の政治を行ひ、下は代々の皇孫が養つて來られた正義の御精神を弘めて道義を確立しよう。さうして後に國内を悉く都の樣になし日本國を眞に家族的な國家として、更にこの精神を推し弘めて全世界に及ぼし世界人類の福祉と恒久平和を實現しようとの雄渾にして高遠なる國家理想の御宣言である。

七　日本書紀卷之二に掲げられた天孫降臨の御神勅には、「葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可レ王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與ニ天壤一無レ窮者矣」と仰せられてゐる。北畠親房は「大日本は神國なり。天祖はじめて基をひらき、日神長く統を傳へたまふ。我國のみこの事あり、異朝にはその類なし。この故に神國と云ふ」と謂つてゐる。

矯正図書館所蔵

八　本居宣長も、「臣道」の中に、「天照大御神と申すは、長へに、高天原を、知ろし食して、世の限りを照し坐ます天津日の大御神に坐し坐せば、萬の國々に、あらゆる人も萬つ物も、此大御神の御蔭を蒙らずては、一日片時もある事得ず。さるは、此大神神代の始に、此皇大御國に成り出坐し坐し、又、其の御孫尊、天降り坐まさしめ給ひて、天地と共に、長へに、知ろし食せと事依さし、御言仰せて、此の御國、授け奉り給へれば、御世御世の天皇尊は、即ち天津神の御子と申して、高御產巢日大神、神產巢日大神の御靈に據らして伊邪那岐大神、伊邪那美大神の始め給ひて、天照大御神の受保ち給ひ、授け奉り給へる道のまにまに其の大御心を大御心として、御自らの挾意を加へ給はず、行ひ給ひ、治め給ふが故に、神ながら天の下知ろし食すとぞ、古語にも申したりける。是ぞ、此誠の道の本にしあれば、天の下の大御寶（日本國民）もろもろ、幾萬代の末の世までも此旨を心にしめて、立ても居ても忘るべからず。」と謂つてゐる。九儒教の王道思想は孟子が、「仁者愛レ人」（離婁章、句下）と謂ひ、又「民之爲レ道也、有二恒產一者有二恒心一。無二恒產一者無二恒心一。苟無二恒心一。放辟邪侈、無レ不レ爲レ已。及レ陷二乎罪一、然後從レ而刑レ之是罔レ民也。焉有仁人在レ位、罔レ民而可レ爲也。」と謂つてゐるのを見ても明かな通り一種の人道主義である。即ち、天子は天下の中央に位し、溥天の下率土の濱に至るまで、一人のその處を得ざる者あれば、これを以てその德化の及ばざる所以とし、天子自ら實踐躬行して德を積み、修身齊家治國平天下の理想を實現して蒼生を安んぜんと努むべく、人民はこの天子の道德政治に感化せられ、皆その道を勵み皆その德を積むことに依つて、其處に王道樂土が建設されると主張するものである。

一〇　王道の本質は人民本位の民主々義思想であることに注意しなければならぬ。王道思想は敬天思想から出發する。元來天子は天の子たる點に於ては、人民と同じであるが、この天子が天と人民との間に立つて政治を行ふのは天子が天意に適つた有德者であるからである。而して天意に適ふとは道德に適ふと謂ふことになるのであるから、天とは結局道德の象徵である。しかるにこの道德は人民本位の功利的道德であるから、結局天と民とは（孟子がかく意識せるや否やは別として）同一異名であり、天の命を受くとは、天と謂ふ超越的存在の假面で假裝した民が選立することに他ならぬ。「天佑二下民一作二之君一。作二之師一」（書經、泰誓）、「天矜二于民一。民之所レ欲。天必從レ之」（周書、泰誓）。即ち、民が天子に盡すのは、天子が天の欲する通り、民

を矜むからであり、從て若しこれ反するときは、「君之視レ臣如二土芥一。則臣視レ君如二寇讎一」（孟子、離婁、下）とか、或は、又「古人有レ言曰、撫レ我則后、虐レ我則讐」（書經、泰誓）と謂ふ思想となり、其處に禪讓や放伐の當然として肯定せらるゝ易姓革命の思想となるのである。君主の上に超越的存在たる天を認むることは、天子を天の委任による一種の役人と見るものであつて、王道思想の著しい特徵であるが、基督教の考へ方も同樣で、新約全書も君主を神の僕と見て、「上に在りて、權を掌る者に、凡て人々從ふ可し、蓋し神より出でざる權なく、凡そある所の權は神の立て給ふ所なればなり、……是故に爾等貢を納めよ、彼等は神の用人にして、常に此職を掌れり」（羅馬書、一三）と謂つてゐる。これに反して、我が皇道にあつては、天皇以外又は以上に高い位置に在るものはない。國民の信仰の對象は、明津神、現人神としての天皇及びその御先祖たる天照大神である。佐々木高行も、「我日本民族を統一する所の權威は支那の思想に於ける、天にあらず、耶蘇教に於ける、造物者に非ず、實に皇室の御祖先なり。萬世一系の國體はこれによりて創まり、これによりて無窮に傳はる可し」（國體の淵源）と謂つてゐる。

一一　日本書紀、卷之六、參照、

一二　紀平正美博士、「我が邦に於ける家と國」八頁、

一三　日本書紀卷之十一に曰く『四年春二月己未朔甲子詔二群臣一曰朕登二高臺一以遠望之烟氣不レ起二於域中一以爲百姓既貧而家無二炊者一朕聞古聖王之世人人誦二詠德之音一家家有二康哉歌一今朕二億兆一於茲三年頌音不レ聆炊烟轉疎即知五穀不レ登百姓窮乏也封畿之內尙有二不レ給者一況乎畿外諸國耶三月己丑朔己酉詔曰自レ今之後至二于三載一悉除二課役一息二百姓之苦一是日始之黼衣鞋屨不二弊盡一不更爲也溫飯煖羹不二酸餧不レ易也削レ心約レ志以從二事乎無爲一是以宮垣崩而不レ造茅茨壞以、不レ葺風雨入レ隙而沾二衣被一星辰漏レ壞而露二床蓐一是後風雨順レ時五穀豐穰三稔之間百姓富寬頌德既滿炊烟亦繁、七年夏四月辛未朔天皇居二臺上一而遠望之烟氣多起是日語二皇后一曰朕既富矣豈有レ愁乎皇后對諮何謂富焉天皇曰烟氣滿レ國百姓自富歟皇后且言垣壞而不レ得レ修殿屋破之衣被露何謂レ富乎天皇曰其天之立レ君是爲二百姓一然則君以二百姓一爲レ本是以古聖王者一人飢寒顧之責レ身今百姓貧之則朕貧也百姓富之則朕富也未二之有一百姓富之君貧一矣』と。

一四　「權威」の意義に就ては、次節の註一六を參照されたし。

矯正図書館所蔵

一五 功利主義的自由主義は、所謂「最大多數の最大幸福」の原理を以て、凡ての個人及國家の最高原理となし、國家は個人の主觀的目的の爲めの手段であるとするものであつて、かゝる考へ方を更に押し進めて行けば、個人の自由と幸福の爲には、如何なる政治的權力からも解放されねばならぬとする無政府主義的自由主義に迄發展せざるを得ないことになる。又それは社會主義、共產主義の溫床ともなる譯である。

一六 法治主義と謂ふことが、我國に於ても、憲法第三十一條の解釋と結び付いて、問題となりつゝあることに注目されなければならぬ。大串兎代夫氏、「日本の勃興と政治の轉換」、二八三頁以下に曰く、『法は元より權利、權力の關係を明確に規定し、以て統治の準則とするが本則なれども、さればとてそれのみにて終るものにあらず。國家統治の根基は國家國民の安危にあり。（中略）法治國の理想は個人の自由を主とすれども、形式的自由は國民生活の安全を常に維ぐ意義のものにあらず。從來の如く單に權力よりの自由、憲法中にては自由權規定を法治國家の基調とする思想を、最近のドイツ國法學が市民的法治主義思想として、棄て去れるは故なきにあらず。市民的法治思想或ひは自由主義的法治思想は、一般法學、一般教育、一般認識といふ如く、あらゆるものを一般の形式に規範化し、分析して、民族及國家の政治的本質を破壞し去らむと企てたりとは、法學者の過ぎ去れる十九世紀への回顧にして、新たなる二十世紀はかゝる消極的自由の市民的法治思想に代りて、生活一體としての國民の傳統價値を直接なる根基とする、國民的法治思想の時代ならざる可からず。國家權威ありて始めて法あり。國家倫理は法の根本規範の提供者にして、憲法第一條に現るる法の精神は、之を最も具體的にしては、國家の非常事態に關する第三十一條に見えたり。（中略）從來法學者が第三十一條を輕視し、かくの如く法治主義の常態を逸しつつ、しかも法が究極に於て權威に依存し之を決する標準が、國民生活の安危なるを明らかにせる大原則を以て、單に戰時狀態に於ける非常大權と解して、憲法第十四條の戒嚴の規定の他に特にこの條文ある所以を明らかにせざりしは不思實の憾を免れず。（中略）第三十一條によりてその必要あるときは、國權は法律及び臣民權利の一部を犧牲にして、國家國民救濟の最大目的を達するは、「此乃元首ノ權利ナルノミナラス亦ソノ最大義務タリ」と伊藤公が書き遺されたる理由も亦此にあり。』と。尙、同氏「國家權威の研究」、「法治主義の問題」（國民精神文化研究所）參照。

一七 本居宣長は、『皇國は、萬の國の本、よろづの國の宗とある御國なれば、萬國々にわたりて、正しきまことの道はたゞ皇國にこそ傳はりたれ、他國には、傳はることなければ、此道をしることあたはず。』（玉かつま七）と謂ひ、このまことの道の根本は皇祖天照大神の寶祚無窮の神勅にありとし（玉くしげ）この道は「高御產巢日神產巢日御祖神の產靈によりて、伊邪那岐伊邪那美二柱の神のはじめ給ひ、天照大御神の受行はせ給ふ道なれば、必萬の國々、天地の間に、あまねくゆきたらふべき道」（玉かつま九）なりとしてゐる。

二

第三、神と人との和、前項で述べたやうに、天皇の大御心は正邪、善惡、强弱、賢愚の差別なく、民を視ること子の如く一如平等に慈愛せらるゝ境地として廣大無邊である。それは、天皇が皇祖天照大神から受け繼がせられたる「神の心」であり、神の心に通ふまことの心である。天照大神の御德は、あたかも太陽に溫熱と光明とがあつて、萬物を生々發育せしめると共に、その害惡を爲す黴菌を殺すおのづからなる力のあるやうに、仁慈の慶と智慧の暉とに滿ち溢れたるものである。天皇はこの天祖の御德を德とし、天皇御親ら皇祖大照大神に隨順歸依して民を治しめすのであるから、嚴然現人神として立ち給ふのである。其處に神人一如の和の世界がある。從て日本國民の信仰上から謂へば、天皇は肉體を以て世に現はれ給ふた天照大神であり、天照大神を信ずることはやがて又天皇の大御心に隨順歸依することになるのであるし、又逆に天皇の大御心に隨順歸依し奉ることに依つて、我々庶民も亦神ながらの道の實行者となり得るのである。何故なれば、日本書紀にも「惟神者隨神道亦自有神道也」（一）とある如く、神に隨ふの道又神に隨ふ故に其處に自ら神あるの道となるからである。卽ち我々は大御心に隨順歸依し奉ることに依つて、我々も亦神人一如の「和」の世界に安住することが出來るのである。

矯正図書館所蔵

日本佛教に於ける三大偉人たる道元、日蓮、親鸞は、佛教を通じて、日本が本來持ちながら自ら明瞭に出來なかつた日本の本體をはつきりさせたのである。その說く處を活眼を開いて背徹すれば我が國に於ける神人一如の信仰の消息が極めて明瞭になる。この意味に於てのみ大乘佛教は彼等の所謂「日域大乘相應地」となる。殊に親鸞の如きは其の「敎行信證」に於て一度も日本と謂ふ言葉も使用せず、又些も我が國體に觸れてゐないやうでありながら、而も最もこの點に於て卓越してゐる（二）。

法華經に於ける佛の心は、この世の衆生を我が子であるとする親心である。又大無量壽經は佛の心を國王の心として說いてゐる（三）。而しに大無量壽經に就き親鸞の解するが如く、佛が法藏比丘になられたものとするときは、廣大無邊の大御心は佛の心であり、佛の理想境たる「淨土」であつて、われをして謂はしむれば「和」の境地である。この境地こそ、我々日本人の魂の故鄕であり、歸依すべきものでなければならぬ。歸依の二字を分てば歸は「死」の歸するところであり、依は「生」の依るところである。卽ち大御心こそ我々日本人が「生やそれに依り死やそれに歸す」の境地でなければならぬ。我々日本人は天皇歸依に生くることに依つてのみ、大無量壽經第十八願の「至心信樂欲生」（七）の安心立命を得、信心歡喜となり、安んじて後行することが出來るやうになるのである（四）。而してその行たるや、「自利すると雖も故に利他する」卽ち「利他に優る自利なし」と謂ふ意味の「自利利他」であり、又親鸞の所謂「自然法爾」として何等の努力なくして自然に行じ得るものとなるのである。その行は卽ち皇運扶翼の大信大行であり、實に佛敎で謂ふところの普賢の行であり、その究極は菩薩道である。其處には歐米流の個人主義、自由主義、功利主義に於ける「自我」が揚棄せられ、沒我奉仕の道が濶

然と開かれるのである。

之を要するに、天皇歸依の信仰は、みことのりのまゝにことあげせざる隨順となり、和合からくる力により安心立命する歸依となり、我を捨てゝ信ずる力よりの行たる奉仕となるのであつて此處に大和心、大和魂の眞實がある。これこそ明治天皇の仰せられた、「敷島の大和心のををしさは　ことあるときぞ現はれにける」、「一事しあらば火にも水にもいりなんと　思ふがやがてやまとだましひ」となるのである。從て日本人の天皇歸依より來る處の「忠」は道德以上のものである。さればラフカヂオ・ハーンは、萬世一系の皇位を履み給ふ、現人神たる天皇に對し奉る人民の純沒我的絕對奉仕の精神を目して「忠義の宗敎」（Religion of Royalty）と呼んでゐる。外國にも忠義の道德は存在するが我が國に於けるが如きものはない。これこそ日本人に天皇歸依の信仰があるからである。佛敎に說くが如き報恩道德（五）ではない。卽ち我々國民が、君國に溢るゝ仁惠によつて生かして戴いてゐるから、この聖恩に報ひ奉らんとすると謂つた支那式の功利主義的な感恩報謝の精神ではない（六）。もつと直接的な生命的欲求である。淨土門に於ては「佛の名號により救はれる」と說いてゐるが、我々日本人は實に「天皇の御名によりて救はれる」國民である。我々は「天皇陛下萬歲」によつて、一切の利己的、功利的感情から解脫し得るのである。我をひれ伏さしむる力こそ我を起しむる力である。かくて吾々に與へられるものは、「不惜身命」の精神力である。神人一如の「和」の世界の生んだ信仰的精神力である。

第四、自然と人との和　日本人ほど自然を愛敬する民族は世界に此類がない。これは何に由來するものであらうか。日本人の自然觀は、日本神話に於て最も純なる姿で表現されてゐる。諸冊二神に關する神話のうちで最も重要な

矯正図書館所蔵

物語の一つは、大八島國生成のそれであるが、古事記によれば伊邪那岐伊邪那美の二柱の神は「このたゞよへる國を修理り固め成せ」と天つ神より命ぜられ、二柱の神はその生殖によりこの大八島國を生まれたものであるとしてゐる。この「國生み」の傳承は、他民族の天地創造思想に見らるゝ、自然觀に對比して、大和民族に特有な尊ぶべき自然觀を物語るものである。キリスト教的世界觀に於ては、自然界は神が造つたものであるとするに對し、我が神話は神が生まれたもの、即ち神の生命を宿す分身として國土を作られたものであり、其處に生れたものは生命あるものであるとする。又支那の傳說によれば、古代に盤古氏なる巨人あり、この巨人死するや頭は四岳となり、目は日月となり脂膏は江海となり、毛髮は草木となつたとしてゐる。天地を巨人の屍體と見る考へ方に對し、我は自然に澄剌たる生命を見てゐるのである。自然が神から生れたと謂ふことは、やがて自然そのものに神を見ることになる。かくて我が民族の古代精神に於ては、神が我々人間を生み又自然を生んだものとする點に於て、人間と自然とに血緣的な愛情を感ずると共に、自然を神として敬仰したのである。殊に自然の持つ神秘、人間の力では如何ともすべからざる大な力は、自然のもつ生命を愈々崇高なものとし、自然崇拜の念は益々強固なものとなつた。從て、人が人間である限りは依然として自然は神であり、その巨大なる力に對してはそれに抗するよりは寧ろそれに隨順歸依し、それと融和するの道が發見されなければならぬとすることは、大和民族の古代精神であつた（八）。この精神こそ、自然と人との「和」の精神であり、かゝる自然觀は我が民族精神として後の日本文化にも一貫して流れて居り、又今日の日本人の持つ尊い民族精神の一つでもある。

この自然を愛敬し、これに隨順せんとする精神、自然と人との「和」の精神は又「むすび」の神業たる「創造」即ち「生産」を重んずる精神でもある。何故なれば、生産の爲には自然と和合しなければならないからである。二宮尊德翁曰く、『世界、人は勿論、禽獸蟲魚草木に至るまで、凡天地の間に生々する物は、皆天の分身と云べし、何となれば子子にても蜉蝣にても草木にても、天地造化の力をからずして、人力を以て生育せしむる事は、出來ざればなり。』（九）と。又曰く『世界の中、法則とすべき物は、天地の道と、親子の道と、夫婦の道と農業の道との四ツなり、此道は誠に、兩全完全の物なり、百事此四ツを法とすれば誤なし、予が歌に「おのが子を恵む心を法とせば學ずとても道に到らん」とよめるは此心なり、夫天は生々の德を下し、地は之を受けて發生し、親は子を育して、損益を忘れ泥ら生長を樂み、子は育せられて、父母を慕ふ、夫婦の間、又相互に相樂んで、子孫相續す、農夫勤勞して、植物の繁榮を樂み、草木又欣々として繁茂す、皆相共に苦情なく、悅喜の情のみ（中略）百事此の如し、夫我教は是を法とす、故に天地生々の心を心とし、親子と夫婦との情に基き損益を度外に置き、國民の潤助と、土地の興復とを樂むなり、然らされば能はざる業なり』（一〇）と。又曰く『夫我道の尊む增殖の道は　直ち天地の化育を贊成するの大道にして、米五合にても、麥一升にても、芋一株にても、天つ神の積置せらるゝ無盡藏より、鍬鎌の鍵を以て此世上に取出す大道なり、是を眞の增殖の道と云ひ尊むべし務むべし、「天つ日の恵積置無盡藏鍬でほり出せ鎌でかりとれ」』（一一）と。又曰く、『汝輩能々思考せよ、恩を受て報いざる事多かるべし、德を受て報ぜざる事少からざるべし、德を報う事を知らざる者は、後來の榮のみを願ひて、本を捨るが故に、幸福を失ふ、能德を報う者は、後來の榮えを後にして、前の丹精を思ふが故に、自然幸福を受て、富貴其身を放れず、夫報德は百行の長、萬善の先と云べし、能其根元を押極めよ、身體の根元は、父母の生育にあり、父母の根元は其父母の丹誠にあり、祖父母の根元は其父母の丹誠にあ

矯正図書館所蔵

り、斯の如く極る時は、天地の命令に歸す、されば、天地は大父母なり、故に、元の父母と云へり、予が歌に「きのふより知らぬあしたのなつかしや元の父母ましませばこそ」夫レ我レも人も、一日も命チ長かれと願ふ心、惜しひほしひの念、天下皆同じ、何となれば、明日も明後日も、日輪出玉ひて、萬世替らじと思へばなり、若明日より日輪出ず と定まらば、如何にするや、此時は一切の和心執着、惜しひも有べからず、されば天恩の有難き事は、誠に顯然なるべし、能思考せよ』（一二）と。以上に揭げた尊德翁の言葉は良くこの「生産」を重んずる農民道の精神を言ひ現してゐる。我が國は古來「葦原の千五百秋の瑞穗國」と謂はるれど、農業こそは、自然を愛敬し、利害を超越し、私を去り、天地自然の運行に磅礴する法則に基き、人類極致の奉仕的努力を爲すと謂ふ、大自然に身も魂も打込んだ所謂「一圓融合」の世界に安住する者によらなければ、到底その成功を期し難い產業である。然かも我が國は農を以て國の礎としてゐる。大和民族は古來「生產」を主とする農業に從事することによつて、西洋の個人主義の世界觀「利」を中心とする「消費」を重んずる精神とは、全く對蹠的な尊い世界觀、「一圓融合」の精神を體得したのである。我々は此處に日本人の卓越せる民族精神を見出さなければならぬ。

西洋の個人主義自由主義の世界觀に於ては、「我」を止揚すべき神が喪なはれ、權威が喪なはれ、自然が喪なはれ、社會は「利」を中心として妥協的に結合されてゐるに過ぎない。其處には「都會生活者」即ち「消費者」の論理が强調されてゐる。日本の如き「生產者」の論理ではない。自ら額に汗して生產するにあらずして、他人の生產物を買取り自ら消費するか、或は之を他に轉賣して利益を得れば良いのであるから、「消費者」の論理は勢ひ自由主義となり功利主義となるのである（一三）。從て生產の源泉たる自然及び生產者に對する愛敬の念慮は、次第に薄くなり、遂には單

なる搾取の對象若くは手段とのみ看做すに至たのである。功利主義の倫理は旣に古代希臘に於てもその都會生活の發達と共に所謂詭辯論者に依つて主張されたのであるが、最も盛んとなつたのは、十九世紀の初期英國に於てベンサム、ジエームスミル、ジョン・スチユアート・ミル、シゲウヰツク、ランダル等がこれを主張してからである。功利主義倫理は一種の快樂說であつて、最大多數の最大幸福を以て道德の理想、善惡の標準と見るものである（一四）がかゝる消費者本位の論理が英國に生れたのは、アングロ・サクソンが、世界に於ける最も典型的な個人主義者であること、しかも彼等の祖先はノルマンの海賊であり、歐洲本土の貿易船を襲つて巨利を博し、又それが出來なくなつてからは專らアフリカの土人を殖民地へ奴隸として賣却することにより、勞せずして富を積み、かゝる非人道的な方法で略取した富を以て國家を發展させて來たことを想ひ起すときに、何人と雖も容易に首肯し得ることである。

かくの如き功利主義的個人主義に於ける目然觀が自然をば單に人間の欲望を滿して呉れる自己の爲の手段即ち征服若くは搾取の對象とのみ看做し、其處に何等の神秘性をも認めず、之に對して何等の尊敬崇拜の念慮を感じないことは、遂に彼等をして神を喪はしめた。それは決して近世に於ける自然科學の發達の爲ではない。何故なれば自然科學の究極は宗教と結び付かなければ解決し得ざるものであるから（一五）。彼等は又それによつて「國家の權威」（一六）をも喪つた。英國皇帝は單なる飾物的存在となり、民主々義の政治が國民の利己的精神を益々增長せしめ、國民はその精神的統一の基礎を喪つたのである。彼等の自由主義は更に一轉して共產主義となり、階級鬪爭の國ソ聯を生んだのである（一七）。この邊の事情はマルクスの共產主義思想がその亡命滯在中の英國の社會を母胎として完成されたことを想起すれば極めて明瞭となる。

矯正図書館所蔵

功利主義的個人主義の論理は又他律主義の論理である。即ち自分に訴へることなく、一重に他人を責める論理である。これは行刑に於ても極めて重大な問題となるから、後述する處に讓るが、要するに、彼等の世界觀は「利」を中心とし我を中心とした考へ方であるから、其處には眞實の意味に於ける「和」の存在する餘地がない。存在するのは鬪爭と征服がある許りである。彼等にかゝつては、自分の對象は國家であらうが、（自由主義の國家觀が國家を個人の安寧幸福の爲の機關と解する、所謂原子的、機械的國家觀であることは玆に特に指摘する迄もなからう。）、人であらうが、果た又物であらうが、總ては我の爲の手段とされ、それが機械化されるのである。外國の民族や國家に對しても、同樣である。これ等も同樣自分の手段として道具化せんとし、帝國主義的侵略とそれによる世界征覇に寧日なかりしは今日迄の歷史が立派にこれを證明してゐる。今次の大東亞戰爭が彼等の帝國主義的東亞侵略に對して、我が國が毅然として正義の爲に立ち上つたものであることは玆に謂ふ迄もない。然り、我々は今や武器を持つて決然と立ち上つたのである。しかしそれは又一面に於てアングロサクソン流の個人主義自由主義打倒の思想戰でもある。否、その敵は外に許り存在するものでない。我々自身の精神界に夏草の如く生ひ繁り易き個人主義的な考へ方こそ何よりも先づ剪除されなければならぬ。

一　日本書紀、卷六、孝德天皇紀、

二　例へば大無量壽經の解釋につき、從來は法藏菩薩（國王）が四十八願を建て之を修行してその結果阿彌陀佛となつたとしてゐるに對し、親鸞上人は阿彌陀佛が法藏菩薩になられたと說いてゐる。この點に就て、金子大榮師は、「佛は佛たらんが爲に先づ佛でない法藏菩薩になられたのであります。從つて『無量壽經』には菩薩の願行が說かれてありますが、その願行の成就として現はれる阿彌陀佛は元來佛でありまして、佛の道を求め國王が國王の道を求められたのであります。この意味は日本人ならばよく肯けるものではないでせうか。我々日本人のみが本來國王に在します御方が國王の道を明かになさると云ふ事が了解せられるのであります。何故ならば他の國では元來國王でないものが國王の道を行はうとするのであるからです。されば普通に日本精神と意識するよりも、もつと根本的な骨肉として傳つた日本人としての感情が親鸞上人をして法藏比丘が阿彌陀佛にならられたのではなく、阿彌陀佛が法藏比丘になられたのだと云ふ眼を開かしめたのでせう。而してまた『無量壽經』に依りて眞實の國王とは如何なるものであるかを感得せられたに違ひありませぬ。』（國家理想としての四十八願、三〇頁）と謂はれてゐる。

三　無量壽經は佛を王の心にて表現せんとするものであつて、その內容は、ある國王が世自在王佛の說法を聞き、菩提心を發し、出家して法藏と稱し、種々修業を積んでから、四十八の願を立て之を修行してその結果阿彌陀佛となると謂ふ經であるが、この四十八願こそ眞實の佛の境地であると共に、眞實の國王の大御心の境地と謂はれてゐる。（金子大榮師、前揭、三二頁）

四　大乘佛教は日本に入つて、支那佛教の唯識俱舍の認識論を中心とする理論佛教から解放せられ、行の佛教となつた。これは道元、日蓮、親鸞の三聖が日本人としての行、即ち天皇歸命の行を通じて佛教を說いた故に、佛教は日本人のものとなつたのである。その說く所や行には勿論相違がある。道元の坐禪はそれによつて、ひたすら心身を佛に入れ、佛の御心のまゝに坐禪をした。親鸞の念佛はかの佛願に從ひ一心專念念佛の行をしたのである。（紀平正美博士、「知と行」、四二一頁）

五　烏地大等師、「眞宗大綱」、一三〇頁に曰く、「かゝる罪業深重のものを救濟し給ふことの有難やと領受するが本覺の信仰、金剛の信心なり。玆に確實に自身の得果決定し、更に疑退なし。其後の行業、即ち信後生活のすべては、優劣、善惡共に總じて往生如何に關係なく、たゞ報恩感謝の精神に住して、惡は益々愼み善は多からんことを願ふのみなり。」と。

六　紀平正美博士、「我が國體に於ける和」、六八頁に曰く、「忠といひ孝といひ、無論支那に於て發展した概念である。我が日本に於ても封建時代的のものは、それらをば報恩的の德目と考へてゐる。即ち功利的・支那的である。親に孝ならざるべからざるらばよく肯けるものではないでせうか。我々日本人のみが本來國王に在します御方が國王の道を明かになさると云ふ事が了解せられるのであります。何故ならば他の國では元來國王でないものが國王の道を行はうとするのであるからです。されば普通に日本精神と意識するよりも、もつと根本的な骨肉として傳つた日本人としての感情が親鸞上人をして法藏比丘が阿彌陀佛にならられたのではなく、阿彌陀佛が法藏比丘になられたのだと云ふ眼を開かしめたのでせう。而してまた『無量壽經』に依りて眞實の國王とは如何なるものであるかを感得せられたに違ひありませぬ。』（國家理想としての四十八願、三〇頁）と謂はれてゐる。

矯正図書館所蔵

所以は、親が無限の努力を我の養成につとめてくれたからである。君に忠ならざるべからざる所以は、君が我を庇護して呉れ、而もそれが代々に亙つて居るからであるとする。然も斯かる説明法が既に個人主義的のものである。更に極言すれば道徳をば賣買關係即ち利害關係に止めしめるものと言ふべきであらう。武力が主となり來りたる時代より君臣といふ關係は、我が國に於ても保護者、被保護者といふことから成立したことは勿論のことである。然し若し斯かる關係から出づるものだけならそれは支那的であつて、「君君たらざれば臣臣たらずともよし」といふことが、論理的の結論となる。又戰國時代には、實際此の論理が實行せられた場面もあつた。然しそれが漸次落つき「日本的なるもの」への掘下げによつて、換言すれば、好箇の武人も未だ武士道に叶はずとの意識の發生と共に、忠と云ふ概念が純化し、無條件的のものに迄向上し得た。」と。

七 島地大等師、「眞宗大綱」二七四頁以下に曰く、「第十八願を至心信樂の願といふのは、この願に於て、眞實信心の心理狀態が至心、信樂、欲生といふ三心の相狀を以て說明せられてゐるからである。具さには至心信樂欲生の願であるけれども、欲生を至心・信樂に含ましめて呼ばれてゐるのである。至心とは眞實心のこと、もとより吾等凡夫の心は虛假・諂僞で毫厘の眞實もないから、至心とはたゞ阿彌陀佛の御心についてのみ言はれる。さればとて凡心の不實心と阿彌陀佛の眞實心とが離れ〳〵になつてゐるきりでは、救ふも救はれるもあり得ないから、救濟の事實の成立するためには、必ず佛の眞實心で衆生の不實心に届けられなくてはならない。故に至心はまた阿彌陀佛の眞實心が衆生の心に至り、とゞき、徹してくだされたところに名けられなくてはならない。（中略）信樂は信順愛樂のこと、塵ばかりの疑もなく、慮りもなく、たゞ廣大無邊の佛心に全托しきつて凡小區々の心が消え、さながらに佛心界裡に安住する狀態である。要するに至心といひ、信樂といふも、たゞ他力の信心の角度を變へて說明されたものに過ぎない。佛心が凡心に徹底したまふ信體の側からは至心といはれ、凡心が佛心に無疑、無慮と全托しきれた、信相の側からは信樂といはれる。』と。金子大榮師、前掲、一一七頁以下に曰く、「敎行信證の信の卷に依れば、至心といふは如來の眞實心であり、信樂といふは如來の大悲無疑の心であると解釋して、本願の言葉を悉く如來の淸淨眞實であるとしてあります。それが如何にも無理のやうに思へるので眞宗の學徒は甚だ煩雜な說明をしてをるのでありまずが、親鸞聖人にして見れば明々白々なことであつたでありませう。「克く忠に克く孝に」と

仰せられることは、悉くこれ大御心の眞實であります。その御心には、吾等の祖先の間に幾多の不孝なものもあり、不忠なものもあつたことを御咎めもなく、この國民を何所までも忠良の國民であらしめたいといふ眞實が滿されてをるのであります。それは忠孝でないものは國民とはせぬぞといふやうな權力的の言葉ではありませぬ。實に國民と其の運命を共にせらるゝ思召から發せられたる眞實の御言であります。されば「至心に」との御言には、衆生罪あらば佛その責を負ひ給ふ眞實が現はれ、「信樂して」の御言には何處までも衆生を捨てざる佛の大悲が現はれてをります。之に依りて思ふに「君は君たらずとも臣は臣たらざるべからず、親は親たらずとも、子は子たらざるべからず」といふことは、恐らく外國の忠孝でありませう。我が國の忠孝は、「臣は臣たらざれども君は常に君にて在す、子は子たらざれども親は常に親にて在す」といふ感激の上に立つものであらねばなりませぬ。」と。

八 肥後和男氏、「古代精神」、一四五頁以下、に曰く、「多くの祭祀が起源するところは、（神たる自然への融和の道）にあつたのであらう。固よりその自然は神として表現され人格として理解されるに至つてゐるから自然そのまゝの姿に於て祀られるといふことは少なかつたかも知れないが、神とよばるるものの原始の姿、又はその意味を深くさぐつて行くならば自然に達することが多いであらう。自然にも種々の段階があり何等の神祕をも含まないところの平凡なものやいかにしても達し難い神祕なものがあり、その遠くてはるかなるものこそ最も神であつた。高天原などはそれであり、人間の及び得ぬ世界として最高なる神の住ひであり、神たるもののみそこへ結ばれ得たのであつた。」と。

九 岩波文庫、「二宮翁夜話」、一四三頁、一〇 同、五七八頁 一一 同、一一七頁、一二 同、一六一頁

一三 紀平正美博士、「我が國體に於ける和」、一〇頁以下に曰く、『都會生活が始まるときは、其處に生產者と消費者との間に利害の相違を生じ、所謂階級の別となり、終に其の間に鬪爭が起る。而して後者は個人の利を主とする所より、個人を本位とする個人主義となる。聖人の敎說は人の此の狀態を矜哀したものである。歐洲文化の源泉たる希臘文化とは、實に此の境涯の產物であつた。然るに有閑階級者、都會生活者は、一切の生產業をば奴隷に委せ、自らは消費者の理論を構成する。斯くて都會生活の急激なる增上慢は、自利を主とする個人主義を强く高めた。故に斯かる增上慢者即ち市民は、其の狀態を悲んで「汝自を

矯正図書館所蔵

知れ」と云ふ神言に據つて、己を空ずる方法の教説をば、うるさしとして、（中略）利己的となつた希臘市民はソークラテスを毒殺の刑に處したが、更に其の性格を早くより曲りくねらせてしまつた個人主義の猶太人は、「悔ひ改めよ、天國近きにあり」と教へたイエスをば、極悪人に代らして、十字架上に磔殺した。「悔ひ改めよ」とは斯かる我執を捨去れよとの教であつたからである。』と。

一四 中嶋力藏博士「英國功利說の研究」、一頁以下、

一五 額田晋理學博士「人生觀」に曰く、『自然界に於けるあらゆる物質は、生物でも無生物でも總てが法則に依つて支配されながら存在してゐる。また自然界の現象は色々と變化して止まないが、それはすべて法則に依つて支配されつゝたゞ外觀が變化して居るのです。どんなものでも法則に依つて支配されないものはない。法則そのものは物ではない。法則は無形の偉大なる力である。それは神祕なる絶對的の存在である。（中略）自然界に於ける法則は未だほんの一部分しか解つて居ないので、解つて居ないから吾々の科學といふ一つの方法に依つてこの偉大なる無形の力を部分的に見出さうと努めて居るわけです。（中略）これまでは神とか佛とかいつて居たが、自然界に於けるあらゆる物質、それは生物であつても、無生物であつても固體でも液體でも、すべて無形の偉大なる力に依つて支配されて居るといふことをしつかりと心の中に摑めばそれでよいのです。現代人のもつべき人生觀の根本はそれである。（中略）自分自身も亦自然の一部分であること、そして自然界には、無形の偉大なる力が潜在し、自分も亦其の力に依つて生じ、其の力に支配されつゝ存在して居ることを心の中にしつかりと摑み、其處に心を置けば、自らの心の據り所が出來る。（中略）幽玄を極めた大自然の中に一身を委ねて心ゆくばかりその靈妙な情調を經驗する時ほど、人間は幸福な祝福に滿ちた時はない。――吾々の周圍には山もあり、川もあり、木あり、あらゆる物があり。そうした環境の中にあつて、その中から食物を摘り、一方空氣中の酸素を吸つて生きて居るのです。つまり吾々は大自然の一部分として、自然界のあらゆるものと一所に生きて居るのです。（中略）今や物理學は物理學の爲の物理學ではなく、化學は化學の爲の化學ではなく、生物學は生物學の爲の生物學であつてはならないのです。それは實に人生問題の根本概念ともなるのであつて、今日の人々に與へられたる最大の任務は、それ等を總括して正しき自然觀を把握することであると私は信じて居ります。』と。

又竹内時男理學博士、「理學新報告」に曰く、『ヴオルテールは教會を攻撃したが、宗教的理想は少しも攻撃しなかつた。宗教の本質が宗教の組織に於てのみ尖はれ得るのである。新智識の先にも暗黒があることが明かにされた。これが宗教心への最高の示唆をなすのである。新智識論は或意味の不可知論を豫想する。こゝに理學が宗教への役割を持つのである。そして新原理と哲學とは、宗教のよりよき理解への道を準備し、宗教を辯護するものであらねばならぬ。――宇宙に最終的實在といふやうなものがありとせば、それは創造の神である。そして神がありとすれば、それに達する道は吾々の有限的な知識を辿り行くことである。實驗科學は、常に眞實を追ひながら、遂に個々の科學の狀態に滿足出來ない所に來て居る。哲學によつて個々の智識を綜合することを忘り得ないのである。（中略）宇宙的宗教感情こそ、理學研究に對する最も強烈にして高貴な鼓舞である。この物質主義の時代に於て、眞の理學徒のみが宗教的であるといはれるのは首肯されることである。』と。

一六 最近獨逸の國法學の上に於て、「國家權威」（Staatsautorität）なる概念が盛に用ひられるやうになつた。「國家權威とは、國家の實質妥當を表はし、權力に正當性を、法に妥當性を與ふる團體的規範力である」と謂はれてゐる。（大串兎代夫氏、「國家權威の研究」、三八頁、）大串氏のこの研究は氏の滯獨中に獨語にて彼地に發表されたもので、ナチスの國法學者、例へばケールロイター教授の如きも、本研究によつて、多くの示唆を得られたやうであるが、大串氏が國家權威の意義を立派に闡明し得たのも、萬世一系の天皇と謂ふ絶對の權威者を戴く、日本人なればこそである。本文に揭げた「國家の權威」なる言葉は必ずしも、この「國家權威」の概念と一致するものではない。藤澤親雄氏、「近代政治思想と皇道」、四五頁に曰く、『ファッシズムは自由主義國家の權威が全く地を拂ひ、その無力を表白した時期に當つて其の反動として起つたものなるが故に、國家の倫理的目的を高調することによつて國家の權威を確立せんとする』と。尙ほケルシエンシュタイナーに依れば、『權威とは或る價値擔當者の妥當であつて、擔當者自身の欲求或は團體の規律又は習慣にその根柢を有し、之に對して各個人が自由意志を以て、或ひは强制に依つて、その下に服從するものを謂ふ。』とされてゐる。（大串氏前揭、三一頁）

一七 自由主義、民主々義及び社會主義は同一理論から出たものであると考へられて來た。然し乍ら兩者の相反するは唯手段のみであつて、何れも社會を構成する個々人の安寧、幸福のみを目的とする點に於ては同一である。

矯正図書館所蔵

一九四〇年ドイツ統一行刑法規 (一)

「ライヒ」司法省所管行刑に關する職務及び施行規定の統一

（統一行刑規程 Strafvollzugordnung） 一九四〇年七月二十一日司法省令

自由刑竝びに自由剝奪を伴へる保安及び改善處分の執行に關して、從前「ランド」司法省が公布した職務及び執行規程を統一するために「ライヒ」司法省の施設に於ける執行に關する執行に關する限り、予は次の通り定むる。

第一編 施設、官廳及び官吏

第一 執行の施設

第一條 刑務所 Strafanstalten 及び保安拘禁所 Verwahrungsanstalten

（一） 重懲役刑及び輕懲役刑の執行は刑務所を以てこれに充つる——重懲役刑務所、輕懲役刑務所。拘留刑（Haftstrafe）は、未決拘禁及び他の種の拘禁の執行に充つる施設に於てこれを執行する——拘置所 Haftanstalten. 輕懲役も亦制限された範圍に於ては此處で執行することが出來る。

（二） 保安監置 Sicherungsverwahrung 及び勞作所又は救護所（Arbeitshaus od. Asyl）收容の執行は保安拘禁所を以てこれに充つる——保安監置所 Sicherungsanstalten 救護所區 Asylabteilung を設けた勞作所。

（三） 刑務所又は保安拘禁所は本令に於ては又「ライヒ」司法省所管收容所 die Lager der Reichsjustizverwaltung と稱する。

第二條 女子の設備

（一） 女子に關する執行は特設した刑務所又は保安拘禁所を以てこれに充つる。拘置所に於ける女子の刑の執行は特別な區劃を設けて男女の完全な分隔が保證せられてゐる場合に限る。

（二） 女子刑務所は重懲役區の外に、初入者 erstbestraft（第三條第三項）と見做されぬ輕懲役受刑者の區劃を、又女子保安拘禁所は保安監置の區劃の外に、勞作區及び救護區を設くることを得る。

第三條 初入者のための刑務所及び區劃

（一） 初入輕懲役受刑者（第百五十六條）の執行には特設刑務所又は刑務所の特設區を以てこれに充つる。

（二） 五年以下の言渡しを受けた初入重懲役受刑者の執行に關しては特設の重懲役刑務所又は重懲役刑務所の特設區を定むることが出來る。

（三） 危險なる常習犯人として言渡を受けた者でなく且つ從前に重懲役及び一年以上の輕懲役の言渡を受けた者でない者は初入者と看做される。數回に涉つて處刑されたことなく且つ六月以上の輕懲役に處刑されたことのない者も亦同じ。同時に又は以前に治療若は看護所收容 Unterbringung in einer Heil-od. Pflegeanstalt 勞作所若は救護所收容又は去勢を言渡された者は初入者と看做さぬ。輕懲役の執行を受くる者が收容の常時市民名譽權を喪失してゐる場合に於てはこれも初入者と看做さぬ。刑罰簿（Strafregister）に於て抹消されてゐる有罪判決

矯正図書館所蔵

竝びに賠償自由刑 Ersatzfreiheitstrafen はこれを顧みることをしない。

第四條 少年刑務所、青年區 Abteilung für junge Gef.

（一） 少年行刑には特別の施設を以てこれに充つる――少年刑務所。

（二） 二十一歳に滿たない受刑者のためには少年刑務所の外に必要に應じて刑務所又は拘置所内に特別な區を設ける。善良な受刑者 unverdorbene Gef. は滿二十五歳まで青年區に繼續して拘禁することを得る。

第五條 引續き保安監置を爲すべき重懲役の執行に充つる施設及び區隔。

刑に引續き保安監置に付せらるべき重懲役受刑者の執行に關しては特設刑務所又は重懲役刑務所内の特設區を定むることが出來る。

第六條 勞作所初入者に對する施設及び區隔。

勞作所に初めて入所する者に對しては特設勞作所又は勞作所内の特設區を定むる。

第七條 施設の拘禁區分（Zweckbestimmung）**及移送範圍**（Einweisungbezirke）**の決定**

（一） 司法大臣は第一條乃至第六條の規定に依り執行の施設が如何なる拘禁區分を有すべきかを定むる。其の他については上級執行官廳（第九條）がその管轄内の施設につき執行せらるべき刑の執行期間に依つて拘禁區分を種々に定むることが出來る。拘置所に於ては三月以上の執行期間については特にそれが適當な場合に限るものであることを豫め考慮して置かねばならぬ。

（二） 上級執行官廳は司法大臣がそれについて定めて居ない限り裁判所管轄區域に從つてその監督下に在る施設の

移送範圍を定むる。施設の移送範圍を他の控訴院管轄區域にも及ぼすのはその管轄區域の上級執行官廳と協議した場合に限る。

（三） 執行施設の拘禁區分と移送範圍とは執行指揮計畫 Vollstreckungsplan の基礎である。（刑執行指揮規則 Strafvollstreckungsordnung 第十二條）

第二 最高監督官廳

第八條 ライヒの裁判執行施設、その執行の全部、施設の管理及び其の官吏、雇傭人に關する最高の監督は司法大臣之を行ふ。

第三 上級執行官廳

第九條 上級執行官廳としての檢事長 Generalstaatsanwalt 上級執行官廳は控訴院管轄區域内については檢事局執行課 Vollzungsamt の長たる控訴院檢事長である。從つて檢事長は同時にその管轄區域の執行施設に於て施設の職務に從事する官吏の職務上の上官であり又管轄區域内に於て執行の任務を委任せられてゐる其の他の司法官の上官である。

第十條 任務

（一） 上級執行官廳は左の義務を負ふ。

一 其の管轄區域内の施設に於ける執行を指揮監督すること竝びに行刑及び刑餘者の保護の目的の促進に關する

矯正図書館所蔵

總ての方策を助長すること。

二　其の監督下に在る執行施設の管理を監督すること、總統又は司法大臣によりて任命せらるゝ者を除き官吏を任命すること、竝びに官吏候補者の養成及び官吏の再訓練を勸奨し、監督し、促進すること。

（三）其の管轄區域内の執行事務に生じた非常重大なる出來事竝びに一般の規制を必要とする用務に關しては上級執行官廳は遲滯なく司法大臣に報告するものとする。

第十一條　執行課

（一）執行案件の處理は高級事務については高級 höher の執行及び管理事務に經驗ある官吏に當らしめる。

（二）執行事務に携はる其の他の官吏は司法省所管の執行施設に於て上級 gehohen の執行及び管理事務竝びに中級の管理事務に當る官吏を以て之に充つる。

第十二條　施設の巡閲　Besichtigung

（一）上級執行官廳は其の管轄區域内の施設を頻繁に巡閲し又は巡閲せしめて重要なことはこれを知悉することを要する。

（二）獨立な施設（第十三條第二項）は少くとも三月毎に之を巡閲せねばならぬ。その場合少くとも年一回は總ての設備を根本的に檢査せねばならぬ。

（三）裁判所附屬拘置場 Gerichtsgefängnis（第十三條第三項）は少くとも年に一回之を巡閲せねばならぬ。區裁判所に附屬した拘置場の巡閲については上級執行官廳は獨立な施設の長に之を委任することが出來る。

第四　執行官廳

第十三條　施設の長

（一）執行官廳は執行施設の長である。

（二）刑務所、保安拘置所及び大拘置所（未決拘置所）は獨立な施設である。獨立な施設の長は高級の執行及び管理事務に從事する官吏である。比較的重要でない獨立施設の長には上級事務に從事する官吏を充つることを得る。

（三）小拘置所はその地に區裁判所檢事局又は檢事局出張所あるときはこれに、其の他の場合にはその地の區裁判所又は附近の獨立な執行施設に裁判所附屬拘置場として附設する。裁判所附屬拘置揚の長は司法官廳の幹部又は出張所長を以てこれに充つる。上級執行官廳の承認あるときは區裁判所は他の判事を附屬拘置場の長に任命することが出來る。

（四）獨立な施設に於ける所長代理者について司法大臣がその繼續的な所長代理者を任命しなかつた限り上級執行官廳が代理者を定める。附屬拘置場の所長代理者はその他の事務についてもその者を代理する官吏を以てこれに充つる。

第十四條　所長の任務

（一）所長は執行及び管理につき責任を負擔する。所長は全ての事務を指導竝に監督し外部に對して執行施設を代表する。所長は施設の官吏、雇傭人の職務上の上官である。所長は官吏が明白に特別な事務に任命されてない限

矯正図書館所蔵

り事務を分掌せしめ、又執務時間を定める。

（二）醫療、教育及び教化に於て所長の命令權を避けるほどの專門的な事務については所長は報告を求め又提議を爲すことが出來る。醫師、教師及び教誨師の處分にして所長が施設の保安、管理の紀律又は收容者の適當な處遇を危くすると確信するものについては、所長は上級執行官廳の裁決あるまでその實施を延期することが出來る。

（三）所長は地方的事情を斟酌して一般的な規程の範圍に於て施行施設について補充的な命令を出すものとする（所內規程）。

（四）施設經營に於ける非常な出來事竝びに一般の準則となり得る事件については所長は遲滯なく上級執行官廳に報告し、特に重大なる場合は同時に直接に司法大臣に報告するものとする。

第十五條　管區長

獨立な執行施設に於ては必要に應じ高級の執行及管理事務の官吏又は上級の施設事務の官吏を管區長に任命する。管區長には其の區內について指導的な執行事務を委任する。詳細は執行事務規程の定むるところに依る。

第十六條　管理事務

（一）施設の司法行政事務 Justizverwaltungsgeschäfte 及び執行に關する管理事務 Geschäfte der Vollzugsverwaltung は、それらが所長又は所長に等しい高級の執行及び管理事務の兼職者に留保されてゐない限り、上級の執行及び管理事務の官吏並びに上級の技術事務の官吏がこれに從事するものとする。

（二）管理事務に當る課を分つて總務課 Hauptgeschäftsstelle 施設金庫乃至出納課 die Anstaltskasse od. die Zahlstelle 執行課 die Vollzugsgeschäftsstelle 作業課 die Arbeitsverwaltung 經理課 die Wirtschaftsverwaltung 及び技術課 die technische Verwaltung とする。

（三）必要あるときは上級の執行及び管理事務の官吏に中級管理事務の官吏及び中級技術事務の官吏を助手として付する。倉庫係長は經理課長の下に屬し中級戒護官吏又は單純なる戒護事務官吏 ein Beamter des mittleren od des einfachen Aufsichtsdienst を以てこれに充つる。

第十七條　裁判所附屬拘置場に於ける事務長 Dienstleiter

（一）裁判所附屬拘置場の事務の直接な監督は事務長が之をなす。

（二）事務長は上級の執行及び管理事務の官吏、中級の戒護事務の官吏、單純なる戒護事務の官吏中の上席者又は上席者なきときは其の唯一の戒護事務の官吏を以て之に充つる。第十八條第二項の場合に於ては司法警手事務の官吏 der Beamte des Justizwachtmeisterdienstes を以て之に充つる。

（三）事務長の職務はそれが所長に留保されてゐない限り行政及び執行事務に及ぶ。事務長が上級の執行及び管理事務の官吏でない場合は附屬拘置場に關する司法行政の事務はその拘置場の附設されてゐる官廳又は出張所に於て之を爲すものとする。

第十八條　戒護事務。作業事務 Werkdienst

（一）受刑者又は監置者の直接な監督、指圖及び給養竝びに見張勤務は單純なる戒護事務の官吏の義務である。上級執行官廳は彼等のうちの一人又は施設の重要度に應じて中級戒護事務官吏 ein Beamter des mittleren

矯正図書館所蔵

Aufsichtsdienstes 若くは上級執行及び管理事務官吏を戒護課長 Aufsichtsdienstleiter に充つる。

（二） 小さい裁判所附屬拘置場に於ては司法警手事務の官吏の一人にその事務に從事することの外に戒護事務に不斷に留意することを委任することが出來る。此の場合には司法警手事務の官吏と戒護事務の官吏とは短い期間を限つて相互に代理せしめることを得る。

（三） 作業經營の固有事務については中級の及び單純な作業事務の官吏中の專門的な教育を受けた官吏を監督及び指導のために作業官吏に任ぜしめる。

第十九條　教師の事務

授業、圖書の管理、自由時間の費消及び必要あるときは樂手の事務は重要度の比較的大なる施設に於ては上級施設事務の教師に委任せられる。その教師は又釋放後の時期の保護並びに犯罪生物學的事務に協同せしめられる。その他については教師の事務は兼職の又は囑託の專門職員に委託するものとする。

第二十條　醫師の事務

（一） 重要度の比較的大きい施設に於ては醫療及び犯罪生物學的事務のために高級施設事務の醫師を任命する。その醫師は就中內科、小外科及び精神病科に經驗あり國醫の試驗に合格した者か又は合格しなければならぬ。其の他の施設に於ては官吏たる醫師に醫師の事務並びに出來得べくんば犯罪生物學の事務を兼職せしめ、又は醫師を囑託する。小ない裁判所附屬拘置場に於ては醫師はその都度依頼するものとす。

（二） 齒科醫師は大きい施設に於ては囑託し、其の他の施設に於てはその都度依頼する。

（三） 施設の醫師には必要に應じ衞生事務に素養ある事務の官吏を助手として付する。大きな病舍又は特別な場合には上級執行官廳の認可を受けた看護夫を任用することが出來る。

（四） 犯罪生物學の事務に關しては中級管理事務の官吏又は囑託職員を醫師の助手として付する。

第二十一條　教誨師の事務

大きさ又はその他の重要度に於て專任者の教誨を適當と認められる施設に於ては、新教及び舊教の教誨を實施するために必要に應じ高級施設事務の教誨師を任命する。この教誨師は又釋放後の時期の保護に協同しなければならぬ。その他に於ては新教及び舊教の教誨は囑託によるか又はその都度依頼するものとする。

第二十二條　實行的技術事務。雜務

實行的な技術事務及び雜務に關しては必要に應じ單純施設事務の官吏にこれを命じ又は雇傭人を採用する。

第二十三條　婦女の官吏

（一） 婦女の施設及び婦女の區に於ては戒護事務及び保導事務 Pflegedienst については專ら、其の他の事務については出來る限り婦女の官吏及び其の他の婦女職員がこれに當るものとする。表門勤務及び戶外見張勤務については男職員を使用することを得る。

（二） 男子の場合の執行事務に於ては婦女職員を臨時的にも使用することを得ない。

第二十四條　施設事務のための教養

（一） 施設事務の官吏には裁判執行施設に於ける事務につき理論的且つ實際的に教養受けた者のみが任命せられ

矯正図書館所蔵

る。

（二） 實際に關する教養に於ては官吏候補者に施設事務の總ての部門の智識を授け且つ自己の勤務部門について通曉せしめねばならぬ。

（三） 理論的教養に依つては刑事司法の本質、その國民共同體に對する意義及びその任務に關する生々とした見解を官吏候補者に得せしめねばならぬ。この場合刑の執行指揮就中行刑が如何なる役割をもつかを知らしめねばならぬ。その他については教養は刑の執行指揮就中、行刑法及び監獄學その他刑法及び刑事訴訟法の基礎に重きが置かれる。教養は又收容者の判斷と處遇に意味のある限り教育學的、犯罪生物學的及び精神病學的問題にまで及ぶものとする。釋放後の時期の保護の分野についても亦重きが置かれる。

（四） 實際的及び理論的教養の外に官吏候補者の身體の鍛鍊が行はれる。官吏候補者には武器をもたぬ場合の戰鬪方法及び正規の武器の使用に關し教習が行はれる。

（五） 受刑者又は監置者の處遇に關與せず若は關與するも重要ではない官吏の教養の場合に於ては特別科目に重きが置かれる。

第二十五條 高級の執行及び管理事務の官吏への資格

高級の執行及び管理事務の官吏の地位に就かうとする者は司法官の資格を持たねばならぬ。高級の執行及び管理事務又は此の事務の一部に特に適する者のある場合は高等學校教育の完了又はこれと同等な職務上の教養を以て司法官の資格に代ふるものとする。特別な場合に於ては上級事務の官吏にして長い間裁判執行施設の事務に從事し優秀であつた者には高級執行及び管理事務に就くことを許すことを得る。

第二十六條 任用規定 Laufbahnbestimmungen

裁判執行施設事務への任用並びに此事務に對する教養に關する其他の規定——任用規定——は職員規程 Personalordnung に於てこれを定める。

第二十七條 官吏の再訓練

官吏には再訓練の課程を設ける。書籍を參照することにより又はその他の方法によつて其の態度を確乎たらしめ且つ其の一般的及び專門的智識を向上せしむることに留意するものとする。

第二十八條 刑務官會議 Beamtenbesprechung

（一） 獨立な施設の所長は必要に應じ刑務官會議を開くものとする。所長は之に出席すべき官吏を定める。

（二） 會議に於ては事務上の諸問題に對する官吏の關心を促進し且つ官吏に事務上の發議をなす機會を與へねばならぬ。所長は自ら又は出席者の申出に基き、執行及び施設管理上の一般的問題及び措置、施設經營上の重要な處置、施設内の重要な出來事並びに受刑者又は監置者の處遇上重要なるを得べき諸觀察を附議するものとする。

（三） 刑務官特別會議は特定の受刑者又は監置者に關し其の判定又は處遇の目的のために諸觀察を交換するに資するものとする。

（四） 刑務官會議は所長に自己の責任を免れしめるものではない。刑務官會議は秘密とする。所長は出席者中一名をして會議に關する書類を作成せしむるものとする。

矯正図書館所蔵

第二十九條　年度報告

獨立な執行施設の長は各會計年度の第一四半期中に前年度に於ける執行の實施狀況及び施設の管理につき報告をなすものとする。報告は施設の事務の總ての部門に渉ることを要し且つ報告年度に於ける施設の發展に關し、其の年度中の施設に對する重要な出來事に關し、並びに示された諸經驗に關して概觀をなすことを要する。

第五　施設官吏の職務上の一般的義務

第三十條　基本的義務

（一）犯罪鎭壓の效果は、殊に改善可能なる受刑者及び監置者を更生せしめて再び國民共同體に勤勉に參加せしむることは、執行の巧妙な構成に依存するものであるといふ確信並びに官吏に各自其の分に應じてこの高き目標の達成に同じく責任を有するものであるといふ確信を、施設の官吏は常に捧持しなければならぬ。

（二）官吏は誠實且つ欣然たる義務履行に依つて、同僚に示す親切及び友誼に依つて又其の總ての品行、就中嚴しい自制に依つて他の模範として行動せねばならぬ。

第三十一條　交通及び取引の禁止

（一）官吏が受刑者及び監置者と職務上でない交通をすることは一切許されない。就中官吏は如何なる理由あるも受刑者又は監置者と取引をしてはならぬ。又彼等から通知及び委托を受け又はこれを彼等に爲たり、金錢又は其の他の物件を彼等に代つて又は彼等から受取つてはならぬ。

（二）受刑者及び監置者の親族知己並びに釋放者及び其の親族知己に對しては極端に愼重を期せねばならぬ。官

吏が彼等と取引を爲すことはこれを禁ずる。

第三十二條　職務執行の純正。官吏の爲めの刑務作業。

（一）官吏は其の職務上の地位を利用し、又施設に物品を供給し給付を爲し又は受刑者若は監置者を使用する者と施設との關係を利用しで、自己の利益を計つてはならぬ。官吏は上級執行官廳の認可ある場合を除き其の職務に從事したことを原因としてその完了につき報酬又は其の他の利益を受けてはならぬ。

（二）施設 Anstaltsverwaltung を通じて受刑者の勞働力を要求し又は施設の製品を購入することは如何なる範圍に於て官吏に之を許すべきかについては特別の規則の定むるところに依る。

第三十三條　官吏の家族

（一）官吏は其の家族、使用人及び訪問者が施設の秩序を紊すことなく、職務に干涉することなく、又受刑者及び監置者と一切交通することのない樣注意せねばならぬ。小さい裁判所附屬拘置場に於ては所長は上級執行官廳の認可を受けて一定の制限された範圍に於て其の例外を定めることが出來る。

（二）家族及び使用人は之を職務遂行に使用してはならぬ。

第三十四條　職務の秘密

受刑者及び監置者の身上の事情又は事項にして官吏の職務上知り得たものを他人及び他の場所に告知することはたゞ其の職務上の義務を遂行する場合及び職務上の目的に資する場合に限り許される。正當なる請求ある場合これ以上に涉つて受刑者及び監置者につき第三者に告知することは所長及び所長よりこれを委任された官吏に限り許され

矯正図書館所蔵

刑政（季刊） 第55巻第1号（昭和18年）

る。

第二編　自由刑の執行

第一章　收　容　Aufnahme

第三十五條　執行施設の引受 Annahme

（一）刑の執行のため執行施設に引渡される者はこれを引受くるものとする。

（二）自身、執行施設に出頭し、其の施設を指定する召喚狀を提出する者も亦これを引受くるものとする。其他受刑のため施設に出頭する者は權限ある官吏がそれを命ずる場合に限つて、これを引受くるものとする。

（三）施設への引渡に付ては引渡日時を記載した證明書を交付するものとする。證明書には本人と共に引渡される所有品も亦記載するものとする。

（四）新入者には引受の直後、まづ如何に行動せねばならぬかを諭告するものとする。

第三十六條　收容審査。 Aufnahmeverhandlung **身上調査。** Feststeleung der Person

（一）收容審査に於ては、其の新入者を刑の執行のため施設に收容することを得るといふことに對する要件を調査するものとする。

（二）其の審査は、新入者が其の施設に於て刑を執行すべき有罪判決を受けた者であるかにまで及ぶものとする。新入者には、施設への收容は公文書に認證せられるものである旨、茲に法律生活 Rechtsverkehr に於ける欺

罔のために其の身上に付て虚僞の陳述を爲す場合は間接な虚僞記載の廉で刑事訴訟を受ける旨を指示するものとする。新入者はこの指示のあつたことをその署名によつて證明せねばならぬ。有罪判決を受けた者の代りに他の者が出頭し又は引渡されたことの判明した場合に於ては、速に執行指揮官廳に通知するものとする。

（三）收容審査の結果は文書に記載して置くものとする。

第三十七條　收容囑託書 Aufnahmeersechen

（一）有罪判決を受けた者を刑の執行のため收容するには執行指揮官廳の收容囑託書（刑執行指揮規程第十五條）のあることが要件となる。囑託書は二通を執行官廳に屆けられるものとする。

（二）受刑のために召喚狀に指定された施設に出頭した者又は受刑のために執行指揮官廳から指示された施設に引渡された者は、執行囑託書が未だ到達してゐないといふことのみのためにこれを收容できない場合には、之を假に收容するものとする。

（三）假に收容した後は遲滯なく執行指揮官廳に收容囑託書を請求するものとする。假收容後四執務日（Wochentagen）以内に到達せぬ場合には遲滯なく上級執行官廳に報告するものとする。

第三十八條　管轄違に因る收容拒絶　管轄違に於ける假收容

（一）執行施設の管轄に付て、それが有罪判決の言渡を受けた者の執行期間又は年齢に係る場合に於ては、其の執行期間又は年齢の相違が引受の日に計算して二週間以内であるときは收容を拒絶することを得ない。

（二）管轄違の故を以て收容を拒絶する場合に於ては、有罪判決の言渡を受けた者は假に收容せられる。執行指揮

矯正図書館所蔵

官廳にはその者に他の處置を講ずべきことを請求するものとする。執行指揮官廳が其の執行囑託を固執する場合に於ては上級執行官廳がこれを裁決する。

（三） 有罪判決を受けた者の出頭した施設が召喚狀に指定された施設でないときは、特別な事由ある場合に於てこれを假に收容することを得る。これは就中、管轄施設が非常に離れて居り且つ本人が充分な旅費をもたぬときに適用される。假收容は又、有罪判決を受けた者の引渡された施設が、執行指揮官廳の指示した施設でない場合にも許される。假收容後は執行指揮官廳と協議して遲滯なく本人を管轄施設に移送 Überführen するものとする。

第三十九條 執行不適格の場合に於ける假收容。有罪判決を受けた者の分娩前後に於ける收容。

（一） 有罪判決の言渡を受けた者が執行不適格（第一一五條、第一一六條）である場合に於ては、收容はこれを爲し得ないが、假收容はこれを爲し得るものとする。執行指揮官廳が收容を主張する場合に於ては、執行官廳は有罪判決を受けた者の執行不適格の故を以て收容を拒絕することは出來ない。

（二） 有罪判決の言渡を受けた者が姙娠六月に達して自身出頭する場合に於ては、執行指揮官廳がその狀態を知つて收容を囑託するときに限り、受刑のためにこれを收容することを要する。但し假收容は許される。この規定は有罪判決の言渡を受けた者が姙娠後六週間を經過せずして自身出頭し又は出生した乳兒を自身哺育（nähren）してゐる者が出頭する場合に準用する。

（三） 執行官廳は施設の醫師の意見を添へて執行指揮官廳に協議し、收容が指揮されない場合に於ては、これに更に決定 Entschliessung を求むるものとする。

第四十條 收容に關する判定 Entscheidung **所長面接**, Vorführung vor den Anstaltsleiter

（一） 刑の執行のための收容については施設の長がこれを判定するものとする。裁判所附屬拘置場に於ては疑義ある場合を除き事務長が判定するものとする。收容の處分と共に、刑の終期の假決定、拘禁態樣の指定及び作業業種の賦課を爲さねばならぬ。滿期日は之を受刑者に告知し、この場合には、刑期の計算については執行指揮官廳が終局的に決定するものであることを申添へねばならぬ。

（二） 獨立な執行施設の長は收容前又は收容の直後に受刑者と面接し、其の犯行及び經歷を調査し、遵守事項 Verhaltensvorschriften を指示するものとする。調査の結果及び受刑者より受けた印象は身分帳 Personalakten に記載するものとする。

第四十一條 執行指揮官廳への通知

（一） 執行官廳は執行囑託書二通に必要なる事項を記載した後、一通を執行指揮官廳に返付して、その有罪判決の言渡を受けた者を施設に收容したことを通知するものとする。刑期の計算に影響を及ぼす事情が後に至つて生じた時は直ちに、執行官廳はその旨執行指揮官廳に通知するものとする。

（二） 有罪判決の言渡を受けた者を假に收容した後、不收容が終局的に決定したことの故に之を釋放する場合に於ては執行指揮官廳にその旨通知するものとする。その執行施設內に於て費した時日はこれを揭ぐるものとする。

（三） 有罪判決の言渡を受けた者が受刑のため出頭しないうちに、執行囑託書記載の出頭期間が經過した場合に於ては、執行指揮官廳にその旨通知するものとする。その有罪判決の言渡を受けた者が更に二週間を經ても出頭せ

矯正図書館所蔵

ぬ場合は、執行嘱託書はこれを返附するものとする。

第四十二條　執行施設への出頭 Einstellung

（一）執行施設への出頭は特にこの目的のために設備された部屋に於て行はれる。出頭に當つては受刑者は先づその着衣を完全に脱しなければならぬ。

（二）脱衣した受刑者はその身體につき細心に檢査が行はれる。檢査に當つては成る二名の官吏が協力することを要し、且つ他の受刑者が居合はすことは許されない。女受刑者の檢査は一名の女職員に限りこれに當ることが許され、且つ男の立會あることは許されぬ。檢査は、當該受刑者が施設内に私に持ち込まうとする物件を身體に隠匿してゐるか、毒蟲が附着してゐるか竝に傳染病の外見を呈してゐるかについて行はれねばならぬ。受刑者の携有物件も亦隠匿物件及び毒蟲につき根本的に檢査が行はれ且つ携有物件は各個に確認されるものとする。物件を私に持ち込まうとする企圖には懲罰を科する旨を豫め受刑者に示すものとする。

（三）檢査に當つては、受刑者に自ら健康と思ふか、就中、性病に罹つてゐるか又は既往に罹つたことがあるかについて申述べる機會を與ふるものとする。その申述又は外見によつて疾病の疑あるときは直ちに醫師の收容時診査を行ふものとする。

（四）檢査の後に於て受刑者はこれを入浴せしめこれに施設の衣類を着用せしむるものとする。入浴に於ては受刑者はその身體を完全に清潔にせねばならぬ。

（五）收容手續の完了する迄は、當該受刑者を他の受刑者より隔離するものとする。

第四十三條　收容時診査

一月以上刑の執行を受くべき受刑者、又は疾病の疑ある受刑者若くは實際の理由を述べて診療を請ふ受刑者には收容手續中又は其の直後に於て健康診査を行ふものとする。受刑者が執行に堪ふるか、獨居拘禁に適するか勞働及び身體鍛錬に堪ふるか、その程度はどうか、竝びにその受刑者の狀態は他に有害であるか又は收容時診査によつて確定することを要する。體重も亦測定するものとする。收容時診査は、更に、受刑者が拘禁上の損傷を假托して提起するかも知れぬ賠償請求に關して、充分の證據を供するものであることを要する。診査の結果は文書に記載するものとする。

第四十四條　携帶兒及び遺兒

（一）有罪判決の言渡を受けた者の携帶する小兒は施設には入所せしめない。必要ある場合には、管轄する行政官廳に、その小兒を扶養の必要あるものとして引取りに來、且つこれを扶養することを請求するものとする。乳兒は、收容された母が施設の醫師の同意を得て自ら養ふ限り施設に入所せしめるものとする。

（二）收容審査に於て受刑者に親又はその他の方法によつて充分に扶養されてない遺兒があることが判明した場合は遲滯なく管轄行政官廳にその旨を通知するものとする。

第四十五條　身分帳

（一）獨立の執行施設に於ては、有效なる限りは裁判所附屬拘置場に於ても亦、各受刑者につき身分帳を備ふる。身分帳には收容の根據 Einweisungunterlagen を初めとして、尙該受刑者に關係する文書の寫、調査、申渡、處

矯正図書館所蔵

分其の他の文書を編綴する。

（二）刑の執行に當る官吏は身分帳に受刑者の判斷に有用であると認められる觀察、竝びにその判斷自身をも亦記載する。

（三）身分帳の備付けある限り、以前にその受刑者に付て作製された身分帳はこれを取り寄せるものとする。その書類を閲覽した結果については、その閲覽した書類を指示して身分帳に記入するものとする。

（四）施設の長は收容の直後に於て身分帳を作業課長、敎師、醫師及び敎誨師に回覽するものとする。

（五）第一項の身分帳の備付けなき限り、本執行規則の他の條章に於て身分帳と稱するは、收容文書 Einweisungsunterlagen 及び其の他當該受刑者に關し作製された文書を謂ふ。

第四十六條 特徴表 Kennzeichnung **生活經歷**

（一）受刑者の身柄の特徴表は第四十五條、第一項の身分帳に屬する。苟も執行施設に犯罪生物學研究所の存する場合に於ては、その特徴表は一年以上の執行期間ある者については寫眞によつて補正されるものとする。

（二）第四十五條第一項の身分帳が作製されてゐる受刑者は、收容後一週間内に其の生活經歷を手記しその手記を提出した後には身上關係に關する所定の質問表に記入するの義務あるものとする。無筆な受刑者については質問表は其の陳述に從つて官吏によつて記入される。受刑者のなす陳述はこれを吟味して正確且つ完全ならしめる。此の場合、受刑者に對する行刑中の處遇及び釋放後の時期に對する保護について意義ありとせられ得る事情は特に明らかにせられるものとする。

第四十七條 人名簿 Gefangenenbuch **人名票** Gefangenenkartei

（一）受刑者は人名簿に登錄せられる。人名簿は執行の證明文書として役立つ。登錄には受刑者の身上、執行指揮の根據である判決、執行指揮さるべき刑、並びに執行指揮に重要な關係ある執行の時點を記載する。

（二）其の他人名簿記載に付ては、裁判執行施設に關する一般的處務規程の範圍内に於て特別な規定が定められる。

第二章 受刑者の處遇及動作

第一款 共通規定

第一總則

第四十八條 行刑の任務

（一）自由刑の執行に因り民族が保護せられ、爲されたる不法が償はれ、且つ新犯行が豫防せらるべきである。

矯正図書館所蔵

ジーフエルツの拘禁心理の研究（二）

高橋正己

——目　次——

はしがき
一　方法論
二　拘禁中の精神生活の概觀
三　獨居拘禁の心理
（一）未決拘禁（以上十二月號）
（一）既決拘禁
(1) 知覺
(2) 表象と思惟
(3) 自我意識
(4) 感情生活（殊に信仰生活）（以上一月號）
(5) 衝動生活
(6) 意志生活
(7) 精神生活の鈍痲
四　雜居拘禁の心理
五　懲罰の心理的効果
結語

（二）既決拘禁

ここに獨房拘禁と稱するものの中には單獨拘禁 Einzelhaft（一九二三年行刑原則第三九條）と獨房拘禁 Zellenhaft（一九二七年行刑草案五二條）とを含む。前者は絕對主義をとり、他の囚人と全く分隔するものであり、後者は相對主義で勞役及睡眠の時を除く他、戶外運動、授業、說教等は之を共同に行ふもので、最近は漸次この制度が有力となり、散步、スポーツ、音樂、講演等をも共同せしめるに至つてゐる。併しジーフエルツの研究對象とせし拘禁手記の大部分は舊制の絕對獨居主義の下にありしものなることを注意せねばならぬ。斯の如き拘禁環境の下にある囚人は概して自由社會と全く異つた極度の單調と孤獨の狀態、ロイスの所謂北氷洋上に唯一人殘された如き狀況の下に、其れに特有な心理を現出するに至るのである。今之を精神生活の尖銳、緻密化と枯渴、鈍痲化とに大別し、前者を更に對象意識（知覺及び表象）、自我意識、感情生活、衝動生活、意志生活の五項に細分して觀察することとする。ここに再び注意を要するは、ジーフエルツの研究對象たる拘禁手記の筆者は大

部分教養階級に屬し、從つて平素より內的思索に慣れてゐる結果として、內生活の枯渴せし例は甚だ少いのであるが、之を以て一般囚人の心理を推すことは甚だ危險であることである。唯だ獨居拘禁の初期に於ては囚人は何れも自己觀察即ち內省に傾くのであつて、ここに獨居拘禁の教育的價値が認められてゐる。アレクサンドロツフは之を「自己の探知」と呼び、ロイスは「これ迄の精神的昂奮が沈靜した後、今や全くの孤獨の中に自己の內生活の觀察が始つた。」と言つてゐる。

(1) 知覺

外界刺戟が少い爲に知覺は甚だ銳敏且つ感傷的となり、概して悲哀的、苦惱的傾向を持つ。獄窓より眺めた一片の雲、一羽の鳥にも美的昂奮を覺え、獄內の散步場に見出した萎みかけた野花に心を奪はれ、或は獨房內に紛れ込んだ一匹の鼠、甲虫、否蠅にさへ限りなき愛着を覺えるのである。或は他の囚人の手に造られた花壇を見て「何とも言へぬ感傷に捕はれて涕泣おく能はなかつた」と言ひ、或は「飢えて泣く山雀の雛の聲に遣る瀨ない苦惱を感じた」といふ。特に銳敏となるのは聽覺であつて、遠い微かな音にも、囚人の呻きや荒れ狂ふ物音、看守の怒聲等を聞き分けて、其の度毎に或は窒息するやうな喉を締め付けられるやうな重壓を感ずるあり、或は之が爲に神經が高ぶつて夜も眠れず、この苦痛から逃れる爲には自ら大聲で叫ぶか、暴行を演ずるかするより他仕方がなくなる者もある。實に「自由人に於て神經沈靜の效ある絕對の靜寂は、囚人にとつては却つて堪え難い苛責である、これ程神經を破滅させるに適した手段はない。」とさへ言はれてゐる。味覺も亦著しく亢進し、囚人にとつて一日中の最大の出來事は食事であり、其の粗末な献立の如何により囚人一日の愉悅と憤懣とが分たれるのである。

右は拘禁生活自體の必至的な心理效果であるが、この他、刑務當局が教育其の他の見地より意識的に囚人の知覺界に齎らした刺戟、例へば室內裝飾、書籍、勞役、教誨、面會等は如何なる感覺を囚人に與へるであらうか。以下順次之を觀察しやう。

室內裝飾＝これを體驗した囚人は唯一人に止まるを以て一般的結論は不能であるが、其の囚人は之に「快よい感を覺え、我が家へ歸つた如く思はれた」と述べてゐる。

書籍＝書籍類に對する囚人の欲望は絕大なもので、特に最初手にし得た本には非常な喜を覺え全精神を傾倒して讀み耽るのである。囚人が如何なる書を最も好むかに付いては、手記によつては知り得ぬが、ハインツ・ホールの爲した二三の大監獄に對する照會によれば、セルバンテスのドン・キホーテやドストエウスキー、ゾラ、カーライル等の文藝的作品が最も喜ばれ、次は傳記、次は工藝、電氣等に關する通俗學術書である。教育的、道德的目的を有する書籍殊に少年的讀物は誠に歡迎されぬ狀態にあり、而して文藝作品や傳記中最も囚人の手に汚されてゐる頁は愛欲的內容を有する部分であるといふ。

勞役＝刑勞働の囚人心理に及ぼす影響の如何は、教育刑論の立場よりするも又應報刑論の主張よりするも最大の關心事であ

矯正図書館所蔵

る。其は果して教育の效を有するや否や。囚人の德性に如何なる變化を與ふるであらうか。之に關するジーフエルツの研究は甚だ限局されたものであつて、唯だ刑勞働が果して囚人の勤勞心を增進するや否やの一點のみを觀察してゐる。而して彼が囚人の手記に依つて論結する所によれば、從來の勞役刑は囚人の勞働欲乃至は勤勞心を枯らし盡すものに他ならぬのである。然らば其の勤勞心阻害的要素は如何なる點に求められるか。其の第一は勞働の單調性にある。仕事なき獨房拘禁は甚だしき苦痛であり、如何に詰らぬ勞働でも最初はこの苦痛を和げる效を有するが、長期に亘つては單調は堪え難い責苦で、魂は全く遲鈍化し勞働欲の如きは全く失はれる。其の第二は勞働の社會的、經濟的價値であつて、前世紀的作業技術による勞働や、國民經濟に何等の利益を齎さぬが如き勞役は、唯だ勞働に對する嫌惡の感を增大させるのみである。其の第三は勞役が囚人自身（殊に其の將來の生活）にとり何等の意義を有せぬと感ぜられること（例へば著作を業とする者に袋貼を課する如し）であつて、刑を人生の一部喪失であると感ずることは、之が爲に一層增惡し憂鬱病を導くに至る。其の第四は報酬の僅少なことであつて、生來肉體的勞働を業とせし者、殊に腕に職なき自由勞働者は仕事の價値を勞銀の多少によつて判斷するに慣れてゐるのであつて、刑勞働の工賃が僅少なることは、彼等をして搾取されてゐるといふ感を抱かしめるのみである。其の第五は使用器具又は原料の粗惡であつて、之に對する囚人の關心は作業科程（Pensum）の定める場合に於て特に大である。其の第六は健康に害ある勞働であつて、過度の勞働や埃りぽい仕事に對する嫌惡は、特にヒコポンデリーに罹つてゐる獨房囚に於て著しい。其の第七は作業科程の制であるが、之に關しては好惡兩說がある。ドストエウスキーは「早く科程をすませた者に休養を與へ、又は科程以上を仕上げた者に賞遇を與へる等の個人的利益を附することは、囚人の怠惰と不熟心を取り去る效がある」といつてゐる。之に對しトロイは「科程の量定が既に不當である。人の能力には大差ある故、萬人一律の科程を定むるは不公平であり、自己の全力を傾けても科程を終へざる者又は辛うじて之を了する者は、永久に不遇を脫する能はず、終には奸策を弄するか、狂暴發作に出づるか、又は絶望の極自殺又は發狂に至ることさへある」と嘆じてゐる。而して最後に刑勞働が囚人に勞働嫌惡感を起さしめる最重要な要素は、其が强制的、專制的勞働である點にある。自由社會に於ける一般勞働者に付いて見るも、其の自由なる判斷又は選擇が許されぬ勞働は最も嫌忌されるのである。然れば嚴重なる强制手段を有する刑勞働が一層大なる嫌惡感を生ぜしむべきこと推するに難くない。ここに到つて囚人の勞役心理の問題は廣く命令、强制制度の心理的影響の問題となる。

ジーフエルツは以上の八要素を以て從來の勞役刑が囚人の勤勞心を減却し盡した現由なりとし、茲に其の教育刑論を展開して、刑を教育的たらしめんが爲には、將來の刑勞働は極力これ

等の缺陷を排除せざるべからずと結論し、特に囚人自治制の必要を說くのである。

刑務官及び教誨師＝ジーフエルツがこの題下に述ぶる所は、主として獨房囚の對人知覺であるが、其の觀察は或る限度に於て雜居囚にも妥當し、又多分に感情的要素を含んでゐるのを否定出來ぬ。

訪ふ人稀なる獨房の孤獨と單調に惱む者が、時折彼を訪ねる刑務官又は教誨師に對して絶大な興味を有し、之に全注意を集中するのは自然の心情である。從つて獨居囚は此等の人々の一言片句、些末な擧止にも深い印象を受け易く、或は此等の人々を智的及び感情的に深く觀察し批判するのであつて、茲に獨居拘禁制度の最も重要な教育的效果があるとされるのである。併し之は囚人が刑務官又は教誨師に對して好感を有する場合にのみ妥當するので、惡意、反抗、憎惡等の感を有するときは全く反對の結果（例へば國家及び社會に對する反感、法治國感の喪失等）を齎らすのである。然らば囚人は刑務官等の如何なる態度に對して反感又は好感を抱くか。

先づここに注意すべきは囚人と雖も少からぬ自我感、自尊心を有することで、殊に人的交涉の少い囚人生活に於ては自我感全部の得喪が刑務官等の態度如何にかかつてゐるのである。「一般に下層民にとつて自己を無視されたと思ふ事は豫想外の憤激を釀すものである。之は囚人に付いても同樣であつて、自己の囚人たる地位を自覺しても尙且つ本能的に人として遇されんことを要求するのである。」（ドストエウスキー）。されば刑務官の不用意の罵詈、不法な取扱ひは申すに及ばず、投げやりな處置や、無關心な取扱ひ、囚人の衷心の願を上の空で聞き流す如き態度は深き反感を買ふのである。さり乍ら囚人に對し迎合的態度に出づる刑務官に對しても亦囚人は反感と侮蔑とを覺えるので、之を利用し嘲弄せんとこそ試むれ、決して之を尊敬しないのである。囚人に最も好感を以て迎へられる者は、「嚴肅に眞面目に其の職務を正しく執行し乍らも囚人の品位を不當に傷けやうとせぬ如き官吏である」（ドストエウスキー）

然し囚人の刑務官等に對する好惡は右の如き取扱ひ方法の如何のみにかかるのではなく、一層大切なのは其の人の人格型乃至は風格である。圓滿にして情味あり、自己の權力を誇ることも囚人を蔑視することも知らぬ如き人格、何處となく大衆的息吹きのかかつた人間が最も囚人に敬愛されるのである。斯の如き人格者が、囚人を信じ、囚人に於て過去に在りし所よりも將來に在らんとする所を見、之を育てんとする如き態度を執るとき、囚人の教化が最も有效に行はれるのである。

尙ほ教誨師のみに付いて見れば、或は宗教的偏見に捉はれて他を容れず、或は囚人を最初から不德漢と見て之に懺悔を强ふる如き教誨師は、囚人の嫌惡と反感を買ふのみであるが、之に反し深い宗教的確信を有し乍らも之を振り廻さず、囚人の哲學的思索に光と滿足とを與へ、宗教的惱に解決の術を教へ、將來の良き相談相手となる如き教誨師は最もよく囚人に尊敬される

矯正図書館所蔵

のである。

宗教的儀式＝教誨師と關連して考察すべきは日曜毎の教會儀式の囚人に及ぼす影響である。ここに一見奇異なるは、獨居囚が其の精神的衝撃によつて顯著な宗教的傾向を生ずるにも拘はらず、教會儀式には何等の宗教的感動を催さぬことである。囚人中自己の宗教的欲求から儀式に參加しやうと欲する者は恐らく一人もないであらう。若し强制を除いても尙且つ之に參加する者があるとすれば、其は感情的に「獨房の單調から逃れんとする爲か、總じて人の語るを聞くこと（例へば說教、隣席者との談話）を喜ぶ爲か又は合唱やオルガンが面白い爲かである」（X博士の手記による）。然らざれは其は功利的目的に出づるものであつて、缺さず出席することにより刑務官又は教誨師の信用を得、之によつて好遇を得又は假釋放期を早めんとする爲に他ならぬので、決して單純に宗教心に由來するものではないのである。されば獨房訪問による宗教的教化の甚だ好望なるに對し、教會儀式による宗教的影響は殆と望なきものと謂はねばならぬ。尤も特別なる祭日（例へばクリスマス、復活祭、大晦日等）に於ける儀式は、其の特別なる裝飾其の他によつて、囚人に過去の樂かりし頃を思ひ起させ、涙もろい感傷的な氣持に誘ひ易いのであつて、この際に於ける說教は多大の感銘を與へることが少くない。

音樂、學課、通信、面會＝音樂が囚人に絶大な感動を與へることは想像の外であつて、ペリコは或る複隣監より洩れる歌を聞いて喜の餘り床の上に起き上り、耳を澄して聞き惚れ、其の歌の終るや涙滂沱として堰きあへざりしといひ、或る少年囚は或る夕の音樂の催しに深く感動し、其の夜は遲く迄眠れず、美しき事、悲しき事、善き事のみを思ひ遣け、惡き思もこの美しい氣分を傷ふことは出來なかつたと言つてゐる。されば良き音樂の敎育的效果も亦大なりと謂はねばならぬ。

次にジーフエルツが研究材料とせし囚人手記中には學課を課せられし例は僅かに五人に止まるので、之を以て一般を推すことは出來ぬが、大體に於て課業は獨居生活の單調を破り、他人との接觸機會を與ふる意味に於て、而して別しては絶對服從の監獄生活中に於て質疑應答、議論、反駁等の自由を許される唯一の機會なる點に於て、囚人に享樂されるのである。換言すれば學課の囚人に於ける價値は、敎へられる事を習得する點にあるのではなく、寧ろ全く受働的な被强制生活中、この方面に壓に能働的な活動餘地を見出し、ここに自己の人格を發表し、日頃の鬱屈を伸べ得る點にあるものと謂へる。

次に通信及び面會に付いて見るに、之は囚人に許された唯一の外界との連鎖であるので、彼等が之を喜ぶことは非常なもので、例へば手紙の內容が如何に貧弱な通り一遍のものであつても、之を繰り返へし繰り返し耽讀して、外界の樂しい記憶を次から次へと繰り展げるのである。殊に面會の心理的影響は一層强烈なものであつて、囚人中には昂奮の餘り家族との短い面會時間中一語をも發し得ざる者さへある位である。大體に於て面會を喜ぶこと勿論であるが、中には獄衣を恥ぢ又は精神的衝撃を怖れて之を避けんとする者もある。

(2) 表象と思索

拘禁心理の最大特徵の一たる外的刺戟即ち知覺對象の缺乏に對應するものは、囚人の內生活即ち表象及び思索の過剩である。囚人の思想及び感情は僅かな外的刺戟に因つても過大に活動するのみならず、全く刺戟なき時に於てさへ、彼等の腦裏は無數の表象、思惟乃至は空想に滿されてゐるのである。今其の思惟內容の類型を分つて觀察するに、自由聯想型、統覺型、記憶增進型、記憶減退型、强迫觀念型、空想夢想幻想型、自己嵌瞞型等が其の主なるものである。

先づ第一に注意されるのは自由聯想的思惟 frei-assoziativer Denktypus であつて、囚人の腦裏に現はれる表象は何等の統一なき畫面の連續であり、クレッチメルの所謂 Bildstreifenden-ken に他ならぬのである。統覺力は次第に弱り、書を讀んでも「文章の意味を把へることは困難となり、一語一語に關して時空を超えた表象が斷片的に描き出されるのである。」蓋し何等の刺戟もなき無爲徒然の獨房に、一日十餘時間の安靜時間を有する囚人は、最も自由聯想に適した狀態に置かれたものと謂ふべきである。

次には又外界刺戟の缺乏といふ同じ原因が他面囚人の統覺的思惟 apperzeptiver Denktypus をも助けることが注意される。何物にも氣が散らされない結果、單一題目を深く長く思惟する傾向を生じ、甚だしき場合は Zellengrübelei となり、病的なるに至つては强迫觀念となる。之と共に頭腦も犀利明晰となり、記憶力も著しく增進する。過去に對する追憶力及び將來に對する記銘力共に然り。ロイテルはバイロンの一詩篇を暗記し、匿名氏はオデイッセーの詩句を餘りに多く記憶せるに自ら驚き、ペリコ及びマロンセリは其の獄中にて創作せし詩を刪削し補充するに、恰も紙に書き下したものを見る如くであつたといひ、ロイスも獄中にて創作せし三百餘頁に亘る詩篇を出獄後も長く記憶してゐたといふ。斯の如く多くは記憶力の增進を物語つてゐるが、中には其の減退を訴ふる者もある。併しレップマンの研究によれば、之は眞の記憶能力の減退ではなく、追憶活動が減少するだけであるといふ。

次に强迫觀念型であるが、之は自由聯想型に付いても統覺型に付いても生じ得る。例へば取り止めなき表象が絶えず頭に浮ぶのを嫌つて、極力之を逐ひのけやうとすると、其は忽ち强迫觀念と化し、思念は全く囚人の意志の外に立つに至り、追へども拂へども限りなき妄想は腦裏を襲つて、囚人は自ら精神病にならんとする危險ある如く感ずるのである。統覺型に付いても之と同樣であつて、例へば自分の家族が病氣でないかと考へ出すと、惡き事のみ後から後からと想起され、不安と恐怖の雲は全精神を覆ひ盡すのであつて、囚人は如何にしてもこの追念を脫し得ざるに至るのである。これ卽ち謂ゆる Zellengrübelei であつて、マロンセリも「書いても讀んでも唱つても空しき筋肉

矯正図書館所蔵

運動を繰り返へすのみで、心は常に一の對象から離れ得ぬ。かくて二三日する中、心身共に疲れ果てて食欲さへなくなつた」と述べてゐる。

精神活動過剰の一類型たる强迫觀念の發生は囚人にとり堪え難き苦痛であるが、其の他方の類型たる空想生活の豐富化は逆に苦痛輕減的快感を囚人に與ふるものである。外界の是正的刺戟を缺く爲に、囚人の空想は無軌放逸を極めたものとなつて居り、出獄後の生活に對する夢の如き希望（これには拘禁生活中に於て禁壓せられてゐる衝動生活に關する欲求が最もよく現はれてゐる）の中に、彼等は拘禁生活の苦を甘受し、生存力を維持するのである。匿名氏は曰く「生ける屍は葦の芳香漂ひ、桃の花咲く春の曙を夢みて、氷雨そぼ降る多の夜の暴に、冷い獄舍の夢を破られるのである」と。かくて彼等の空想は次第に夢想となり幻覺となり、遂には白日夢となつて、夢と現事實と空想との差別さへ判然せざるに至るのである。

現實の是正的刺戟を缺くことは空想の奔放を助けるのみならず、判斷力殊に自己の犯行に對する判斷力を弱める效を有する。拘禁當初囚人の思念は主として自己の犯行の原因と其の結果たる受刑に對する責任感とに關すること多く、斯の如き追懷反省こそ拘禁制度の一大長所であるとされるのであるが、併し時日を經過するに伴れ、第三者若は社會の正しい價値判斷を知るに由ない狀態にある彼等の思索は、次第に自我中心的となり我欲的となり自己欺瞞的となる傾向を生ずるのである。卽ち彼等は自己の責任感に對して何等かの遁辭を見出し、之によつて彼は社會の同情をかち得てゐる如く考へ、刑を終へて出獄さへすれば社會は罪は旣に贖はれたものとして、双手を擧げて彼を歡迎してくれるかの如く誤想するに至るのである。「教誨師が來て其の罪深き所以を諭すときは尤もと感じても、直ぐ又原の自己欺瞞に陷るのである」（匿名氏）。

最後に注意すべきは、右の如き思惟の諸類型は相互に排斥し若は獨立するものではなく、一見相反する如きもの（例へば自由聯想型と統覺型、强迫觀念と空想生活）も互に相寄り相補足し相混淆して、ここに特色ある拘禁心理を現出してゐることである。唯だ人により一方の型に偏し易い者あるは勿論であり、殊に如何なる氣質者、如何なる體性の者が精神病的な妄想若は强迫觀念に捕はれ易いかは興味ある問題ではあるが、ジーフェルツの研究では人格型と思惟型との間に何等の關係をも推測すべき材料を有しなかつたのである。

(3) 自我意識

自我意識は之を自我感の低落と亢進とに分ち得る。囚人の對外的自我意識が低落の一方に偏することは已に述べた所であるが、之が相殺として其の對內的自我意識は著しく亢進し、之を

是正すべき外界刺戟を缺けば缺く程、自己欺瞞的に自我感の亢進が甚しくなる。先づ囚人は自己の現狀を內省して、思惟能力、記憶力、美的才能、倫理觀、宗教心、政治的識見等に於て、從前とは別人になつた如き進步を感じ、かくて未來の生活に關する空想中にては、限なく亢進せる自我が其の主役を演じてゐるのである。この對內的自我亢進と對外的自我低落とが衝突背馳するとき、憂鬱、激昂、反抗、絕望等の激情を生ずることは前にも述べた所である。尙自我意識にも各種の差等があり、旣述の知覺、思惟、表象、後述の感情生活、衝動生活等と關係して幾多の類型を生ずべきこと勿論である。

(4) 感情生活

獨房囚の感情生活は概して謂へば甚だ不安定且つ易變的であつて、其の感情は恰も干滿の潮に弄ばれるボールの如く希望と絕望、安靜と不安の間を上下してゐるのである。この感情變化が外界刺戟、知覺、表象、思惟、自我感等と關連して生ずることは擧に述べ來つた所であるが、この他氣象殊に季節と深い關係があることも見逃し得ない所である。囚人の感情は春に於て最も昂奮し易くなつて居り、喧嘩口論等は最もこの時期に多いとは刑務官の一致して認むる所であり、又「囚人が希望と努力に目覺めるのも春であり、秋冬よりも一層自由に憧れ、春光を喜び自由の綠野を夢みるのである」（ドストエウスキー）。

右の如く易變的な囚人の感情生活の基調を爲すものは矢張り絕望と不安、憂鬱と苦悶であつて、時折訪れる安靜感、幸福感の如きは、人の精神生活が一方の極端にのみ止まり得ない反動として生ずる現象であると見るべきである。「人は絕望の中にも何等かの希望を見出さなければ生きて行けぬものであ。苦惱、絕望、心配等の暴が一過した後には、人は墓場の如き陰暗の中にも何等かの光明を求めて自ら慰めるのである」（匿名氏）。されど之も多くは一時的な幻に過ぎず、極く瑣細な出來事にも心の安靜は容易に破れて、再び底なき絕望と不安と憂悶の淵へ沈んで行くのである。斯の如き不快な感情が外面に向つて擴張されるときは萬物萬人に對する嫌惡となり反感となり惡意となり、遂には自己を「斯の如き目に遭はせた者を斬り殺してやりたい」（ビエルに據る）といふやうな狂的な復讐感情の激昂となる。又之が內面に鬱屈しては苦悶、兇暴發作、號泣、無言の虐み等考へ得られる程の心的痛苦となり、遂には囚人は死をさへ願ふに至るのである。而も他方囚人はヒコポンデリー的感情狀態を呈するので、殊に自己の健康に付いて甚だ神經過敏に氣遣ふのである。一寸とした不快、發熱等にも大病を豫想し大袈裟な治療を求める如き其の例である。

矯正図書館所蔵

右の如く希望と落膽、生と死との休なき爭闘の中に日は暮れて夜となり、夜は明けて晝となり、かくて月日を送るときは、感情生活は次第に病的狀態に近づき「獨房の四壁さへ無情冷酷な巨人の如く思はれ、夜になると巨手を延して自分を床上に敲きつけるのではないかとさへ恐怖するに至り」（ベルクマン、オッセンドウスキー）、精神病殊に追跡妄想狂との差異は紙一重となる。

かかる狀態に於て發狂の一歩前で囚人の精神を救ふものは宗教である。ラードブルッフは曰く「獨居拘禁ほど全知全能の神の前にひれ伏す感情を起させるに適したものはない」と。實に恐怖と不安と絶望のドン底に、希望と安住の地とを求むる心こそ、宗教的信仰に入る第一歩である。加ふるに獨房は精神力の集中、熟考殊に宗教的思索に適してゐるのである。故にペリコも「監獄に於ける最初の夜ほど神に關する思ひに身を潜めたことは一生に二度となかつた」と言ひ、オスカー・ワイルドも同様に『信仰に目覺めて』後の彼等の從順と平靜と自己滿足とは、誠に忌々しい限りである。蓋しこの平靜の中には俗社會の總ての物及び人に對する呪咀と非難とが滿されて居り、彼等の宗教は利己其のものであつて、自己を空しくした神への渴仰の片鱗だも見られぬことは、多言を要せぬからである」と。

像の前にひれ伏して祈つた」のである。かかる體驗を經た後の彼等は何れも別人の如くなつて、憂悶と不安にとつて代つた限なき信賴と安靜の中に拘禁生活の殘餘を送り得たのである。

ここに注意すべきは此等の人々は何れも教養階級に屬する者であり、或る程度に於て眞正の宗教心に近いものを得てゐるのであるが、一般の囚人には斯の如きことは殆ど望み難いことである。この點に關しビエルの觀察は注目に値する。曰く「懺悔と改宗によつて彼等は文字通り甦生したと考へ、之によつて彼等は過去の犯罪の責任から解放される。否彼等は神に依つて過去、現在、未來の凡ての責任から解放されるのである。之にも拘はらず尚且つ刑を課せられてゐる現狀は、彼等にとつて全く無意味であり不正であり、結局受刑は自ら罪なくして唯他人の罪業の爲にのみ受けてゐる殉教的忍苦に他ならぬものとなり、それだけ彼等は天國ではより多くの報酬が豫約さるべきものと信ずるのである。かくて彼等は限なき自己崇拜に陷るのであつて、拘禁當初に於ける彼等の憂悶と絶望とが憐むべきであると

累犯に關する調査第一（豐多摩）

枇杷田源介

第一章　總釋放者に就て

第一項　序　說
第二項　再犯數と再犯率
第三項　年齡と累犯の關係
第四項　罪質と累犯との關係
第五項　刑期と累犯の關係
第六項　犯罪原因と累犯の關係
第七項　作業の種類と累犯との關係
第八項　作業賞與金と累犯の關係
第九項　行刑成績と累犯の關係
第十項　累進處遇令に依る級別と累犯との關係
第十一項　保護と累犯の關係
第十二項　累犯地
第十三項　再犯者の再犯入所迄の職業竝に該職業と作業との關係

第二章　假釋放者に就て

第一項　再犯數と再犯率
第二項　年齡と累犯の關係
第三項　罪質と累犯の關係
第四項　刑期と累犯の關係
第五項　犯罪原因と累犯の關係
第六項　作業の種類と累犯の關係
第七項　作業賞與金と累犯の關係
第八項　行刑成績と累犯の關係
第九項　累進處遇令に依る級別と累犯との關係
第十項　保護と累犯の關係
第十一項　累犯者の累犯入所迄の職業竝に該職業と作業との關係

矯正図書館所蔵

第一章 總釋放者に就て

第一項 序 說

一、本調査は豐多摩刑務所に收容したる懲役囚及禁錮囚昭和九年一月一日以降同十二年十二月三十一日迄の四年間に刑期滿了又は假釋放に依り同刑務所を出所したる者合計四千三百七十名に對する累犯調査なり（出所者の實數は四千三百七十四名なれども調査不能の者四名ありたり）

二、而して本調査は昭和十三年九月三十日現在に於ける調査にして、右出所者中同日迄に他刑務所の照會により犯罪ありたることを確知したる者のみを再犯者として計上し、再犯未發覺の者及審理中の者の如く未だ有罪判決無き者は勿論有罪判決確定せる者と雖も前揭日時迄に通知又は照會に接せざる者は無再犯者として取扱ひたり。

三、本調査は身分帳又は再入調査簿の記載に基き

(一) 出所時の年齡
(二) 再犯着手時期

を基本とし

(一) 罪 質
(二) 刑 期
(三) 犯罪原因
(四) 作業の種類
(五) 作業賞與金
(六) 行刑成績
(七) 保護關係
(八) 累進處遇令に基く級別
(九) 再 犯 地
(十) 再犯者の再犯入所迄の職業竝該職業と作業との關係

の十項目に付て爲したる調査なり。なほ

(一) 父母の有無と再犯の關係
(二) 教育と再犯の關係

等も亦調査すべき必要事項なりと思料したも是等の事項に付ては同刑務所に再犯者の身分帳無く又再入簿に是等の事項を知るに足る記載無きため無再犯者と再犯者とを比較調査すること得ざりしを遺憾とするところなり。

第二項 再犯數と再犯着手時期

一、右の四年間に同刑務所を出所したる者四千三百七十名中出所後再び罪を犯して處罰せられたる者の數は合計千三百八十二名にして其累犯率は三四・一〇%なり、而して右は懲役囚及禁錮囚を合計したる數なるが之を懲役囚と禁錮囚に分ちて累犯率を計算すれば懲役囚は三四・九弱%となり禁錮囚は再犯皆無にして〇%なり。各年度の釋放者數及同一年度釋放者中の累犯率を示せば左の如し

(一) 懲役及禁錮を合算せるもの

釋放年度	釋放總數	累犯數	累犯率
	人	人	%
昭和九年	八一五	四一〇	五〇・三
同 十年	九一九	三六四	三九・六二
同十一年	一三八二	三七九	二九・五九
同十二年	一三五五	三二九	一六・九〇
合計	四三七〇	一三六二	一三六・四一
平均	一〇八三弱	三四六弱	三四・一〇

(二) 懲役囚

釋放年度	釋放總數	累犯數	累犯率
	人	人	%
昭和九年	八〇六	四一〇	五一・九一
同 十年	九一三	三六四	三九・九一
同十一年	一三六〇	三七九	三〇・〇七
同十二年	二九四	三二九	一七・六九
合計	四三七三	一三六二	一三九・五八
平均	一〇六八	三四六弱	三四・九〇弱

釋放年度	出所後三月以内再犯	出所後六月以内再犯	出所後十二月以内再犯	合計
	%	%	%	%
昭和九年	二・四七	六・八七	六・八七	三五・〇九
同 十年	一六・三	五・七七	八・三八	三〇・四七
同十一年	三・八〇	五・七〇	五・七八	三四・二八
同十二年	八・四二	三・四七	四・二二	一六・〇九
同十二年平均	一四・七五	五・四三	六・三二	二七・四八

註一、右表は各年度釋放者總數を一〇〇としたる累犯者の比率にして例之二一・四七は昭和九年釋放者中出所後三月以内に罪を累ねたる者は釋放者一〇〇名に對し二一名餘なることを示す

二、本調査の結果先づ第一に判明したる點は同刑務所出所者の累犯率が次第に低下する傾向にあること之なり。卽ち右表の如く累犯率は五〇%餘より次第に低下して一七%となり、其率年と共に減少す、右は出所後の在社會期間の長短に基く當然の結果なるが如く思惟せられざるも、再犯の最も多く行はるる期間は、出所後一年間なるが本調査は右出所者全部が既に經過したる出所後一年を基準として爲したる調査にして、此の期間の累犯率も亦左表の如く次第に低下し居るを以て、右各年度の釋放者の累犯率低下の傾向は在社會期間の長短に起因するにあらずして收容者に對する敎養感化の效果なりと謂はざるべからず。

三、然れ共累犯者の前刑釋放後累犯着手に至る期間は次第に短縮する傾向にありと思料せらるる、卽ち各年度釋放者中の累犯總數を一〇〇としたる累犯着手時期を示せば

矯正図書館所蔵

釋放年度	出所後三月以内再犯%	出所後六月以再内犯%	出所後十二月以内再犯%
昭和九年	四二・六八	一三・四一	一三・六六
同　十年	四一・二一	一四・五六	二一・一五
同十一年	四三・二七	一九・二六	一九・五三
同十二年	四九・七八	二〇・五二	二四・八九
平　均	四四・二四	一六・九四	一九・八一

にして大體に於て再犯着手時期が次第に短縮しつゝあると看取す、尤も右は出所後の期間の長短に起因するが如きも累犯は出所後の一年間に最も多く行はるるのみならず、累犯率低下の傾向にあること前記の如くなれば、將來の再犯者の數多かるべしとは推測し難く、從つて累犯者總數に對する累犯着手時期の比率は些して影響を蒙らざるべきを以て累犯着手時期短縮にあるとの結論は誤なかるべし。

第三項　年齢と累犯の關係

一、昭和九年以降同十二年迄の釋放者の大部分は二十一歳以上三十五歳迄の青壯年期の者にして釋放者の約七割平均となり累犯者も亦此年齢の者多く、累犯總數の八割七分平均なり、今其員數を示せば左の如し。

（一）總釋放者

年齢	九年釋放者	十年釋放者	十一年釋放者	十二年釋放者	合計	平均
二十歳以下	八	一	三	一	一三	三強
二十五歳以下	四七一	三九六	〇二	二五七	一四二六	三五七弱
三十歳以下	一三六	二〇一	三二五	三三二	九九四	二四九弱
三十五歳以下	六九	一〇六	二一一	二三七	六二三	一五六弱
四十歳以下	五五	八七	一四六	一七七	四六五	一一六強
四十五歳以下	三七	五七	一三七	一二五	三五六	八九
五十歳以下	一六	三八	六二	一一〇	二二六	五七弱
五十五歳以下	一三	二三	四五	五九	一四〇	一二五強
六十歳以下	七	九	三一	三九	八六	二二弱
六十五歳以下	三	一	一五	一三	三二	八
七十歳以下	〇	〇	四	五	九	二強
合　計	八一五	九一九	一二八一	一三五五	四三七〇	一〇九三弱

（二）累犯者

年齢	九年釋放ノ累犯者	十年釋放ノ累犯者	十一年釋放ノ累犯者	十二年釋放ノ累犯者	合計	平均
二十歳以下	四	〇	〇	〇	四	一
二十五歳以下	二八三	二二一	一四九	八一	七三四	一八四弱
三十歳以下	六三	八四	一〇八	六九	三二四	八一
三十五歳以下	三〇	二〇	五七	四〇	一四七	三七弱
四十歳以下	一七	一九	三〇	一六	八二	二〇強
四十五歳以下	八	八	一九	九	四四	一一
五十歳以下	二	八	七	六	二三	六弱
五十五歳以下	一	三	四	五	一三	三強
六十歳以下	一	一	五	二	九	二強
六十五歳以下	一	〇	〇	一	二	一弱
七十歳以下	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合　計	四一〇	三六四	三七九	二二九	一三八二	三四六弱

二、而して其累犯率を求め四年間を平均すれば

二十一歳以上二十五歳以下　四九・一九%
二十六歳以上三十歳以下　三五・五三%
三十一歳以上三十五歳以下　二六・五三%
三十六歳以上四十歳以下　二〇・五九%
四十一歳以上四十五歳以下　一四・二〇%

の順序なり。其餘の年齢の者は再犯率何れも一三%以下にして

二十歳以下及四十六歳以上五十歳以下　一二・五〇%
六十一歳以上六十五歳以下　一一・六七%
五十一歳以上五十五歳以下　九・五二%
六十六歳以上七十歳以下　〇・〇〇%

なり。

第四項　罪質と累犯との關係

一、本調査の對象となりたる釋放者の犯罪は種々雜多にして其數百三十種に近く、之を單一罪名に分類するも尚九十數種に達す、然れども之等の罪名中多數の者の犯したる犯罪は竊盜罪にして四年間を平均すれば釋放者の四割强に相當す、其餘の犯罪はいづれも一割一分弱以下なるが之を其數多き者より列擧すれば

（一）詐　欺　（二）恐　喝
（三）賭博開帳　（四）横　領
（五）常習賭博　（六）業務上横領
（七）强　盜　（八）放　火
（九）住居侵入　（十）傷　害
（十一）贓物罪　（十二）選擧違反
（十三）私文書僞造變造行使　（十四）殺　人

等なり。

二、而して罪名と累犯の關係を一言にして云はゞ單一罪名に依て處罰せられたる者に累犯多く、併合罪又は牽連罪に依て處罰せられたる者に累犯少數なること之れなり、此事實は犯罪者の個々の行爲に付ては起訴の價値無く、之を綜合して初めて起訴を相當とする事情にありたる者もあるべく、斯くの如き者は惡性弱きが故に處罰に依りて容易に改悛を促すべく、又犯罪行爲全部を捜査せられて起訴を受けたる者もあるべく斯くの如き者は苟も罪を犯さば其悉が發覺して處罰せらるべきことを體得し其非行を改むる者もあるに非ずやと推測せらるるも注意すべき點なりと思料す。

三、次に累犯者を出さざりし罪名は

（一）業務上過失傷害　（二）業務上過失致死
（三）殺人豫備　（四）自殺幇助
（五）囑託殺人　（六）放火豫備
（七）强制猥褻　（八）猥褻致傷
（九）姦　通　（十）通貨僞造行使

矯正図書館所蔵

（十一）免狀不實記載行使　（十二）公正證書原本不實記載行使
（十三）不　敬　（十四）差押標示無效
（十五）電車往來妨害　（十六）阿片吸引
（十七）僞　證　（十八）誣　告
（十九）墮　胎　（二十）墮胎致死
（二十一）不法逮捕監禁　（二十二）猥褻誘拐
（二十三）名譽毀損　（二十四）業務妨害
（二十五）公文書毀棄　（二十六）建造物損壞
（二十七）器物毀棄　（二十八）選擧法違反
（二十九）治安維持法違反　（三十）爆發物取締罰則違反
（三十一）出版法違反　（三十二）新聞紙法違反
（三十三）メチール、アルコール取締規則違反
（三十四）森林法違反　（三十五）商標法違反
（三十六）外國爲替管理法違反　（三十七）貯蓄銀行法違反
（三十八）請願令違反　（三十九）古物商取締法違反
（四十）競馬法違反
（四十一）法律事務取扱ニ關スル法律違反
（四十二）鑛業法違反　（四十三）阿片法違反

の四十三種にして其餘の罪名は悉く累犯者を出したるが、四年間の累犯率を平均して二〇%以上三〇%以下のものは

（一）强　盜　（二）詐　欺
（三）恐　喝　（四）橫　領
（五）住居侵入　（六）傷　害
（七）傷害致死　（八）常習賭博
（九）公務執行妨害　（十）贓　物
（十一）暴力行爲　（十二）逃　走

四〇%以上のものは

（一）竊　盜　（二）住居侵入

なるが、前者は四七・九九%後者は五〇%にして累犯率最も高し、上記以外の犯罪は累犯率孰れも一〇%以下なり。

なほ右は之等の罪名に依て處斷せられたる者が出所後更に罪を犯したる割合を表したるに過ずして、前犯後犯の異同には何等の關係なく其異同に付ては本項五に於て說明したり。

四、次に前揭累犯者に付て累犯罪名を見れば其數約四十種に減少し、之を單一罪名に依つて分類すれば僅に二十六種に過ぎず而して其中竊盜犯人最も多く、累犯總數の五割九分乃至七割五分弱、平均六割七分强を占め其餘の犯罪は何れも一割以下なるが、竊盜罪に次で犯罪者多き罪名は詐欺、常習賭博、恐喝、橫領、賭博開帳、傷害、住居侵入、業務上橫領、强盜、贓物罪の順序なり。

五、更に初犯即ち前犯の罪名と累犯即ち後犯の罪名とを比較すれば兩者全く同一なるものあり、又異るものありて一樣ならずと雖も前犯と後犯とが同一罪名又は同質のものを擧げれば左の如し

（一）竊　盜

	前犯竊盜ノ累犯				計	
		前犯竊盜				
		後犯竊盜	後犯强盜			
	人	人	人		人	%
昭和九年釋放者中ノ累犯	三五五	二九九	六	三〇五		八五・九二
同十年釋放者中ノ累犯	二七三	二五三	二	二五五		九三・七五
同十一年釋放者中ノ累犯	二五二	二一七	四	二二一		八八・〇五
同十二年釋放者中ノ累犯	一七五	一五六	一	一五七		八九・七一
平均	二六三强	二三二强	三	二三五强		八九・二六

右の如く竊盜前科者の累犯は其八六%弱乃至九四%弱が竊盜なるを思はゞ如何に盜癖の脫し難きものなるかを知り得べし。

（二）强　盜

	前犯强盜ノ累犯				計	
		前犯强盜				
		後犯强盜	後犯竊盜			
	人	人	人		人	%
昭和九年釋放者中ノ累犯	一三	一〇	八	一八		六一・三四
同十年釋放者中ノ累犯	一三	一三	六	一九		六九・二三
同十一年釋放者中ノ累犯	六	一	一	二		三三・三三
同十二年釋放者中ノ累犯	一	〇	一	一		〇〇・〇〇

	前犯竊盜ノ累犯				計	
		前犯竊盜				
		後犯竊盜	後犯强盜			
平均	八强	一	四	五	六二・五〇	

强盜罪の前科者にして後犯も亦强盜罪なるものは比較的少く其率平均して一二・五〇%に過ぎざれども、竊盜罪を犯す者多きを以て之を合すれば右の如く累犯率は三三%乃至一〇〇%平均六三%なり。

（三）詐　欺

	前犯詐欺ノ累犯				計	
		前犯詐欺				
		後犯詐欺	後犯竊盜			
	人	人	人		人	%
昭和九年釋放者中ノ累犯	三五	一七	一	一八		五一・四
同十年釋放者中ノ累犯	一九	八	三	一一		五七・九
同十一年釋放者中ノ累犯	五三	一八	二	二〇		三四・六三
同十二年釋放者中ノ累犯	四三	一六	一	一七		三八・一〇
平均	三七弱	一五弱	一	一六		四〇・五四

詐欺罪の前科を有する累犯者にして詐欺を累ねたる者は四二%乃至五〇%平均四一%弱なり。

（四）恐　喝

	前犯恐喝ノ累犯				計	
		前犯恐喝				
		後犯强喝	後犯竊盜			
	人	人	人		人	%
昭和九年釋放者中ノ累犯	一三	一〇	八	一八		六一・三四
同十年釋放者中ノ累犯	一三	一三	六	一九		六九・二三
同十一年釋放者中ノ累犯	六	一	一	二		三三・三三
同十二年釋放者中ノ累犯	一	〇	一	一		〇〇・〇〇

矯正図書館所蔵

	人	人	%
昭和九年釋放者中ノ累犯	三	一〇	四五・四五
同十年釋放者中ノ累犯	一八	七	三八・八九
同十一年釋放者中ノ累犯	二九	一〇	三四・四九
同十二年釋放者中ノ累犯	六	二	三三・三三
平均	一九弱	七強	三六・八四

恐喝罪の前科ある累犯者にして再び恐喝罪を犯したる者は三五%弱至四五%平均三七%弱なり。

（五）横領

	前犯横領ノ累犯	前犯横領 後犯横領	前犯横領 後犯業務上横領	計	比率
	人	人	人	人	%
昭和九年釋放者中ノ累犯	一四	二	〇	二	一四・二九
同十年釋放者中ノ累犯	一一	二	〇	二	一八・一八
同十一年釋放者中ノ累犯	一八	五	一	六	三三・三三
同十二年釋放者中ノ累犯	一九	〇	二	二	一〇・五三
平均	一六弱	二強	一弱	三	一八・七五

横領罪の前科ある累犯者にして累犯横領又は業務上横領罪を犯したる者は之を平均して一九%弱なり。

（六）業務上横領

	前犯業務上横領ノ累犯	前犯業務上横領 後犯業務上横領	前犯業務上横領 後犯横領	計	比率
	人	人	人	人	%
昭和九年釋放者中ノ累犯	一	〇	〇	〇	〇
同十年釋放者中ノ累犯	七	〇	一	一	一四・二九
同十一年釋放者中ノ累犯	六	〇	〇	〇	〇
同十二年釋放者中ノ累犯	八	一	〇	一	一二・五〇
平均	八弱	〇・二五	〇・二五	〇・五	八・三五強

業務上横領罪の前科有る者にして同質の犯罪を累ねたる者は甚少數にして右の如く平均八%強に過ぎず。

（七）常習賭博

	前犯常習賭博ノ累犯	前犯常習賭博 後犯常習賭博	前犯常習賭博 後犯賭博開帳	計	比率
	人	人	人	人	%
昭和九年釋放者中ノ累犯	六	六	〇	六	一〇〇・〇〇
同十年釋放者中ノ累犯	二一	一六	一	一七	八九・五二

同十一年釋放者中ノ累犯	三〇	二五	二	二七	九〇・〇〇
同十二年釋放者中ノ累犯	一七	一三	二	一五	八八・二四
平均	一九弱	一五	一強	一六強	八四・二一

（八）賭博開帳

	前犯賭博開帳ノ累犯	前犯賭博開帳 後犯賭博開帳	前犯賭博開帳 後犯常習賭博	計	比率
	人	人	人	人	%
昭和九年釋放者中ノ累犯	〇	〇	〇	〇	〇
同十年釋放者中ノ累犯	七	二	三	五	七一・四三
同十一年釋放者中ノ累犯	一九	九	七	一六	八四・二一
同十二年釋放者中ノ累犯	一六	五	一一	一六	一〇〇・〇〇
平均	一一弱	四	五強	九強	八〇・九〇

常習賭博及び賭博開帳罪の前科有る者の累犯罪名は賭博罪なることを原則とするものなるが本刑務所の出所者も亦左表の如く其前科者にして賭博罪を累ねたる者極めて多し。

（九）傷害

	前犯傷害ノ累犯	前犯傷害 後犯傷害	前犯傷害 後犯傷害致死	計	比率
	人	人	人	人	%
昭和九年釋放者中ノ累犯	六	二	〇	二	三三・三三
同十年釋放者中ノ累犯	五	二	〇	二	四〇・〇〇
同十一年釋放者中ノ累犯	九	四	一	五	五五・五六
同十二年釋放者中ノ累犯	三	〇	〇	〇	〇
平均	六弱	二	〇・二五	二強	三三・三三

（十）傷害致死

	前犯傷害致死ノ累犯	前犯傷害致死 後犯傷害致死	前犯傷害致死 後犯傷害	計	比率
	人	人	人	人	%
昭和九年釋放者中ノ累犯	二	〇	一	一	五〇・〇〇
同十年釋放者中ノ累犯	四	〇	一	一	二五・〇〇
同十一年釋放者中ノ累犯	一	〇	〇	〇	〇
同十二年釋放者中ノ累犯	一	〇	〇	〇	〇
平均	二	〇	〇・五	〇・五	二五・〇〇

矯正図書館所蔵

傷害及び傷害致死の前科有る者にして之等の犯罪を累ねたる者は右の如し、なほ昭和十一年釋放の傷害致死の前科者にして殺人罪を犯したる者一名昭和十二年出所の傷害前科者にして殺人罪を犯したる者一名あり。

（十）住居侵入

住居侵入罪の前科有る者にして再び同罪を犯したる者昭和十年の出所者に一名、同十一年の出所者に四名同十二年の出所者に三名合計八名にして一見少數の如きも同罪は竊盜と牽連すること多く、而かも竊盜罪のみ起訴せられ住居侵入罪の起訴なかりしもの少なからざるを以て身分帳又は再入簿の記載に依て同罪を犯したる者の數を正確に知ること能はず、從つて同罪を犯したる者に付前犯と後犯を正確に比較し難し。

（十一）贓物罪

贓物故買收受牙保寄藏運搬等の贓物罪の前科有る者にして出所後再び之等の罪を犯したる者は、昭和九年の出所者に一名、同十一年の出所者に三名、同十二年の出所者に二名合計六名なり。

（十二）其他

右に列擧したる犯罪以外の犯罪にして前犯後犯同一のものを擧ぐれば放火一名（昭和十二年出所）瀆職一名（昭和九年出所の收賄犯人が贈賄罪を犯す）私文書僞造行使一名（昭和十二年出所）暴力行爲一名（同十一年出所）なり。

六、而して再犯者全部に對する初犯罪名と累犯罪名の增減の比較は其主なるものを擧ぐれば左の如し。

	昭和九年釋放者ノ累犯	同十年釋放者ノ累犯	同十一年釋放者ノ累犯	同十二年釋放者ノ累犯	差引
竊盜	△八	四	△八	△七	△一九
强盜	△七	△六	〇	〇	△一三
詐欺	△一	四	△二〇	△一八	△三五
恐喝	△三	△三	△一六	△四	△二六
橫領	△八	△四	△三	△四	△一九
業務上橫領	五	△四	△二	△一	△二
常習賭博	三	〇	一	△五	一九
賭博開帳	二	〇	△四	△七	△九
傷害	五	三	〇	△二	△六
傷害致死	△一	△四	〇	△一	△六
殺人	二	〇	四	一	六
贓物	一	一	一	二	五

註 △印ハ減

之に依て見れば累犯は常習賭博、傷害、殺人、贓物罪等が增加し居ることを認め得べし。

第五項 刑期と累犯の關係

一、昭和九年以降同十二年迄の四年間に同刑務所を釋放せられたる禁錮囚の刑期は二月以上四年にして、懲役囚の刑期は一月以上九年以下なるが、禁錮囚にして出所後再び罪を犯したるもの皆無なるを以て、刑期と累犯の關係も專ら懲役囚に限定せらる、而して右懲役囚の刑期は一年以下の者最も多數を占め總數釋放者の六割八分乃至八割五分弱なり、卽ち左の如し。

釋放年度	懲役刑釋放者	刑期一年以下ノ者	比率
昭和九年	人 八〇六	人 五四五	% 六七・六五
同十年	九二三	七六三	八三・六六
同十一年	二六〇	一〇七〇	八四・九二
同十二年	二九四	一〇七〇	八二・七七

此中六月以上一年以下の刑期の最も多く

昭和九年釋放者は　七名
昭和　九年　三九八名
同　十年　六一七名
同　十一年　七八〇名
同　十二年　八一三名

なり、五年を超ゆる刑期の者は其數少く

昭和九年釋放者は　七名
同　十年釋放者は　一〇名
同十一年釋放者は　一一名
同十二年釋放者は　一七名

に過ぎず。

二、再犯者の再犯刑期は二月以上十三年以下にして、前同樣一年以下の者最も多し、之を各年度釋放者中の累犯者を一〇〇として刑期の割合を求め、更に之を平均すれば六月以下の者は一四・三四%七月以上一年以下の者五七・〇六%合計七一・四〇なり。

三、之等累犯者の前刑刑期と累犯刑期とを比較するに、累犯加重に依り前刑より重き刑に處せられた者多きは言を俟たざれども、前刑よりも輕き刑に處せられた者無きに非ず、卽ち各年度釋放者中の累犯總數に對する百分比を求むれば累犯刑が前刑より輕かりし者は

昭和九年釋放者中の累犯者　二一・四六%
同　十年釋放者中の累犯者　一三・四六%
同十一年釋放者中の累犯者　一六・〇九%
同十二年釋放者中の累犯者　一一・七九%
平　均　一五・七〇%

となりて過つて累犯となるも罪質又は情狀輕きが故に、前刑より輕く處罰せられたる者一割二分弱乃至二割一分强平均一割六分弱有るを思はゞ、累犯率のみによりて行刑敎化の效果を論ずべからざるを知り得べし。

四、刑期と累犯の關係は累犯率最も高きは七月以上一年以下にして、其率平均四二%なり、一年一月以上二年以下の者之に次ぎ三八%强にして、六月以下の者は二七%强、三年一月以上三年六月以下の者は二一%弱、二年七月以上三年以下の者及び三年七月以上四年以下の者は各一八%强なり、四年六月を超ゆる刑期の者は大體に於て刑期の長きに從て累犯率低下し居れり、之を要するに六月以下の刑期の者の再犯率は七月以上二年以下の刑期の者に比して、其率著しく低き點竝に四年以上の刑に處せられたる者の累犯率著しく低き點は、犯すところの罪質と比

矯正図書館所蔵

較して考察すべき必要あらんも留意すべき點なりと思料せらる。

第六項　犯罪原因と累犯の關係

一、犯人の性格、感情、環境、經濟事情等の個人的事情は勿論苟くも人心に影響を與ふる一切のものが相交錯して、犯罪の原因を形成するは言を俟たざるところなれば、其一のみを捉へて犯罪の原因なりと斷定し難く、假に其主たるものを以て原因なりとするも、甲乙を附し難きものもあるべく、又人を異にするに從ひ判斷も異なるべく、犯罪の主たる原因を定むることも亦至難なり。況んや全國に散在せる釋放者より過去の犯罪原因を調査するが如きことは到底本調査の爲し遂げ得るところに非ざるを以て、本調査は同刑務所に身分帳あるものは教誨原簿、身分帳無きものは再入調査簿の犯罪原因欄の記載を以て主たる犯罪原因なりと見做し、之を分類綜合して累犯との關係を取調べたり。

二、昭和九年一月以降同十二年末迄の四年間の釋放者の犯罪原因は甚だ多く、三十種以上に達すと雖累犯を生ぜざりし原因は

（一）過失　（二）詭激思想
（三）營業失敗　（四）興味
（五）義俠　（六）嫉妬
（七）自暴自棄　（八）モヒ中毒
（九）公憤　（十）復讐

の十種なり。

三、而して累犯者を出したる初犯原因の主たるものを擧ぐれば

釋放年度	利慾	貧困	懶惰	射倖心	酒色	憤怒	疾苦	出來心	友誼	女色	酒	合計
昭和九年釋放者	二四〇人	一五六	二〇五	一〇	一九	三三	一四	一五	九	一四	一四	七二九
同十年釋放者	二九四	一六二	二〇	八五	四〇	二四	二四	四三	一五	九	一二	八三三
同十一年釋放者	二八九	二三七	一四	一〇	九六	四三	三八	一七	一八	九	一三	一、一六三
同十二年釋放者	二七三	二三八	五〇	三一三	一六三	五九	四〇	一〇	六三	三五	三九	一、三五三
合計	一、二九六	七五一	五三	四九八	三一八	一四四	一二六	八五	一〇五	五七	七六	三、九八

此等を各年度別に釋放者に對する比を求め之を平均すれば

利慾	二七・六六%
貧困	一六・〇〇%
懶惰	一三・三二%
射倖心	九・七一%
酒色	六・四七%
憤怒	三・一七%
疾苦	二・四一%

出來心　二・一五%
友誼　二・〇〇%
酒　一・四九%
女色　一・二九%

となり其合計は犯罪總數の八割六分弱を占め居れり。

四、前揭原因によりて罪を犯したる者の累犯率は

（一）懶惰　（二）疾苦
（三）女色　（四）貧困
（五）酒　（六）酒色
（七）利欲　（八）射倖心
（九）出來心　（十）憤怒
（十一）友誼

の順序なり、懶惰は六二%弱疾苦は五六%強にして累犯率最も高く、女色は四五%強、貧困、酒、酒色、利慾は孰れも三〇%臺射倖心、出來心は各二〇%臺憤怒は一八%強友誼は九%弱なり。

五、累犯者の累犯原因は其の數約二十種に減少したるも其の主たるものは大體に於て前揭初犯原因と同樣にして出來心、友誼を原因としたるもの其の割合に於て著しく減少し居れるのみなり、卽ち此等を原因として罪を累ねたるもの、數を擧ぐれば左の如し。

釋放年度	懶惰	利欲	貧困	射倖心	酒色	酒	女色	疾苦	憤怒	出來心	友誼	合計
昭和九年釋放ノ累犯者	一〇三人	八二	六四	八	三	一五	一七	一三	六	七	二	三二七
同十年釋放ノ累犯者	一〇〇人	八〇	五五	一四	一〇	一三	一三	八	四	四	〇	三〇九
同十一年釋放ノ累犯者	八四人	一〇三	八	三六	一六	一四	一四	一二	六	二	三	二〇七
同十二年釋放ノ累犯者	七二人	五九	二	三六	六	七	六	六	一	一	〇	一九四
合計	三五七人	三三三	一五八	八四	三九	四八	六四	三八	一七	一四	五	一、一四七

此等を各年度別に累犯者總數に對する百分比を求め之を平均すれば

懶惰	二六・四五%
利欲	二三・六七%
貧困	一〇・七三%
射倖心	六・六六%
酒色	四・四四%
酒	三・四三%
女色	二・七八%
疾苦	二・七一%
憤怒	一・一五%
出來心	〇・九五%

矯正図書館所蔵

友誼　〇・三二%

となり其合計は累犯總數の八割三分強に相當し、初犯再犯を問はず、此等を原因とする犯罪が其の總數の八割以上を占め居れり。

六、次に初犯即ち前犯の原因と同一の原因によりて累犯即ち後犯が行はれたる數を前犯原因と同一とする後犯全數の百分比に求めしが一覽表を作成すれば左の如し。

犯罪原因	昭和九年釋放者中ノ累犯	同十年釋放者中ノ累犯	同十一年釋放者中ノ累犯	同十二年釋放者中ノ累犯	平均
射倖心	六〇・〇〇%	四五・四五%	六一・九〇%	八八・八九%	六四・〇〇%
懶惰	二九・七七	二八・四四	三一・三五	五四・一七	三五・八一
利欲	三三・四三	三〇・二一	三三・九八	五二・九四	三五・一四
貧困	三三・六〇	三三・三三	八三・三三	八・七七	三四・四八
疾苦	一一・一一	五・八八	三〇・〇〇	三三・三三	一四・八〇
酒色	五〇・〇〇	三三・三三	一六・一三	一五・〇〇	三五・八四
酒色	五〇・〇〇	〇	三三・三三	二一・二一	三三・六一
女色	〇	三三・三三	〇	二一・二一	一一・一一
憤怒	〇	三六・三六	一〇〇・〇〇	二四・〇九	

之によりて見れば射倖心に基く犯罪の習癖は容易に革まらざるものの如く又懶惰、利欲等を原因とする犯罪者も亦同一原因によりて罪を累ぬる者少なからざることを知り得べし。

第七項　作業の種類と累犯との關係

一、同刑務所が昭和九年以降同十二年迄の釋放者に課したる作業の種類は二十數種に達し、而かも服役中數種の作業を課せられたる者も少なからざるを以て其作業全部を明記し、之を分類するに於ては反て統計上の價値を減殺すべきにより、本調査は右釋放者に課せられたる主たる作業を採り之と累犯の關係を調査したり。

二、右二十數種の作業中多數の釋放者を出したるもの十種を擧ぐれば

	昭和九年釋放者	同十年釋放者	同十一年釋放者	同十二年釋放者	合計	平均
紙工	人 九七	人 三七	人 四七	人 三六	人 三五弱	
麻工	一二六	一八五	二〇〇	二〇〇	七二	一八〇弱
印刷工	一二	八四	九九	一〇六	四〇	一〇〇
常傭夫	八九	八四	一〇九	一〇五	三八七	九七弱
機織工	一一七	一一九	七七	三九	三五三	八八
莫大小工	六三	六二	九九	二八	三五一	八八弱
裁縫工	五〇	二九	九八	二五	二〇四	四九弱
鍛冶工	二七	五二	七六	五〇	二〇七	五一
木工	四〇	三三	三三	三三	一二七	三二弱
革工	一〇	一三	一四	五	四一	一六弱
合計	七四〇	八九五	一二五一	一三九	四一五七	一〇三九

にして釋放者總數の九割五分に相當す、又毎年十名以下の者を釋放したる作業を擧くれば左の十二種なり。

	昭和九年釋放者	同十年釋放者	同十一年釋放者	同十二年釋放者	合計
塗工	人 八	人 五	人 八	人 三	人 二四
耕耘工	四	四	三	二	一三
土工	五	一	四	七	一七
纂工	五	〇	二	一〇	一七
鑄物工	二	八	一	〇	一三
大工	四	二	一	三	九
經師工	一	一	一	二	六
綿工	一	一	一	三	六
紡績工	〇	〇	二	〇	二
インキ工	一	一	〇	〇	二
洗濯工	一	〇	〇	〇	一
石工	一	〇	〇	〇	一

三、而して同一作業を課せられたる者の累犯率を取調べ四年間の平均數を求むれば

（イ）累犯率一〇%以下の者は
大工

（ロ）累犯率二〇%以下の者は
紙細工　草履工　耕耘　紡績工

（ハ）累犯率三〇%以下の者は
鑄物工　洗濯工　經師工

（ニ）累犯率四〇%以下の者は
麻工　印刷工　莫大小工　常傭夫　木工　革工　塗工

（ホ）累犯率五〇%以下の者は
機織工　裁縫工　鍛冶工

（ヘ）累犯率六〇%以下の者は
藥工

にして累犯皆無の者は
石工　インキ工
の二種のみなり。

毎年十名以下の如き少數釋放者を出したる作業は累犯の有無及び其率のみによりて累犯傾向を判斷すること能はざるべきを以て、多數の釋放者を出したる前揭作業十種に付て累犯率高きものを擧くれば

機織工　裁縫工　鍛冶工　木工　莫大小工　印刷工　麻工　常傭工　革工　紙工

の順序となり總釋放者の平均累犯率三四・九以下の者は

常傭夫　革工　紙工

の三種なり、紙工の如きは釋放者前記の如く最多數なるに拘はらず累犯率甚だ低く一九・四七%なるは注意すべき點に非ずやと思料せらる。

四、作業種別釋放者數及び累犯率は前記の如くなるを以て累犯者と前刑作業の比例は大體に於て同一前刑作業者數に正比すれども必ずしも之と一致せず、累犯者の前刑作業を累犯總數に對する百分比に求め、四年間の平均數によつて其順位を求むれば

麻工（一七・五〇%）
紙工（一七・〇六%）

矯正図書館所蔵

機織工（一二・四五%）
印刷工（一〇・五四%）
常傭夫（九・〇〇%）
莫大小工（八・六三%）
裁縫工（七・〇八%）
鍛冶工（六・一二%）
木工（三・五七%）
革工（〇・八六%）

にして之等の作業を課せられたる者が累犯總數の九割四分に相當せり。

第八項　作業賞與金と累犯の關係

一、本調査は釋放者が出所時に於て交付を受けたる作業賞與金を基本として調査したるものなるが、昭和九年以降同十二年迄の釋放者が交付を受けたる作業賞與金は最高三百七十餘圓最低一圓未滿にして、其額一樣ならざるのみならず、交付を受くべき賞與金無かりし者も少なからず、之が一覽表を作成すれば

賞與金額	昭和九年釋放者	同十年釋放者	同十一年釋放者	同十二年釋放者	合計
	人	人	人	人	人
無	九九	二〇七	三六六	四五五	一一三七
五圓以下	三五七	四〇五	五五五	四八九	一八〇六
二十圓以下	二四一	三三	三四五	二六八	九七七
五十圓以下	七八	五四	七一	六四	二六七
百圓以下	二〇	二〇	二六	四四	一一〇
百五十圓以下	六	二	九	一五	四一
二百圓以下	二	一	三	四	一〇
二百五十圓以下	〇	〇	一	三	四
三百圓以下	〇	〇	〇	二	二
三百五十圓以下	〇	〇	〇	一	一
四百圓以下	〇	〇	一	〇	一
合計	八二五	九二九	一二八二	一三五五	四三七〇

となりて賞與金五圓以下の者最も多く賞與金無き者之に次ぎ賞與金五圓十錢以上二十圓以下の者第三位にして賞與金二十圓以下の者及び賞與金無かりし者を合すれば總釋放者の約九割に相當す。

二、作業賞與金の關係に付ては

最高二百圓を超ゆる賞與金の交付有りたる作業は

印刷工　常傭夫　裁縫工　土工　木工　大工　廐工

の諸工にして

二百圓以下の者は

機織工　革工

の諸工なり、

百五十圓以下の者は

紙工　鍛冶工　莫大小工

の諸工して

百圓以下の者は

耕耘　經師工　塗工

五十個以下の者は

藁工　紡績工　洗濯工　鑄物工　石工　綿工　塗師工　インキ工

の諸工なり、

三、同一作業賞與金の交付を受けて出所したる者の四年間の平均累犯率を示さば

賞與金無かりし者　二二・七三%
同五圓以下の者　三八・四二%
同二十圓以下の者　四三・三五%
同五十圓以下の者　二六・九三%
同百圓以下の者　一一・六七%
同百五十圓以下の者　一〇・一〇%
同百五十圓を超ゆる者　〇%

にして五十圓を超ゆる賞與金の交付を受けたる者は累犯率低く百五十圓を超ゆる者は累犯者皆無なり、二十圓以下の賞與金の交付を受けたる者の累犯率最も高く、賞與金無かりし者の累犯率は五十圓十錢以上百圓以下の者より低率なり。

此等の現象は注意すべき點なりと思料せらる。

第九項　行刑成績と累犯の關係

一、行刑成績は身分帳及び再入簿に「改悛情有」「改悛情稍有」「改悛情認難」「改悛情無」の四階級に區分しあるを以て、本調査も亦其分類に從ひ右の帳簿の記載に基き調査したるが其員數の一覽表を作れば左の如し。

成績	改悛情有	同稍有	同認難	同無	同不明	合計
昭和九年釋放者	人 一七	二〇五	三三	一九	一	八二五
同十年釋放者	一八〇	三六八	三四三	二九	〇	九二九
同十一年釋放者	三四	四九三	四九八	六七	〇	一二八二
同十二年釋放者	三五	四八九	四五六	九五	〇	一三五五
合計	八六	一六五四	一六二九	二一〇	一	四三七〇
平均	二九	四一四弱	四〇七強	五三弱		

而して其累犯率に付ては四年間を平均すれば

改悛情有　一一・〇五%
同稍有　三二・六一%
同認難　四七・〇〇%
同無　三六・二三%
同不明　〇%

となりて大體に於て認定と累犯の割合一致せり只「改悛情無」と認定したる者の累犯率が「改悛情認難」と認定したる者より累犯率低きのみなり。

三、累犯者に付て前刑出所當時の行刑成績を取調べ各年度釋放者中の累犯總數に對する百分比を求め四年間を平均すれば

改悛情有　五・六七%
同稍有　三四・三三%
同認難　五二・三六%
同無　五・一四%

矯正図書館所蔵

となりて累犯者一〇〇名に對し改悛情有との認定を受けて出所したる者六名弱、改悛情稍有との認定を受けて出所したる者三四名强、改悛情認難と認定されて出所したる者五二名强改悛情無との認定を取けて出所したる者五名强の割合なり。

第十項　累進處遇令に基く級別と累犯の關係

一、同刑務所收容者中には刑期一年未滿の者多數なるのみならず心身障礙、抱懷せる思想等に依り累進處遇令の適用を受けざる者もありて累進處遇より除外せられたる者多し。

而して之が適用を受けたる者は

昭和九年釋放者の者は

八一五名中　一八三名（他に不明十名）

同十年釋放の者は

九一九名中　一六二名

同十一年釋放の者は

一二八一名中　二一二名

同十二年釋放の者は

一三五五名中　二八一名

にして合計四三七〇名中八三八名に過ぎず、今出所時に於ける級別に依り一覽表を作成すれば左の如し

級別	昭和九年釋放者	同十年釋放者	同十一年釋放者	同十二年釋放者	合計	平均
一級	人 五八	人 四八	人 七一	人 一〇三	人 二八〇	人 七〇
二級	四七	四五	六〇	七六	二二八	五七
三級	五四	六二	七六	九五	二八六	七二弱
四級	二四	八	五	七	四四	一一
不明	一〇	〇	〇	〇	一〇	三弱
除外	六二二	七五七	一〇六九	一〇七四	三五二二	八八一弱
合計	八一五	九一九	一二八一	一三五五	四三七〇	

二、右級別と累犯の關係に付ては其一に調査の結果を明にしたるが、平均累犯率は

一　級　一一・五七％

二　級　一六・四〇％

三　級　二二・三二％

四　級　三・一二％

にして大體に級別と累犯の割合一致し只四級者の累犯率著しく低きのみなり。

第十一項　保護と累犯の關係

一、保護關係の調査は保護者又は身柄引取人が釋放者に加へたる保護の有無內容を調査するに非ざれば、調査不完全なりと雖之が調査をなすには多大の時間と費用を要し、到底本調査の成し遂ぐるところに非ざるを以て保護の實情に付き多少の疑問ありたるもの無きに非ざれども、身分帳又は再入簿の記載に基き保護と累犯の關係を調査したり。

二、釋放者に保護者有りたりや否やを標準として累犯の關係を求むれば、保護者無かりし者即單獨釋放者に累犯の多きは敢て調査を俟たずして推知し得べきところなれども、單獨釋放者總數を對比すれば

釋放年度	釋放總數	單獨釋放	比率
昭和九年	人 八一五	人 一五八	一九・三九％
同十年	九一九	一七四	一八・九三
同十一年	一二八一	二二九	一七・八八
同十二年	一三五五	二四一	一七・七九
合計	四三七〇	八二三	一八・八一

にして總釋放者の一割八、九分なるが其累犯率を各年度總釋放者の累犯率と比較すれば

釋放年度	單獨釋放ノ累犯率	釋放者全部ノ累犯率
昭和九年	七〇・八九％	五〇・三三％
同十年	五八・六三	三九・六一
同十一年	四四・九八	三九・五九
同十二年	二六・九三	一六・九〇
平均	五〇・三七	三四・一〇

となりて單獨釋放者の累犯率は常に釋放者全部　平均累犯率より遙に高し、斯の如く累犯率高きが故に累犯者中にも前刑單獨釋放者多く累犯者總數の百分比に依て之を示さば

昭和九年釋放者中の累犯總に數對し　二七・三二％

同十年釋放者中の累犯總數に對し　二八・〇二％

同十一年釋放者中の累犯總數に對し　二七・一八％

同十二年釋放者中の累犯總數に對し　二八・三四％

となりて累犯者一〇〇名に對し二七、八名の割合なり、

三、保護者ありたる釋放者に付て其一覽表を作成すれば

保護者	昭和九年釋放者	同十年釋放者	同十一年釋放者	同十二年釋放者	合計	平均
保護會	人 一七四	人 一三九	人 一四七	人 一九一	人 六五一	人 一六三弱
親	一四九	一六五	一五六	一七〇	六四〇	一六〇
兄弟姉妹	一三五	一五〇	二三〇	二一三	七二八	一八二
妻	五九	一二一	二四四	二六八	六九二	一七三
子	六	一三	一九	二二	六〇	一五
祖父	〇	一	一	〇	二	一弱
親戚	七一	六九	九〇	九一	三二一	八〇强
妾	〇	一	一	二	四	一
友人	一一	九	三〇	九	五九	一五弱
知人	四七	五〇	一〇四	一二四	三二五	八一强
舊主人	五	二七	二七	二四	八三	二一弱
舊使用人	〇	〇	三	〇	三	一弱
合計	六五七	七四五	一〇五二	一一一四	三五六八	

なり。

三、而して之が四年間の平均累犯率を求むれば

三〇％乃至四〇％のもの

保護會　知人　親　舊主人　兄弟姉妹　親戚

二五％のもの

矯正図書館所蔵

妾　祖父
一〇%乃至一八%のもの
友人　妻　子
にして累犯無き者は
舊使用人
のみなるが右の內保護會の保護を受けし者の再犯率は二七%乃至五二%平均三九・七三%にして其率最高く、親の保護を受けし者は二〇%乃至四五%弱平均三六・六六%なることは特に注意すべき點なりと思料せらる。

第十二項　累犯地

一、同刑務所釋放者の累犯は主として東京市內に於て行はれ神奈川、千葉、埼玉等の隣接縣の犯罪之に次ぐと雖是等の地域に局限せられずして廣く全國に跨り遠く朝鮮、滿洲、支那に及べり、同刑務所釋放者中同一年度釋放者十名以上の累犯地を擧ぐれば

累犯地	昭和九年同十年釋放者	同十年同十一年釋放者	同十一年同十二年釋放者	合計
東京	三三人	三〇人	三五人	一二四人
神奈川	一〇	八	六	三九
大阪	六	九	八	二七
千葉	六	一〇	八	二九
埼玉	四	五	六	二七
靜岡	三	五	三	一七
京都	四	四	四	一四
兵庫	四	四	三	一三
北海道	二	一	二	一〇

にして東京府の犯罪は累犯總數の七割八分乃至八割七分なり之同刑務所が東京市內に在ること及收容者が主として東京市內の居住者なることより生ずる當然の現象なるべし。

二、只注意を喚起したるは靜岡、京都、大阪、兵庫等東海道沿線一府縣に於ける犯罪比較的多く、北海道地方に到りて爲す累犯が東北地方に於て爲す累犯より多數なることなり。

第十三項　再犯者の再犯入所迄の職業竝に該職業と作業との關係

一、同刑務所收容者全部の入所前及び出所後の職業の有無及種類を調査すれば職業と犯罪の關係、職業と累犯の關係が明となるべきも、累犯者に付ては初犯入所前の職業明ならず、又無再犯者に付ては出所後の職業不明にして、職業と犯罪の關係の調査困難なるを以て本調査は累犯入所迄の職業及種類のみを取調べ、更に進んで之等の職業と前刑入所中の作業との異同を調査したり。

二、累犯者に無職の多きことは容易に推知し得るところなるが之を釋放者及累犯者の總數と對比すれば

釋放年度	累犯者中ノ無職者	釋放者總數	累犯者總數
昭和九年	二四六人	八二五人	四〇人

同十年	三三	九一九	三六四	
同十一年	二六	二八一	二七九	
同十二年	八	一三五五	三一九	
合計	六七三	四三七〇	一三八二	
平均	一六	一〇九三弱	三四六弱	

にして之を累犯者總數の百分比に求むれば

昭和九年釋放者中の右累犯者は　六〇・〇〇%
同十年釋放者中の右累犯者は　六〇・九九%
同十一年釋放者中の右累犯者は　三三・二五%
同十二年釋放者中の右累犯者は　四一・一九%
平均　四八・一七%

となりて累犯と無職との關係甚大なるを如實に物語り居れり、三、有職者の數は累犯總數の四割乃至六割七分弱平均五割三分弱なるが、昭和十一年及同十二年釋放の累犯者に有職者著增したり、而して之等の累犯者の職業は種々雜多なるを以て之を職人、職工、土工人夫、商業、農業、會社商店雇人、其他の七種に分類して調査するに、其數最も多き者は職人にして其數最少なきは農業なり。

また職人、職工中比較的多數のものを擧ぐれば印刷工、荳職、料理人、鍛冶職、洋裁職にして商業中比較的多數の者は露店商及行商なり。

四、而して之等有職者と前刑作業とを比較し前刑作業と同一又は類似の職業に從事し居りたる者は累犯總數の五分强乃至一割三分弱平均八分弱なり、之等の同一又は類似か前刑作業に於て習得したる技能を利用して職業を求めたる爲なるか、或は前刑入所前の職業に復歸したるのみにして、作業が職業と同一又は類似したるものなるか明ならず、而して之を明ならしむる調査は相當の困難が伴ふのみならず、無再犯者の出所後の職業と作業の關係を明にすること能はざるを以て、釋放者中の何名が作業に依つて職業を決定し、其中何名が累犯者となりたるかは興味ある問題なりと雖、之を明ならしむること不能なるを遺憾とす。

第二章　假釋放者に就て

第一項　再犯數と再犯率

一、假釋放者に對する調査も第一章第一項に於て述べたると同樣、昭和九年一月一日以降同十二年十二月三十一日迄の出所者に對する同十三年九月末日現在に於ける累犯調査にして、調査項目も總釋放者に付て爲したると同樣罪質以下十項目なり。

二、右の四年間に同刑務所より假釋放に依て出所したる者の數は、懲役囚六三三名、禁錮囚六二名合計六九五名なり、之を各年度別に示さば

昭和九年	懲役囚一三六人	禁錮囚	三人		
同十年	同一三五人	同	二人		
同十一年	同一四四人	同	九人		
同十二年	同二一八人	同	四八		

にして懲役囚禁錮囚を合すれば總釋放者の一割二分乃至一割九

矯正図書館所蔵

分、懲役囚のみに付て見れば一割一分強乃至一割七分弱、禁錮囚のみに付て見れば一割九分乃至七割九分弱の假釋放者を生じ居れり。

三、而して禁錮囚の假釋放者にして出所後罪も累ねたる者皆無なるを以て假釋放に對する累犯調査も專ら懲役囚のみに局限せられたるが、其假釋放者にして出所後再び罪を犯したる者は

昭和九年釋放者　二四人
同　十年釋放者　二七人
同十一年釋放者　二一人
同一二年釋放者　一一人

なり、之を同一年度懲役刑假釋放者總數の百分比に求むれば

昭和九年　一七・六五%
同　十年　二〇・〇〇%
同十一年　七・六四%
同十二年　五・〇五%
平　均　一二・五八%

となり總釋放者の平均累犯率三四%に比し其率遙に低きのみならず、昭和十一年以後の出所者に於て其累犯率著しく低下し居れり。

第二項　年齡と累犯の關係

一、昭和九年以降同十二年迄の懲役刑假釋放者の年齡は二十一歳以上六十九歳以下なるが、二十六歳以上の者最多く六十六歳以上七十歳以下の者最少し。

今其の年齡と員數とを示さば左の如し

年齡	昭和九年釋放者	同十年釋放者	同十一年釋放者	同十二年釋放者	合計	平均
二十一歳以上二十五歳以下	九人	三人	一〇人	九人	三〇人	三弱
二十五歳以下三十歳以下	三〇	三七	三〇	一五六	二五九	三九
三十歳以下三十五歳以下	二〇	一八	一四	五六	一〇八	二四
三十五歳以下四十歳以下	一九	二一	一九	四〇	九七	二四
四十歳以下四十五歳以下	一〇	一四	一九	一七	六〇	一五
四十五歳以下五十歳以下	四	一〇	七	二四	四五	一一弱
五十歳以下五十五歳以下	八	二	一二	一四	四四	一一
五十五歳以下六十歳以下	四	二	七	七	二〇	五
六十歳以下六十五歳以下	二	〇	三	三	八	二
六十五歳以下七十歳以下	〇	〇	一	二	三	一弱
合計	一三六	一三五	一四四	三八	六三	

二、而し右釋放者中の累犯者數を見れば

年齡	昭和九年釋放ノ累犯者	同十年釋放ノ累犯者	同十一年釋放ノ累犯者	同十二年釋放ノ累犯者	合計	平均累犯率
二十一歳以上二十五歳以下	一〇人	一三人	六人	五人	三四人	三五・八%
二十五歳以下三十歳以下	七	七	四	四	三二	三五・五八
三十歳以下三十五歳以下	四	三	〇	一	八	九・七九
三十五歳以下四十歳以下	三	一	一	一	六	八・八四
四十歳以下四十五歳以下	〇	一	〇	〇	一	一・七九
四十五歳以下五十歳以下	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五十歳以下五十五歳以下	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五十五歳以下六十歳以下	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六十歳以下六十五歳以下	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六十五歳以下七十歳以下	〇	〇	〇	〇	〇	〇

なり、

年齡	昭和九年釋放ノ累犯者	同十年釋放ノ累犯者	同十一年釋放ノ累犯者	同十二年釋放ノ累犯者	合計	平均累犯率
六十歳以下六十五歳以下	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六十五歳以下七十歳以下	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第三項　罪質と累犯の關係

一、假釋放者の前刑入所當時の罪名は種々雜多にして、之を單一罪名に依て分類するも四十七種に達す、其中累犯を出さざりし罪名は

（一）强盜豫備　（二）業務上橫領
（三）贓物故買　（四）公文書毀棄
（五）公正證書原本不實記載行使
（六）有價證券僞造變造行使交付
（七）免狀不實記載　（八）通貨僞造
（九）囑託殺人　（十）自殺幇助
（十一）强盜傷人　（十二）强姦
（十三）强姦致傷　（十四）猥褻致傷
（十五）放火豫備　（十六）僞證
（十七）瀆職　（十八）猥褻誘拐
（十九）營利誘拐　（二十）公務執行妨害
（二一）常習賭博　（二二）賭博開帳
（二三）治安維持法違反　（二四）爆發物取締罰則違反
（二五）自動車取締令違反　（二六）選擧法違反
（二七）請願令違反　（二八）醫師法違反
（二九）商標法違反

等なり、其餘の罪名は何れも再犯者を出し居れるが其中主なるものを擧ぐれば

罪名	懲役刑假釋放數	同累犯數	比率
	人	人	%
竊盜	一四一	三五	二四・八二
放火	一〇〇	二	二・〇〇
强盜	九八	二二	二二・四三
詐欺	八九	一二	一三・五六
業務橫領	五七	四	七・〇三
殺人	三六	一	二・六三
橫領	三三	六	一八・一五
恐喝	三二	二	六・二五
傷害致死	三一	三	九・六八
私文書僞造變竊前使	二〇	二	一〇・〇〇
住居侵入	一七	二	一一・七六

なり。

二、次に之等再犯者の累犯罪名を調査するに、其罪名は十五種に減少し、其主たるものは竊盜にして累犯總數七三名中五割六分弱の割合なり、詐欺八名恐喝七名强盜六名之に次ぐ。

三、更に之等の再犯罪名と前犯罪名とを比較するに兩者必ずしも一致せずといへども前犯と後犯とが同一なるものを擧ぐれば左の如し

矯正図書館所蔵

（一）竊盜

初犯竊盜にして出所後再犯者となりたる者合計三十五名なるが其中竊盜罪を累ねたる者二五名なり。

釋放年度	前犯竊盜ノ累犯者	前犯後犯共ニ竊盜ノ者	比率
昭和九年	八人	六人	七五・〇〇%
同十年	二	九	八一・八一
同十一年	八	四	五〇・〇〇
同十二年	八	六	七五・〇〇

右の如く假釋放者も亦竊盜罪を犯したる者は累犯者となり易く、而も其累犯は竊盜罪なること多きを知るべし。

（二）強盜

釋放年度	前犯強盜ノ累犯者	前犯強盜ノ者 後犯強盜	前犯強盜ノ者 後犯竊盜	合計	比率
昭和九年	九人	〇人	六人	六人	六六・六七%
同十年	八	三	二	五	六二・五〇
同十一年	三	二	二	三	一〇〇・〇〇
同十二年	一	〇	一	一	一〇〇・〇〇
合計	三	四	二	一五	

右の如く強盜の前科あるものにして出所後再び罪を犯したる者二一名中一五名は盜罪にして、強盜罪を犯したる者も亦再犯に陷り易く、而も其再犯の大部分が盜罪なり。

（三）其他

詐欺は同罪の前科ある者にして再犯に陷りたる者合計一〇名なるが其中同一罪を累ねたる者四名なり。

恐喝は同罪の前科ある者にして出所後再び罪を犯したる者二名中一名が同一罪を累ね居れり。

放火、私文書僞造行使、傷害致死は何れも同罪の前科ある者にして、再び罪を犯したる者各一名なるが、其累犯者は悉く前犯と同一罪を累ね居れり。

第四項　刑期と累犯の關係

一、懲役刑假釋放者の入所當時の刑期は三月以上八年以下なるが入所當時の刑期と員數を示さば

六月以下	六〇人
一年以下	一八二人
一年六月以下	四六人
二年以下	四五人
二年六月以下	四〇人
三年以下	七一人
三年六月以下	九人
四年以下	五一人
五年以下	九一人
六年以下	一五人
七年以下	一六人

八年以下	七人

なり、

二、累犯者に對する累犯刑期は四月以上七年以下にして其刑期と員數を示さば

六月以下	四人
一年以下	三三人
一年六月以下	一七人
二年以下	六人
二年六月以下	二人
三年以下	二人
三年六月以下	一人
四年以下	〇人
五年以下	三人
六年以下	一人
七年以下	四人

なり、

三、右累犯者の前刑刑期と累犯刑期とを比較し累犯刑期が前刑刑期より輕かりし者の割合は

昭和九年釋放者	六八・〇〇%
同十年釋放者	四〇・七四%
同十一年釋放者	二七・二七%
同十二年釋放者	二七・二七%
平均	四〇・八二%

なり、

四、假釋放者の刑期と累犯率とを見れば

六月以下	七・五六%
一年以下	一九・一九%
一年六月以下	二二・〇八%
二年以下	四・一七%
二年六月以下	一〇・二一%
三年以下	六・六九%
三年六月以下	二二・五〇%
四年以下	一八・四一%
五年以下	七・九八%
六年以下	一六・六六%
七年以下	六・二五%
八年以下	〇%

にして六月以下の刑期の者に累犯率低きは總釋放者に付て述べたると同樣注意すべき點なりと思料せらる。

第五項　犯罪原因と累犯の關係

一、假釋放者の犯罪原因と累犯の調査も身分帳と再入簿の記載によりたるものなるが、其原因は二十八種に分れ居れども、十名以上の犯罪者に共通したる犯罪原因の一覽表を作れば左の如し、

釋放年度	昭計九年	同十年	同十一年	同十二年	合計
利欲	四四人	六〇人	五四人	八一人	二三九人

矯正図書館所蔵

	貧困	憤怒	懶惰	酒色	過激思想	出来心	疾苦	怨恨	女色	酒	合計
	三〇	一五	七	七	二	七	三	六	四	四	二八
	一七	七	三	三	二	五	二	一	三	三	二四
	二六	一四	九	二	三	五	一	六	二	一	一三
	四〇	一三	二	一六	八	一	三	四	五	四	一九五
	一〇三	四九	二九	三七	二四	一八	一七	一七	一四	一二	五六九

二、而して右の原因によりて犯罪者となりたる者が出所後再び犯罪を累ねたりや否を標準として犯罪原因と累犯とを取調ぶれば累犯を生せざりし者は

（一）家庭不和　（二）自暴自棄
（三）営業失敗　（四）食慾
（五）兄弟愛　（六）嫉妬
（七）輕卒　（八）義俠
（九）任俠　（十）公憤

の十種なり、次に累犯を出したる犯罪原因にして累犯率高きものより之を挙れば

（一）嫉妬　五〇・〇〇%
（二）懶惰　四七・九六%
（三）射倖心　二五・〇〇%
（四）誘惑　二五・〇〇%
（五）不用意　二五・〇〇%
（六）疾苦　二五・〇〇%
（七）酒　二〇・八三%
（八）貧困　一三・一〇%
（九）失業　一二・五〇%
（十）利欲　九・〇六%
（十一）憤怒　八・九三%
（十二）友誼　八・三三%
（十三）酒色　六・二五%

の順序となり假釋放者の場合は第一章第六項に於て述べたる總釋放者の場合と異なる處多きは注意すべき點なり。

三、累犯者の累犯原因は半數に減じ十四種なるが、利欲又は懶惰を原因としたる者多きは初犯者の犯罪原因と同一なれども其餘のものに付ては必ずしも同一ならず、今各年度釋放の累犯總數の百分比を求め四年間を平均したる數に依て主なる累犯原因を示さば

利欲	二七・三七%	嫉妬	三・〇一%	印刷工	（二一七人）
貧困	二一・三六%	疾苦	二・二二%	（四）麻工	（七二人）
懶惰	一五・〇八%	刑餘ノ不信用	一・八五%	（五）木工	（三九人）
遊興	六・八二%	誘惑	一・〇四%	（六）裁縫工	（三〇人）
女色	四・五五%			（七）莫大小工	（二六人）
憤怒	四・三六%			（八）機織工	（二二人）
怨恨	三・二二%			（九）鍛冶工	（一七人）
				（十）耕耘	（一一人）

の十種なり。

二、而して右の作業中累犯を出さざりし作業は莫大小工のみなり、其餘の作業に對する平均累犯率は

（一）機織工	二三・七五%	（三）裁縫工	一七・〇四%
（二）印刷工	一九・八一%	（四）麻工	一五・〇〇%
（三）裁縫工	一七・〇四%	（五）鍛冶工	一四・五八%
（四）麻工	一五・〇〇%	（六）常傭夫	一二・八四%
（五）鍛冶工	一四・五八%	（七）木工	一二・四二%
（六）常傭夫	一二・八四%	（八）耕耘	八・三三%
（七）木工	一二・四二%	（九）紙工	二・四二%
（八）耕耘	八・三三%		
（九）紙工	二・四二%		

となりて總釋放者に付て述べたると同樣に紙工の累犯率極めて低きは注意すべき點なりと思料せらる。

第七項　作業賞與金と累犯の關係

一、假釋放者の作業賞與金も出所の際交付を受けたる金額を基

嫉妬　三・〇一%
疾苦　二・二二%
刑餘ノ不信用　一・八五%
誘惑　一・〇四%

となり利欲、貧困、懶惰を原因として累犯の行はるゝこと多きは總釋放者の場合と同樣なり。

五、累犯者の累犯原因と前犯原因とを比較するに兩者同一ならざる者多きも利欲、懶惰、貧困、酒色、憤怒の五種は前犯後犯同一なるものあり、即ち四年間を通じ

（一）初犯原因利欲なりし者にして出所後再び罪を犯したる者合計二〇名中同一原因に依て累犯者となりたる者九名にして其率四五%なり。

（二）初犯原因懶惰なりし者にして罪を累ねたる者九名中同一原因に依りて累犯者となりたる者六名其割合に於て六七%強なり。

（三）貧困は五名中二名にし四〇%なり。

酒色、憤怒は再犯者各一名なるが何れも前犯と同一原因なり。

第六項　作業の種類と累犯の關係

一、本調査も亦假釋放者が入所中に課せられたる主なる作業と累犯の關係を調査したるが、四年間を通じて十名以上の釋放者を出したる作業は

（一）紙工　（一二九人）
（二）常傭夫　（一二七人）

矯正図書館所蔵

本として調査したるものなるが、其一覧表を作成すれば左の如し。

金額	昭和九年同十年釈放者	同十年釈放者	同十一年釈放者	同十二年釈放者	合計
無	人 一三	人 一三	人 一三	人 一三	人 七二
五圓以下	三	三八	二四	五四	一三八
二十圓以下	八	三三	二七	三八	一二五
五十圓以下	五五	二九	三二	二七	一四三
百圓以下	二九	一六	二二	四二	一〇七
百五十圓以下	六	七	一四	一四	三八
二百圓以下	三	一	三	四	一〇
二百五十圓以下	三	〇	一	三	六
三百圓以下	〇	〇	〇	二	二
三百五十圓以下	〇	〇	〇	〇	二
四百圓以下	〇	〇	〇	一	二
合計	一三六	一三五	一四四	二八	六三三

右表の如く假釋放者に付ても賞與金五圓以下の者最も多し二、而して之等の作業賞與金の交付を受けて出所したる者四年間の平均累犯率を求むれば

賞與金無かりし者	五・七七%
同　五圓以下の者	一五・七五%
同二十圓以下の者	一六・四〇%
同五十圓以下の者	一二・三四%
同百　圓以下の者	一一・三六%

同百五十圓以下の者　一一・六九%
同百五十圓を超ゆる者　〇%

となり五圓十錢以下二十圓以下の者の累犯率最も高く賞與金無かりし者の累犯率比較的低し。

第八項　行刑成績と累犯の關係

一、假釋放者の大多數が「改悛情有」との認定を受くべきは當然のことながら、四年間の懲役刑假釋放者總數六三三名中右の認定を受けたる者は五六六名の多數に上り「改悛情稍有」との認定を受けたる者五一名「改悛情認難」との認定を受けたる者一三名「改悛情無」との認定を受けたる者三名にして其累犯有七三名中「改悛情有」との認定を受けて出所したる者五八名「改悛情稍有」との認定を受けし者一三名「改悛情認難」「改悛情無」との認定を受けし者一名なり。

惟ふに改悛情無き者に假釋放の許可有るべき理無きを以て右の如き「改悛情稍有」「認難」「無」との認定を受けながら、假釋放の恩典に浴したる者絶無なるべし、然るに右の如き認定ありたる旨の身分帳の記載は假釋放當時の認定に非ざるべく、從つて行刑成績の如何と累犯との關係に付ては考察の餘地なかるべし。

第九項　累進處遇令に依る級別と累犯との關係

一、懲役刑假釋放者六三三名中累進處遇令の適用を受けたる者は三九三名なるが、其級別と員數とを示さば左の如し

釋放年度＼級別	一級	二級	三級	四級	除外	合計
昭和九年	人 六九	人 二九	人 一三	人 二	人 二三	人 一三六
同十年	四四	二二	一〇	一	五九	一三五
同十一年	五五	三	一〇	〇	五七	一四四
同十二年	七八	二九	八	三	一〇二	二八
合計	二四六	一〇二	四一	五	二四〇	六三三

二、而して右級別と累犯率を見れば四年間を平均して

一　級	一三・八五%
二　級	五・三〇%
三　級	七・五〇%
四　級	〇%
除　外	一七・三四%

となり一級者の累犯率高く四級者の累犯率低きは注意を喚起せられたり。

第十項　保護と累犯との關係

一、本調査も亦第一章第十一項に於て述べたる如く身分帳又は再入簿の記載によりて取調べたるものなるが、單獨出所者は滿期出所者と異り其數少しと雖四年間に合計一一名ありて中四名が再犯者となり居れり。

二、保護者ありたる者に付き其保護と累犯の關係を見れば、四年間を通じて再犯者

親　兄弟姉妹	一三〇名中　一五名
保護會　保護會	一一七名中　一八名
妻　妻	一一四名中　四名
親戚　親戚	五九名中　五名
知人　知人	三九名中　四名
子　子	一五名中　無
雇主人　雇主人	九名中　無
友人　友人	三名中　無
妾　妾	二名中　無

一三四名中　二二名

となり、而して其平均累犯率は

親	一六・八一%
保護會	一四・九一%
兄弟姉妹	一三・一六%
知人	一三・一一%
親戚	九・二七%
妻	四・九〇%
子	〇%
雇主人	〇%
友人	〇%
妾	〇%

なり。

第十一項　累犯者の累犯入所迄の職業竝に該職業と作業との關係

一、假釋放者の職業に付ても無再犯者の職業を知ること能はざ

矯正図書館所蔵

るに依り、職業と累犯の關係を調査することを得ず、從て只累犯者のみに付て出所後の職業を取調べ更に進んで其職業と前刑作業との同異を調査したるが、累犯者にして職業無かりし者は

昭和九年釋放者　八名
同　十年釋放者　一五名
同十一年釋放者　二名
同十二年釋放者　六名

合計三一名なり、而して昭和十一年以後の假釋放者の累犯者に無職の者甚しく減少したりと雖累犯者總數に對する割合を平均すれば四〇・四〇%となり、其率未だ低しと云ふことを得ざるべし。

二、累犯入所迄に職業有りたる者に付ては累犯總數の四割五分強乃至六割七分弱なるが、其職業は種々雜多なるを以て職人、職工、土工人夫、行商、外交、其餘の商業、會社商店雇人、其他の九種に分して調査したるが職人最も多く會社商店雇人、職工、人夫土工、商業の順序なり。

三、之等有職者にして前刑作業と同一又は類似の職業に從事し居りたる者は極めて少數にして僅に四名に過ぎず、然も此同一又は類似が前刑作業に依りて習得したる技能を利用して職業を求めたるものなるか、或は前刑入所迄の職業に復歸したるのみなるか、明ならざることは第一章第十三項に於て述べたるが如し。

昭和十六年刑政年報

（自一月至十月）

一月

一日 司法部内ニ於ケル判任文官、同待遇者並國庫ヨリ給料又ハ手當ヲ受クル囑託員、雇員及傭人ヲ以テ司法部政府共濟組合組織セラル（昭和十五年勅令第八二七號政府職員共濟組合令及昭和十五年司法省令第九三號司法部政府職員共濟組合規則施行）

六日 銓衡任用ノ範圍ヲ擴大セル文官任用令中並奏任文官特別任用令改正（勅令第三號並第五號）身分保障制度ヲ撤廢セル文官分限令中改正（勅令第九號）及適材適所主義ニ依ル人事交流ヲ期シ行政外交兩科ノ試驗ヲ統合セル高等試驗令中改正（勅令第一號）等官吏制度改革ニ關スル九勅令公布施行

八日 戰時道德昂揚ノ爲メ東條陸相ハ「戰陣訓」ヲ全軍ニ示達ス

十三日 昭和十五年勅令第五二五號臨時家族手當支給令ニ依ル司法部内臨時家族手當支給規程制定（訓令第六〇號）昭和十五年十月一日ヨリ適用（會計課長通牒會甲第六二號臨時家族手當支給規程施行方ニ關スル件）

二十一日 第七十六帝國議會再開

米麥等主要食糧農産物ノ買入賣渡等需給統制事務ヲ掌理スル爲「農林大臣ノ管理下ニ」食糧管理局ヲ設置（勅令第六三號食糧管理局官制）

二十五日 民間防犯團體ヲ隣組ヲ最下部組織トシテ積極的ニ結成セシメ之ヲ一署一協會ニ統合シ更ニ中核機關ヲ設置シテ其ノ指揮統一ヲ圖リ眞ノ防犯帝都實現ニ邁進スル爲メ警視廳ハ管下各署ニ通牒ヲ發シ之ガ結成並强化ヲ慫慂セシム

三十日 内務省ハ全國經濟保安課長會議ヲ開催、經濟事犯ニ對スル硬軟兩面ノ取締方針ヲ決定ス

三十一日 司法官生活四十年泉二新熊氏停年退職、首席部長長島毅氏大審院長ニ補セラル

二月

八日 近衞首相衆議院豫算總會ニ於テ翼賛會ノ性格ヲ闡明ス

十一日 紀元ノ佳節ニ當リ全國優良保護團體ニ御内帑金下賜ノ御沙汰アリ司法大臣官邸ニ傳達式ヲ擧行拜受團體二三二ニ及ブ

同日假出獄ノ恩典ニ浴シタル者全國ヲ通ジ二百名

十三日 少年受刑者ニ對スル教育ノ適正ヲ期スル爲メ少年刑務所教務課ニ教育主任ヲ設置ス（行刑局長通牒行甲第一九四號、昭和十年十一月行刑局長通牒行祕甲第二〇五號ノ二刑務所事務分掌及刑務官會議ニ關スル規定改正ノ件中追加）

十四日 刑務職員ノ赴任旅費改定（增額）昭和十五年十二月一日以後ノ旅行ニ適用（司法次官依命通牒行甲第二〇三號移轉料等支給ニ關スル件中改正）

矯正図書館所蔵

關スル件）

十五日 副看守長制度新設ニ伴ヒ新任者四十四名ヲ招集シ刑務協會ニ第一回特別練習所ヲ開設ス（二週間）

二十日 廣島少年審判所並同少年院新設、東京大阪兩少年審判所管内保護區擴張（勅令第一三三號矯正院官制中改正、勅令第一三四號大正十一年勅令四八八號少年審判所設置ノ件中改正）

昭和十五年十二月二十四日行甲第一五八六號不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ釋放ノ件依命通牒及少年考査制度ノ運用ニ關シ少年刑務所長協議會ヲ司法省ニ開催ス

三月

二日 帝國議會審議ヲ終リ休會ニ入ル

四日 朝鮮總督府豫防拘禁ニ關スル法令公布、三月十日（三月三日公布法律第一九號）施行（勅令第二〇五號）

二十四日 國防保安法、改正治安維持法等第七十六議會通過重要法律實施準備ノ爲臨時司法長官會同ヲ本省ニ開催（三日間）

二十七日 神兵隊事件ノ幹部タリシ前田虎雄等三十名ニ係ル第二神兵隊事件ハ豫審終結東京刑事地方裁判所ノ公判ニ附サル

三月中 看守ノ教養ニ資スル爲メ控訴院所在地刑務所ニ管内刑務所推薦ノ優秀看守ヲ招集シ一週間ニ亙リ刑務官講習所ヲ開設ス

四月

一日 豫算節減ノ爲監獄職員定員中藥劑師六人教誨師二人作業技手二人及看守四〇一人ヲ減員（司法省令第一九號、大正十一年司法省令第二五號中改正ノ件）

恩給法上副看守長ハ同法第二十三條ノ警察監獄職員トシテ取扱ハル（三月三日法律第十三號恩給法中改正）

初等教育ノ劃期的改編國民學校制度實施（三月一日勅令第一四八號小學校令改正、三月十四日文部省令第四號小學校令施行規則改正）

陪審法中改正法律（三月十二日法律第六四號）施行（勅令第三〇四號）

陸海軍軍法會議法中改正法律（二月二十八日法律第八、九號）施行（勅令第三三二、三三四號）

三日 獨逸法律聯盟主催國際法律會議伯林ニ開催十三箇國代表（日本參加）參集協議ノ結果新秩序ニ即シテ國内法並國際法ノ改革ヲ期スヘク常設的「國際法律會議」誕生ス

四日 代用監獄留置人費額一人一日ニ付十八錢ヲ二十錢ニ改ム（司法省令第二十七號、明治三十五年司法省令第四號中改正）

新法律施行準備ノ爲臨時思想實務家會同ヲ本省會議室ニ開催ス（二日間）

九日 刑務職員ノ赴任旅費改定、（支給範圍擴張）四月一日以後ノ旅行ニ適用（司法次官通牒行甲第五七六號移轉料等支給ニ關スル件）

陸軍監獄官制中改正（勅令第四〇八號四月十日施行）

十日 黨再建中相剋ノ結果同志ヲ監禁慘殺セル宮本顯治等十三名ニ係ルリンチ共産黨事件ニ付

東京刑事地方裁判所ハ宮本外三名ヲ除ク九名ニ對シ判決ヲ宣告ス

十四日 司法部經濟實務家會同三日間法曹會館ニ開催、諮問事項「經濟統制關係法令ノ改正ニ伴ヒ裁判並檢察上考慮スベキ事項如何」

十五日 司法省所管全國地方長官會議内務省會議室ニ開催、柳川法相ハ國防保安法並改正治安維持法ニ就キ當局ノ方針ヲ明カニシ改正法律實施ニ依ル經濟統制强化ニ伴フ經濟事犯ノ處罰取締ニ非違ナキヲ期スベキ旨ノ訓示ヲ行フ

文部省ハ地方長官宛「禮法」ヲ通牒

十七日 少年保護協會主催司法省後援下ニ

第十九回少年保護記念日ヲ催シ記念式典ヲ擧ゲ諸行事ヲ實施シテ少年保護思想ノ普及徹底ヲ圖リ國民一般ノ眞摯ナル協力ヲ求ム

十八日 昭和十五年十月施行第五回國勢調査ノ結果帝國總人口一億五百二十二萬六ヨリ施行（勅令第一六六號豫防拘禁所官制、第一六七號豫防拘禁委員會官制）

五日 昭和十六年度歳入歳出總豫算及追加公布

總豫算額

六、八六三、二六一、二一〇圓

追加額

一、一三一、八四九、四二三歳入

刑務所收入

二二、九八七、七八〇歳出

刑務費

二七、三六七、五五四

刑務官練習所補助費

一四、二五〇

臨時刑務費

二、一八七、五一七

追加刑務費

七八、三三四

六日 地久節ニ付臨時在監者（女）ノ就業ヲ免セラル

七日 少年考査官ハ何レノ課ニモ屬セズ直接刑務所長ノ命ヲ承ケ少年受刑者ノ性格智能及適性調査ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ルコトニ定メラル（訓令行甲第三五一號、昭和十年十一月訓令行祕甲第二〇五號刑務所事務分掌及刑務官會議ニ關スル規定中改正）

高度國防經濟ノ建設ニ不可缺ノ要件タル勞務ノ配置ヲ完璧ナラシムル爲メ國民勞務手帳法公布（法律第四八號）

十日 治安維持法改正法律公布（法律第五四號）改正ノ要點ハ刑罰規定ノ整備强化、刑事手續ニ關スル刑事訴訟法ノ特則ノ規定（檢事强制捜査權。二審制度等）及詭激思想ニ對スル豫防拘禁ノ創設等

十五日 大審院ハ神兵隊事件第一一六回公判ヲ開廷シテ全被告ニ判決ヲ言渡シ、其實害ナカリシコト、動機原因目的ニ諒スベキモノアルコト及發生後ニ於ケル内外事情ニ著シキ變更アリタルコト等ノ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除ス

十八日 刑務職員ノ宿直又ハ徹夜勤務者賄料增額改定（訓令及行刑局長依命通牒）行甲第四二一號

二十日 刑法中改正法律（三月十二日公布、法律第六十一號）施行（勅令第二二三號）

改正ノ要點ハ總則ニ於テ勞役場留置期間ヲ延長シ、沒收ノ範圍ヲ擴張シタルコト並各則ニ於テ公務執行妨害罪ノ章下ニ新ニ二箇條ヲ加ヘ、新ニ安寧秩序ニ對スル罪ノ章ヲ設ケ賄賂罪ニ關スル規定ヲ擴充强化シタルコト等

國家總動員法中改正法律

矯正図書館所蔵

千百一人ト發表

二十一日 全國警察部長會議開催、（第二日岩村檢事總長所管事項ニ付訓示ス）

二十五日 靖國神社臨時大祭ニ付諸官員ニ休暇ヲ賜リ臨時全國在監者ノ就業ヲ免セラル

二十六日 少年考查官專任四人ヲ三人ニ副看守長二〇四人ヲ一八三人ニ減員（勅令第四九〇號監獄官制中改正）

二十九日 天長節ニ當リ假出獄者二〇一名

三十日 恩給法第二十三條ノ規定ニ依ル警察監獄職員ニ當分ノ間臨時手當ヲ給シ得ルコトニ定メラル（勅令第五二〇號、四月以降分ヨリ適用）

五月

一日 陸海軍軍人軍屬違警罪處分例中改正（法律第八四、八五號）並陸海軍監獄令中改正（勅令第五三四、五三五號）

六日 全國刑務所長會同五日間司法大臣官邸ニ開催、第一日ハ作業統制ニ關シ控訴院所在地所長ニ限リ協議會ヲ開キ、第二日以後本省諮問案（現下ニ於ケル收容者ノ敎化ニ付特ニ考慮スベキ點如何及時局ニ鑑ミ收容者ノ食糧對策如何）並各所提出ノ協議事項ニ付檢討

十日 三月七日公布法律第四十九號國防保安法施行（勅令第五四一號、第五四二號國防保安法施行令）

十五日 治安維持法改正法律施行（勅令第五五三號）豫防拘禁制度實施關係法令

司法省官制中改正（勅令第五五六號）

豫防拘禁所官制（勅令第五五七號）

豫防拘禁委員會官制（勅令第五五八號）

豫防拘禁所ノ名稱及位置（司法省告示第一八號）

豫防拘禁委員會ノ名稱及設置場所（同告示第一九號）

豫防拘禁手續令（司法省令第四九號）

豫防拘禁處遇令（同省令第五〇號）

十九日 少年審判所長、保護觀察所長、矯正院長會同ヲ三日間司法大臣官邸ニ開催諮問事項「時局下司法保護ノ重要性ニ鑑ミ更ニ其ノ實績ヲ向上セシムル爲特ニ考慮スベキ事項如何」

二十三日 英國系スパイノ首魁元英國海軍大尉ヴインセント、ピータースニ係ル軍機保護法違反事件ハ上告棄却懲役五年ノ原審判決確定

二十六日 全國控訴院長、檢事長、地方裁判所長、檢事正、及辯護士會長、五日間ニ亙リ司法大臣官邸、刑務協會及法曹會館ニ種別ニ會同シ時局下司法部諸問題ニ付協議ス

檢事正協議事項ハ

一、檢察指揮權ノ確立ニ付此際特ニ考慮スベキ事項如何

一、少年犯罪ノ現狀ニ鑑ミ之ガ對策ニ付考慮スベキ事項如何

六月

一日 司法省所管內國旅費支給額改定實施（會甲第三四八七號、訓令次官依命通牒及會計課長通牒）

三日 司法保護研究所主催司法省後援下ニ

優秀實務家ノ養成ヲ目的トスル第三回全國司法保護委員講習會五日間芝公園內

日本女子會館ニ開催、受講者六十一名

行政事務刷新ヲ目的トシ「許可認可事務簡捷化ニ關スル件」閣議決定

六日 十四年前ノ八萬圓詐欺犯人柘植利兵衞時效完成後名古屋鍋屋署ニ逮捕セラル

全國刑務所戒護課長會同二日間刑務協會第一集會室ニ開催、行刑局長提出ノ「逃走防止ニ關スル對策如何」及「防空ニ關スル對策如何（例ヘバイ）（警備ロ）（避難ハ）（施設）」ノ二項目ニ付協議ス

十六日 大政翼贊會第一回中央協力會議開催

十七日 思想對策協議會設置閣議決定

十八日 裁判所、刑務所、少年審判所、保護觀察所、矯正院、豫防拘禁所等ヲ網羅スル全國司法會計主任會同三日間法曹會館ニ開催、本省提出ノ左ノ諮問事項ニ付協議ス

一、會計事務ノ敏速ヲ期スル方法如何

二、物資配給ニ關シ考慮スベキ事項如何

三、豫算上ノ措置ニ依ラズシテ判任官以下職員ノ待遇ヲ改善スベキ方法如何

四、不正行爲防遏ノ方法ニ付考慮スベキ點如何

二十三日 中華民國主席行政院長汪精衞氏ノ入京ニ當リ近衞首相共同聲明ヲ發表

七月

一日 昭和十五年法律第一〇五號國民優生法ノ一部施行（勅令第六八〇號、第六八一號國民優生法施行令）

四日 受刑者ニ未墾地ヲ開墾セシメ食糧增產ニ寄與スル爲作業技手二名、看守二十名、定員增員 司法省令第六九號、大正十一年省令第二五號中改正）

十七日 志願者ノ激減ニ依ル採用難緩和ノ爲看守採用規則（明治二十六年十二月內務省訓令第二六號）ノ特例ヲ設ク（訓令行甲第一、一五四號）

十八日 近衞內閣總辭職シ第三次近衞內閣成立、司法大臣ハ首相兼攝

十九日 第三十三回刑務官練習所卒業式擧行卒業者五八名

二十五日 檢事總長岩村通世氏司法大臣就任

二十九日 東京控訴院檢事長松坂廣政氏檢事總長ニ補セラル

三十日 行刑局長金澤次郎氏東京刑事地方裁判所檢事正ニ轉出シ新局長ニ行刑ノエキスパート前橋地方裁判所檢事正正木亮氏就任

八月

八日 新判例（昭和十六年（れ）第七八七號、大審院第四刑事部

犯罪後ノ法律ニ依リ勞役場留置期間ガ變更セラレタル場合ハ刑ノ變更アリタルモノト爲スヲ得ザルモ尙之ニ準スヘキモノトシテ刑法第六條ノ趣旨ニ從ヒ新舊法ヲ比照シ有利ナル規定ヲ採擇適用スベキモノトス

十一日 在監者ニ給與スヘキ菜代ハ一人一日五錢ヲ八錢ニ改ム（司法省令第七四號監獄法施行規則中改正）

十五日 司法部內臨時手當支給規程制定、四月一日ヨリ適用（訓令行甲第九四三號）

支給範圍ハ實收月額百五十圓ヲ起エザル者、

支給額ハ十五圓ヲ超エ又ハ七圓ヲ下ラザル範圍內ニ於テ俸給月額ノ一割五分ニ相當スル金額トス

二十一日 豫防拘禁委員會ノ名稱及位置（司法省告示第一八號）

豫防拘禁委員會ノ名稱及設置場所（同告示第一九號）

豫防拘禁手續令（司法省令第四九號）

豫防拘禁處遇令（同省令第五〇號）

十九日 少年審判所長、保護觀察所長、矯正院長會同ヲ三日間司法大臣官邸ニ開催諮問事項「時局下司法保護ノ重要性ニ鑑ミ更ニ其ノ實績ヲ向上セシムル爲特ニ考慮スベキ事項如何」

二十三日 英國系スパイノ首魁元英國海軍大尉ヴインセント、ピータースニ係ル軍機保護法違反事件ハ上告棄却懲役五年ノ原審判決確定

矯正図書館所蔵

クル檢事正ヲ刑事局長ノ下ニ招集シ大臣官邸ニ思想事務打合會ヲ開催ス

二十五日 東京刑事地方裁判所ハ紫山塾頭本間憲一郎等九名ニ係ル親英重臣襲撃陰謀事件ニ付第二十回公判ヲ開キ判決ヲ宣告ス

九月

五日 岩村法相就任後最初ノ司法長官（控訴院長、檢事長）會同催サル

十三日 戰時態勢下ニ於ケル國内治安ヲ確保シ適法精神ノ昂揚ヲ圖ル爲司法保護協會主催、司法省後援ノ下ニ第十七回司法保護記念日ヲ催シ記念式典ヲ擧ゲ功勞者ノ表彰ヲ行ヒ其他ノ諸行事ヲ實施ス

十九日 三宅正太郎氏大審院部長轉出ニ伴ヒ大審院部長大森洪太氏司法次官ニ就任

二十四日 東京區裁判所檢事局ハ内閣印刷局等ノ紙屑拂下ニ關シ談合請負ヲ爲セル製紙原料商十數名ニ對シ改正刑法ニ依ル初檢擧ヲ斷行關係者十二名ヲ入札妨害罪トシテ起訴公判ニ附ス

本年度豫算ヲ一三億二千三百萬圓節減ト閣議決定

三十日 本日現在全國受刑者數男三八、一二七 女六〇五 合計三八、七三二、在監總人員男四二、八七〇 女七七〇 合計四三、六四〇ニシテ昨年同月末ニ比スレバ受刑者數男女合計ニ於テ一、一三二在監總人員男女合計ニ於テ一三三〇ノ增加

十月

一日 青年學校令ニ準據セル少年行刑錬成規程（訓令行甲第一四八六號）及改正少年行刑教育令（訓令行甲第一六一八號）實施

少年刑務所收容區分改正ヲ實施シ少年準少年ヲ分隔ス（訓令行甲第一四三〇號）

國民勞務手帳法施行（勅令第七〇三號、第七〇四號 國民勞務手帳法施行令）

三日 司法保護委員事務局長會同二日間司法大臣官邸ニ開催、諮問事項「從來ノ實績ニ鑑ミ司法保護委員制度ノ運營ニ付特ニ考慮スベキ具體的方策如何」

十日 少年刑務所長會同、少年行刑錬成規程並改正少年行刑教育令ノ實施運營ニ關シ協議ヲ遂ゲル爲大臣官邸會議室ニ開催

十二日 本年度第二次防空訓練開始

十六日 國防並勞務動員ノ急迫セル趨向ニ應ゼンカ爲臨時措置トシテ大學專門學校等ノ在學年限又ハ修學年限ノ臨時短縮ニ關スル勅令公布（第九二四號）

十八日 近衞内閣總辭職シ東條英機前陸相ヲ首班トスル新内閣成立、司法大臣ハ岩村前法相留任

靖國神社臨時大祭ニ付諸官員ニ休暇ヲ賜リ臨時全國在監者ノ就業ヲ免セラル

二十三日 東京控訴院ハ休職東大教授河合榮次郎氏等ニ係ル出版法違反事件ニ付第二十五回公判ヲ開廷第一審ヲ覆シ有罪判決（罰金）ヲ宣告ス

二十九日 臨時議會召集ノ詔書公布（十一月十五日召集、會期五日間）

三十日 全國各府縣警察ノ名刑事ガ苦心ノ體驗ヲ語ル第二回刑事鑑識研究發表會、各大學法醫學教授並全國代表五十三名參集内務省大會議室ニ開催

刑事關係文献（自一月至十月）

單行本の部

全體主義的刑法觀
……仲 勝 雄〔大同書院 一、三〇〕

道義と刑事法（日本法理叢書第四輯）
……安平政吉〔日本法理研究會、三〇〕

罪刑法定主義の日本法理的展開（日本法理叢書第五輯）
……久禮田益喜〔日本法理研究會、三〇〕

刑法の常識
……江家義男〔千倉書房 一、三〇〕

刑法研究（第九卷）
……牧野英一〔有斐閣 四、三〇〕

刑法各論、刑事補償法、軍刑法、治安維持法（第二次新法學全集第二十四卷）
……木村龜二、瀧川幸辰、日高已雄、池田 克〔日本評論社〕

戰爭と犯罪（司法資料第二六七號）
……エクスナー著 公文彪外一譯〔司法省調査部非賣〕

常習犯手口分類考（上下）
……南波本三郎〔松 華 堂 上、三、〇〇 下、三、八〇〕

統制經濟諸法規逐條解說
……長島忠信〔久野書店 五、〇〇〕

經濟統制法令質疑回答並判決例
……司法省刑事局編纂〔法曹會 一、三〇〕

統制違反と經濟刑法
……坂本英雄〔巖 松 堂 一、三〇〕

經濟統制判例集
……庵 公平 神宮加壽美〔法律新報社 四、〇〇〕

改正國家總動員法解說
……笠井秀夫〔東洋書館 八〇〕

改正國家總動員法
……鷲山半之助〔新光閣 一、一〇〕

國防保安法解說
……西島芳二〔新光閣 一、三〇〕

國防保安法關係法令逐條便覽並釋義
……寺澤 晉一〔法文社 三、三〇〕

防諜關係法令集
……中尾文策譯〔司法省調査部、非賣〕

改正刑法要義
……大竹武七郎〔松 華 堂 一、三五〕

第七十六議會法律全集
……小畑虎之助編〔農村經濟調査局 一、五〇〕

……草野豹一郎〔巖 松 堂 四、八〇〕

刑事訴訟法講義第一卷
……垂水克己〔東山堂書房 三、五〇〕

刑事訴訟法解說
……大竹武七郎〔松 華 堂 三、八〇〕

名判官物語
……小山松吉〔中央公論社 三、八〇〕

裁判の創造性原理
……中島弘道〔岩波書店 四、〇〇〕

日本檢察法論 上卷
……佐々波與佐次郎〔有斐閣 四、五〇〕

新監獄學——行刑を基點として考察したる自由刑
……正木 亮〔有斐閣 四、五〇〕

各國現行行刑制度（司法資料第二六九號）
……中尾文策譯〔司法省調査部、非賣〕

司法保護事業概說
……森山武市郎〔常盤書房 一、五〇〕

斷種法
……藤本 直〔岩波書店 三、五〇〕

刑事倫理學の研究
……佐々木英夫〔寶文館 五、八〇〕

刑事判例研究（第五卷）

矯正図書館所蔵

定期刊行物の部

司法の新體制
……泉二新熊〔法曹 一九、一〕

新體制下の新法律學
……牧野英一〔自研 一七、三―一〇〕

國防國家の原理
……木村龜二〔理想 一二八〕

非常時立法としての刑罰法規の強化
……牧野英一〔法時 一三、三〕

非常時立法の第五期
……牧野英一〔評論 一六、五〕

新ドイツの司法の特質
……齋藤英夫〔法學 一〇、四、一七、〕

高度國防刑法の概觀
……泉二新熊〔新聞 四七一〇―四七二〕

戰時におけるナチス・ドイツの刑事諸立法
……市川秀雄〔新報 五一、八―一〇〕

我國司法を如何に改革すべきか
……安藤守義〔法公 四五、八、九、〕

家族主義と刑法
……牧野英一〔法時 一三、二、〕

刑法の遡及效と追及效
……尾後貫莊太郎〔法論 一九、五、〕

スイス新刑法典總則正文
……佐瀬昌三・栂津兼良英譯〔志林 四三、九、〕

日本刑法の歷史的發展
……小野清一郎〔國家 五五、九、〕

新體制確立過程に於ける少年、準少年犯罪
……坂上重守〔新聞 四六四四―四六五〕

我國の犯罪統計の歷史的考察
……司法省調査部〔法曹一九、三四、六、〕

晩近の少年犯罪に就いて
……不破武夫〔法政 二、二、〕

犯罪の實質的本質――日本的刑法理論の提唱
……坂上重守〔新聞四七〇〇―四七〇四〕

日本固有法論と經濟法論
……牧野英一〔自研 一七、一、〕

新體制と經濟法
……牧野英一〔統經 三、一、〕

經濟統制とその違反
……坂上重守〔新聞 四六五五、〕

統制經濟法違反の性質
……牧野英一〔警研 三、一、〕

違法の認識と經濟事犯
……瀧川幸辰〔公法 七、二、〕

判例より見たる經濟刑法概說
……坂本英雄〔法論 一九、五、〕

法と道德と犯罪――經濟事犯の性格
……瀧川幸辰〔大新 八五六、〕

經濟違反の性質
……溝淵增已〔警研 三、六、〕

經濟刑法と違法の意識
……小野清一郎〔法協 五九、六、七、〕

經濟刑法に關する若干の問題
……岸 盛一〔警研 三、六、七、九、〕

國防刑事法に於ける經濟犯の意義
……安平政吉〔統經・臺報 二、五、三〇七、〕

經濟事犯と刑法總則――擴張解釋の限度と違法性
……伊部榮治〔大新 八五五、〕

經濟事犯の違法と責任
……瀧川幸辰〔統經 三、二、〕

經濟統制罪に關する法律上の諸問題――判例を中心とする經濟統制罰の研究
……田中二郎〔法協 五九、一〇、〕

經濟事犯に關する法律上の諸問題
……定塚道雄〔統經 三、四、〕

國家總動員法の强化について
……內田源兵衞〔法時 一三、五、〕

國防保安法の意義
……木村龜二〔改造 二三、五、〕

國防保安法案
……牧野英一〔警研 一三、三〕

國防保安法案の檢討
……鍛冶良作〔法公 四五、三、〕

國防法の性格（刑事法）
……安平政吉〔大新 八五〇〕

國防保安法の必要性とその特質
……大竹武七郎〔警研 一三、四、〕

國防保安法の若干の檢討
……鵜藤重光〔法時 一三、五、〕

國家機密に關する罪
……大竹武七郎・志林 四三、七、〕

國防保安法概說
……金澤次郎〔警思 一四、六、一〇、〕

改正治安維持法概說
……山崎丹照〔警研 一三、三、七、〕

改正治安維持法を繞る若干の問題
……太田耐造〔法時 一三、五、〕

治安維持法は如何に改正せられたか
……太田耐造〔法新 六三―六三五、〕

改正治安維持法解說
……石橋省吾〔臺報 三一〇、〕

改正刑法に就て
……稻田喜代治〔臺報 三五、四、〕

刑法中改正法律
……牧野英一〔警研 三、四、一六、〕

刑法の一部改正について
……日沖憲郎〔法時 一三、五、〕

刑法の改正について
……大竹武七郎〔法曹 一九、五、〕

刑法中改正規定の讐見
……泉二新熊〔法曹 一九、九、〕

わが國に於ける豫防拘禁制度
……正木亮〔法時 一三、八、〕

思想犯の豫防對策
……木村龜二〔臺報 三一〇、〕

身體刑（特に笞杖刑）に對する再檢討
……野田底司〔新聞 四六五四―四六五四〕

刑事裁判の一元化――檢事の職分を豫審に統合
……竹內猛〔新聞 四六五七、〕

陪審制度の運命
……木村龜二〔改造 三三、三、〕

牧野博士の「改正刑事訴訟法」（紹介）
……市川秀雄〔法時 一三、三、〕

大審院の神兵隊事件を審判する權限の法理論に就て
……齋藤悠輔〔法曹 一九、五、〕

審級制度革新の指標
……定塚道雄〔志林 四三、八―一〇、〕

刑罰量定に於ける人的條件の關與
……植松 正〔法曹 一九、一〇、〕

犯罪概念の批判――構成要件の訴訟的意義
……島方武夫〔志林 四三、九、〕

裁判心理學の輪廓
……植松 正〔志林 四三、一〇、〕

最近ドイツ刑罰思想の展開――ナチスの新統一行刑法規
……木村龜二〔法學 一〇、五、〕

正木亮氏著「新監獄學」
……木村龜二〔法時 一三、五、〕

新監獄學の建設――正木博士の新著を讀みて
……細川龜市〔志林 四三、六、〕

正木亮 新監獄學
……團藤重光〔法協 五九、六、〕

新體制における新行刑
……牧野英一〔警研 三、七―一〇、〕

十八世紀に於けるイギリスの監獄概觀
……細川龜市〔志林 四三、八、〕

司法保護法制の指導原理――思想犯保護觀察法を基調として
……森山武市郎〔法論 一九、三、四、〕

刑事政策から社會政策へ――司法保護の新らしき展開
……市川秀雄〔大新 八六八、〕

勘當と司法保護
……稻田喜代治〔臺法 三五、九、一〇、〕

國民優生法とその文化的意義（八）――特に優生的斷種を中心として
……市川秀雄〔新報 五、五、〕

海軍の違警罪處分例中改正及び陸軍の犯罪卽決法施行と吾が卽決事務
……鹽田清之助〔臺報 三一〇、〕

非常時立法の發展――牧野英一博士著
……常盤敏太〔法時 一三、一〇、〕

安平政吉「刑事政策の新動向」（紹介）
……竹田直平〔法と 一五、一、〕

安平政吉著「刑事政策の新動向」（紹介）
……江家義男〔法時 一三、一、〕

矯正図書館所蔵

刑政所載の部

新體制と行刑の再認識……正木亮〔一、—三、〕
少年犯罪現象の特異性に付て……高橋正巳〔一、〕
少年刑務所榮養試驗食に關する成績
第一次報告……甲賀正亥〔二、〕
自由刑の本質と新監獄學——正木博士著「新監獄學を讀む」……中尾文策〔三、〕
副看守長制度解說……小川太郎〔三、〕
不定期刑に於ける解釋をめぐる諸問題……寺光忠〔四、〕
ヒーリーの犯罪心理學……高橋正巳〔四、五、〕
刑務所に就て……鳶津愛十郎、〔五、六、〕
泉二博士と刑事立法……玖波文一郎〔五、〕
犯罪少年の情意的特性……平尾靖〔六、〕
豫防拘禁所經營論……正木亮〔七、〕
豫防拘禁制度に就て……安達勝清〔七、〕
豫防拘禁所教導に就て……小川太郎〔七、〕
保安處分手續に關するリストの提案に就て……日沖憲郎〔八、〕
德川刑法における刑罰……細川龜市〔八、九、〕
少年行刑の基調と當面の諸問題……寺光忠〔九、〕
滿洲國監獄作業運營の方法——監獄特別會計運用の事務的手續……林英雄〔九—一二、〕
刑務作業に關する私見……安達勝清〔一〇、〕
○法保護の心理學的問題……平尾靖〔一〇、〕
未決拘禁と作業……中尾文策〔一二、〕
一九四〇年ナチス統一行刑法……〔一〇、一二、〕
アメリカ合衆國政府所屬刑務所に於ける社會事業……サンホード・ベーツ〔一〇、〕
アメリカ法律學會の立案せる少年矯正局法案……エドワード・キヤツス〔一二、〕
統一せられたるスイス聯邦刑法……ウオルフガング・ミツテルマイアー〔一三—一五、〕
ドイツに於ける犯罪學……ヴエルネル・ランデツカー〔六、八、九、〕
犯罪は身體的基調を有するか……ウイリアム・ビー・ツツカー〔六、〕
罪刑に及ぼす不景氣の影響……レオン・テイー・スターン〔八、九、〕
受刑者分類手續の實際的效果……ウイリアム・エリス〔一〇、〕
少年犯人に對する新處遇方策……ケネス・ウオーラン〔一二、〕

備考　各部に於ける括弧内の數字は左の通

單行本の部……定價
定期刊行物の部……卷、號（又は通し番號）
刑政所載の部……號

定期刊行物の部に於ける括弧内の略稱は左に依る

法曹　法曹會雜誌　臺報　臺灣警察時報
法時　法律時報　大新　帝大新聞
法公　法曹公論　警思　警察思潮
法政　法政研究　警研　警察研究
法協　法學協會雜誌　公法　公法雜誌
法新　法律新報　國家　國家學會雜誌
法學　法學　自研　自治研究
法と經濟　法と經濟　新聞　法律新聞
法論　法律論叢　新報　法學新報
統經　統制經濟　志林　法學志林
臺法　臺法月報　評論　日本評論

行刑法規質疑應答

問　甲刑務所より逃走せる受刑者逃走竝に逃走中の犯罪により懲役刑確定の上、該刑より先に執行すべき旨の指揮書により乙刑務所に收容せらる。この場合乙刑務所長は逃走事犯に付懲罰を科し得るや。

答　懲罰を科することを得ず。

いま便宜上(イ)在監者の一事犯に對し刑法罰と懲罰處分とを併科し得るや否や。(ロ)懲罰權は何人にあるや、の二個の問題に付考察するに、(イ)の場合は、理論上「在監者ノ犯行ニ付キ若シ刑事上ノ訴追ヲ爲シタル場合ニ於テハ其事件ガ不起訴ニ決定シタル後ニ非サレハ之ニ對シ懲罰ヲ科スルコトヲ得サルヘク若シマタ免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ其事實カ刑法ノ犯罪ヲ組成スル要素ト關係ナクシテ單獨ニ監獄紀律ノ違反行爲ト認メ得ラルルトキニ限リ懲罰ヲ科スルヲ得ヘシ要スルニ一事犯ニ對シ刑法罰ト懲罰處分トヲ併科スル能ハサルモノト爲スヲ適法トスヘシ」（小河博士日本監獄法講義五六五頁以下）であるが、然し「監獄法ニ於テハ之ニ關シ何等ノ明文ヲ揭クル所アラサルノミナラス從來我カ監獄當局者ノ意見トシテハ併科主義ヲ是認スルノ方針ナルガ故ニ實際ニ於テハ刑法上ノ犯罪ヲ構成スルモノト認メテ訴追ヲ爲シタル犯行ニ對シ一面直チニ懲罰處分ヲ行フコトヲ妨ケサルヘシ」（前揭小河博士）とありて、吾當局が既に明治廿七年頃より併科主義を是認し來れることは明らかなるが、茲に注意すべき點は、併科主義を是認すると言ふも、それが犯則事犯にして同時に刑法上の犯罪構成實事を組成する場合、既に該事犯に對し裁判の宣告ありたる後に至りてもなほ懲罰を科し得ると爲すものに非ざる點である。換言すれば犯則事犯に付訴追を爲したる後直ちに（裁判の宣告以前に）懲罰處分を行ふは妨げなしと言ふにとゞまる。元來懲罰の處分は「犯行ニ伴フコト恰モ影ノ形ニ隨フカ如ク或ルヘク敏速ニ之ヲ決行スルコトニ由テ一層其効果ノ著ルシキモノアルヲ期待ス」べきものなるが故に、刑事判決の終結の後に於て懲罰を執行するが如きは、實際上時日を遷延し無意味に歸すべく、況や懲罰よりも重き倒裁たる刑法上の處分を受けたる者に對し更に懲罰を科するが如きは理論上當を得ざるは先の引用文の通りである。わが監獄法制定當時參考とせられたるものと覺しき普國內務省所轄監獄則第百七十四條第一項には「裁判事件ノ終了マテハ當該囚ニ對シ同一ノ行爲ニ依リ懲罰ヲ科スルヲ得ス」及び同條第三項には「犯罪行爲の訴追ヲ免レタル場合ニ於テハ其行爲ニ付キ懲罰處分ヲ行フコトヲ得若シ裁判ノ宣告アリタルトキハ之ニ懲罰ヲ科スルコトヲ得ス無罪ノ言渡ヲ受ケ

矯正図書館所蔵

刑政

第五十四卷
總目次
（昭和十六年）

タル場合ニ於テハ其行爲自身トシテ且ツ審問ノ目的トナリタル違警罪輕罪又ハ重罪ヲ組成スル法律行爲ト關係ナク單ニ監獄ノ紀律違反ト認メタルトキニ限リ之ニ懲罰ヲ科スルコトヲ得」とありて、理論上徹底せる態度を示してゐる。然し一九三三年プロシヤ刑務法第七九條第六項は「同一の行爲に付告發の爲されたる場合と雖も懲罰を科するを妨げず」とあつて從來のわが監獄當局の方針と軌を一にしてゐるが、この場合も裁判宣告ありたる後の懲罰を豫想するものに非ざること勿論である。卽ち設問におつては、逃走事犯に付既に確定判決ありたることのみを以つてしても、懲罰を科し得ざるものと解せられる。

次に(ロ)懲罰權は何人にありや、換言すれば甲刑務所收容中に爲したる犯則に對し後に至りて該受刑者を收容せる乙刑務所長が懲罰を科し得るや否やの問題であるが、（今假に該受刑者の身分は前後同一なるものとすれば、）監獄法の構成上乙刑務所長に懲罰權なしと斷ぜざるを得ない。卽ち懲罰は犯則受刑者の在監中に（而も同一身分＝又は資格＝の繼續中）その監獄の典獄により言渡され、また執行せらるゝを原則とすれども、唯その例外の場合として我監獄法施行規則により處罰者の移監の場合（第一六四條）及び在監者の護送途中に於ける紀律違犯の場合（第一六五條）に限り、受領監獄の典獄に於て執行を開始すべく又は言渡を爲し得ることゝなつてゐるのである。懲罰が自由刑に普通とせらるゝ制壓の限度を超過するものなる以上、懲罰に關する規定は嚴格に解釋すべく、徒らに便宜に解すべきものではない。のみならず施行規則第一六四條第一六五條が、在監者の移送により生じ得べき例外の場合を規定したるものなることは、本來在監者の移送そのものが例外のことに屬するといふ事情より觀るも明らかである。特に受刑者と雖も徒らに監獄行政上の便宜に基き他に移送するを許さゞることは拘禁區分の設けられある點より觀るも明かであらう。かくの如く「監施」の二規定を例外規定と解する以上、懲罰は犯則の當時收容者の屬する刑務所の所長が之を決定すべきものなるは言を俟たない。故に若し假に設問に於て逃走者が確定判決を經ざる前に乙刑務所に收容せられたりとするも、乙刑務所長は逃走に付懲罰を科し得ざるものと解するの他はない。

なほ一九三三年プロシヤ刑務法第七十九條第一項には「懲罰の決定は所長之を爲す、犯則の當時收容者の屬する刑務所の所長管轄す」とあることを注意したい。

また先に在監者の身分の異動したる場合を留保しておいたがこれに就ては大正四年監甲第四三八號「懲罰執行中資格異動シタル場合ノ懲罰執行方……ニ關スル件」を參照すべきである。

最後に監獄行政上受刑者の頻繁迅速なる移送を必要とするに至りたる今日、實際上甲刑務所に於て爲したる犯則が乙刑務所に受領後幾許もなくして發覺する場合無きに非ずして、實際上懲罰を科するの必要を見るに至るべきことに就ても注意すべきである。

矯正図書館所蔵

卷頭言

		號	頁
□年頭所感	金澤次郎	一	二
□刑事に關する企劃の問題	小川太郎	二	二
□行刑と法權統一	安達勝清	三	二
□豫防拘禁の誕生	中尾文策	四	二
□時局と行刑衞生	芥川信	五	二
□豫防拘禁制度の實施	寺光忠	六	二
□行刑當面の問題と教化	國宗榮	八	二
□刑務法の改正をどうするか	小川太郎	九	二
□收容者の生活樣式	安達勝清	十	二
□戰爭と刑事政策の黎明	中尾文策	十一	二
□收容者食糧給與手續の改正に就て	芥川信	十二	二

論文・資料

		號	頁
□新體制と行刑の再認識	正木亮	一二三	五五五
□豫防拘禁所經營論	同	七	二
□少年犯罪現象の特異性に就て	高橋正己	一	三〇
□ヒーリーの犯罪心理學	同	四五	二一四
□ジーフエルツの拘禁心理の研究（一）	同	十二	二二
□自由刑の本質と新監獄學—正木博士著「新監獄學」を讀む—	中尾文策	三	二一
□未決拘禁と作業	同	十一	五
□少年刑務所榮養試驗食に關する成績第一次報告	甲賀正亥	二	三八
□佐渡鑛山人足水替制度に就て	岡田直寛	三四	三五四二
□副看守長制度解說	小川太郎	三	五三
□豫防拘禁所教導に就て	同	七	三九
□回顧と展望—昭和十六年の行刑に於ける—	同	十二	五
□刑務所に就て	鷲津愛十郎	五六	六五
□構外作業の現地報告	武藤亘	五	三八
□犯罪少年の情意的特性	平尾靖	六	二二
□保安處分手續に關するリストの提案に就て	日沖憲郎	八	五
□德川刑法における刑罰	細川龜市	八九	一八二六
□少年行刑の基調と當面の諸問題	寺光忠	九	五
□滿洲國監獄作業運營の方法	林英雄	九十十一	三九一六四一
□戒護の綜合體制に就て	大川新作	九	四八
□司法保護の心理學的問題	平尾靖	十	三四

隨筆・回想・講演

□格子なき牢獄と刑罰　玖波文一郎　二　二五
□構外作業座談會　府中刑務所　一二三　六五七三
□南洋通信　安達勝清　三　四八
□映畫「母代」座談會　四　五三
□臨水亭春宵歡會　岩村一木　四　八四
□泉二博士と刑事立法　玖波文一郎　五　四三
□物資の節約は銃後の護り　湯川左右　八　五五
□青年學校教育に就て　伊藤正勝　十一　二五
□青年學校教練科の教授要目に就て　山本勇　十二　三四

海外資料

□アメリカ合衆國政府所屬刑務所に於ける社會事業　サンホード・ベーツ　一　六一
□アメリカ合衆國ニューヨーク州矯正法　一二三四五　六九五五六七五八
□アメリカ法律學會の立案せる少年矯正局法案　エドワード・キヤツス　二　四六
□統一せられたるスイス聯邦刑法　ウオルフガング・ミッテルマイヤー　三四五　六〇六五〇

彙報

□「刑務官の歌」當選發表　一　八二
□全國刑務所課長名一覽　四　八六
□第一回刑務官講習生感想輯錄　六　八一
□豫防拘禁關係法令　七　五一
□同　文獻　七　七八
□少年所長會同記　十一　三七
□日滿司法事務連絡協議會開催　十二　五四
□東京刑務所非常應援訓練　十二　五五
□ドイツに於ける犯罪學　ヴエルネール・ラインデツカー　六八九　五九四〇五
□犯罪は身體的基調を有するか　ウイリヤム・バツカー　六　七一
□罪刑に及ぼす不景氣の影響　レオン・スターン　八九　四九六四
□一九四〇年ドイツ統一行刑法規　十　十一　二八六三
□受刑者分類手續の實際的効果　ウイリヤム・エリス　十　四〇
□少年犯人に對する新處遇方策　ケネス・ウオーラン　十一　六七
□アメリカに於ける暴力團　ボール・ロツクウツト　十二　四三

末弘嚴太郎責任編輯

法律時報

二月號（第一四卷第二號）特價九十錢送料二錢

日本法理の自覺的展開（上）……小野清一郎
開戰に關する海牙條約の批判……田岡良一
【大東亞共榮圈の法・慣習】
關領東印度に於ける回教徒の法慣習について……笠間杲雄
關領東印度の統治・行政の基本政策……平野義太郎
海峽植民地の法……田中和夫
ニューギニア民族誌……清野謙次
★明治前期に於ける婚姻法の成立（二・完）……高柳眞三
東亞法秩序の建設について（二・完）……千種達夫
賃貸借判例法（二五）……我妻榮　廣瀨武文
□民法雜記帳（六三）……末弘嚴太郎
〔臨時議會の新法律解說〕
敵產管理法解說……野田卯一
戰爭保險臨時措置法……川出千速
【判例研究室】（七）無效離婚の追完……於保不二雄
□有閑法學（一四六）……穗積重遠
□急如律令錄（八六）……牧野英一
□時評……末弘嚴太郎
□時評……末弘嚴太郎
資料　東京・京都・東北・九州各帝大法學部試驗問題
　　第七十八議會の新法律
○新刊紹介　○新法令　○文獻月報

發行所　株式會社　日本評論社
東京市京橋區京橋三丁目四
電話京橋　六一九一—四
振替口座　東京　一一六

矯正図書館所蔵

法學新報

第五十二卷第一號
昭和十七年一月
中央大學法學部門機關

法律の錯誤に關する問題の要點……講師 牧野英一
非常大權について……教授 天野徳也
ドイツ戰時刑法に於ける主觀主義（一）……市川秀雄
——戰時下ドイツの刑事諸立法を概觀して——
羅馬法百話（一）……講師 春木一郎
刑事判例研究……講師 矢田一男
證據書類の誤記と其の說明（尾後貫莊太郎）——犯罪嫌疑不十分の不起訴處分と刑事訴訟法第四百八十九條但書
（佐々波與佐次郎）——絲配給制規則第三條違反同規則第一條の各所爲と併合罪（久禮田益喜）——賄物の交換と
故買罪（吉田常次郎）
民事判例研究……民事判例研究會
商法第二百五十條の適用（前野順一）——和議可決後に於ける和議條件變更の申立—和議法第五十九條第二號の
期間の計算—變更せられたる條件による和議可決に必要なる多數決の要件—和議決議に付て特別の利害關係者
（黒川眞前）——無盡無免許經營と取締役の責任（岩田新）——賣買契約締結の委任と其の權限（梶田年）
比較法制研究……比較法制研究會
英米法に於ける著作者人格權の保護（右田政夫）
新刊紹介……八木胖
非常時立法と國家の理念——牧野博士「非常時立法の發展」

編輯後記

□ 漸く改編刑政の第一號を御覽にいれる運びに至つた。甚だ遲れて申譯なく思つてゐる。殊に、はやばやと玉稿を賜つた方々には特に申譯なく感じてゐる。何とぞ御許しを願ひたい。

□ 改編を記念して表紙も改めてみた。竊刑政もいざ改編となつてみると、其處には捨て難い感傷が湧いて來る。しかし、かやうな感傷をたち切つて、刑事政策專門雜誌としてのその價値を眞實に生かし度く考へてゐる。

□ 刑事政策は現場のうち生きてゐるものである。だから、それを抽象的な觀念論だけで律しやうとすることは間違ひである。又同時に政策は常に理想に導かれてゐなければならない。從つて絶えざる理想の上からの批判がそれには必要である。本誌がかういふ二つのものの融合の上に成長するためには、學界や現場の方々の、この上ともの支援を頂かなければならぬ。

□ 本號に資料として揭げたもののうち、批把田典獄の累犯統計調査は資料の乏しいこの方面の研究に大きな寄與をなすものと考へ、當局の御了解を得て揭載することにした。正木局長の常習犯人に關する玉稿と共に、將來の常習犯人研究に指針を與へ得るものと自負する。

□ 月刊刑政は對英米宣戰の眞只中にその產聲をあげた。それより僅か二月に足らぬいまシンガポール突入の報導をきゝつゝ改編刑政第一號編輯を終つた。感無量。

（をがは）

定價表
一冊（稅共）金五十錢
四冊（稅共）金二圓

廣告
一等一頁 金五十圓
二等一頁 金四十圓
普通一頁 金三十圓

注文規定
●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること

昭和十六年十二月二十八日印刷納本
昭和十七年一月一日發行
東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
編輯兼發行人 大原虎夫
兼印刷人
東京市神田區淡路町二丁目九番地
配給元 日本出版配給株式會社
印刷所 刑務協會印刷所
東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
發行所 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五
振替口座東京二五〇五九番

昭和十六年十二月二十八日印刷
昭和十七年一月一日發行（一・四・七・十月各一日發行）
第五十五卷 第一號（日本標準規格A列五號）

某

矯正図書館所蔵